

第3章 都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況について、広島市及び広島県の公共データ等をもとに把握した。調査対象地域は、原則として事業計画地及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域が位置する広島市安佐南区、佐伯区及び西区とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境

(1) 気 象

広島市は中国山地と四国山地の間に位置しており、瀬戸内式気候に該当する。雪や雨の影響を受けにくいため、年間を通して晴天の日が多く、温暖な気候である。

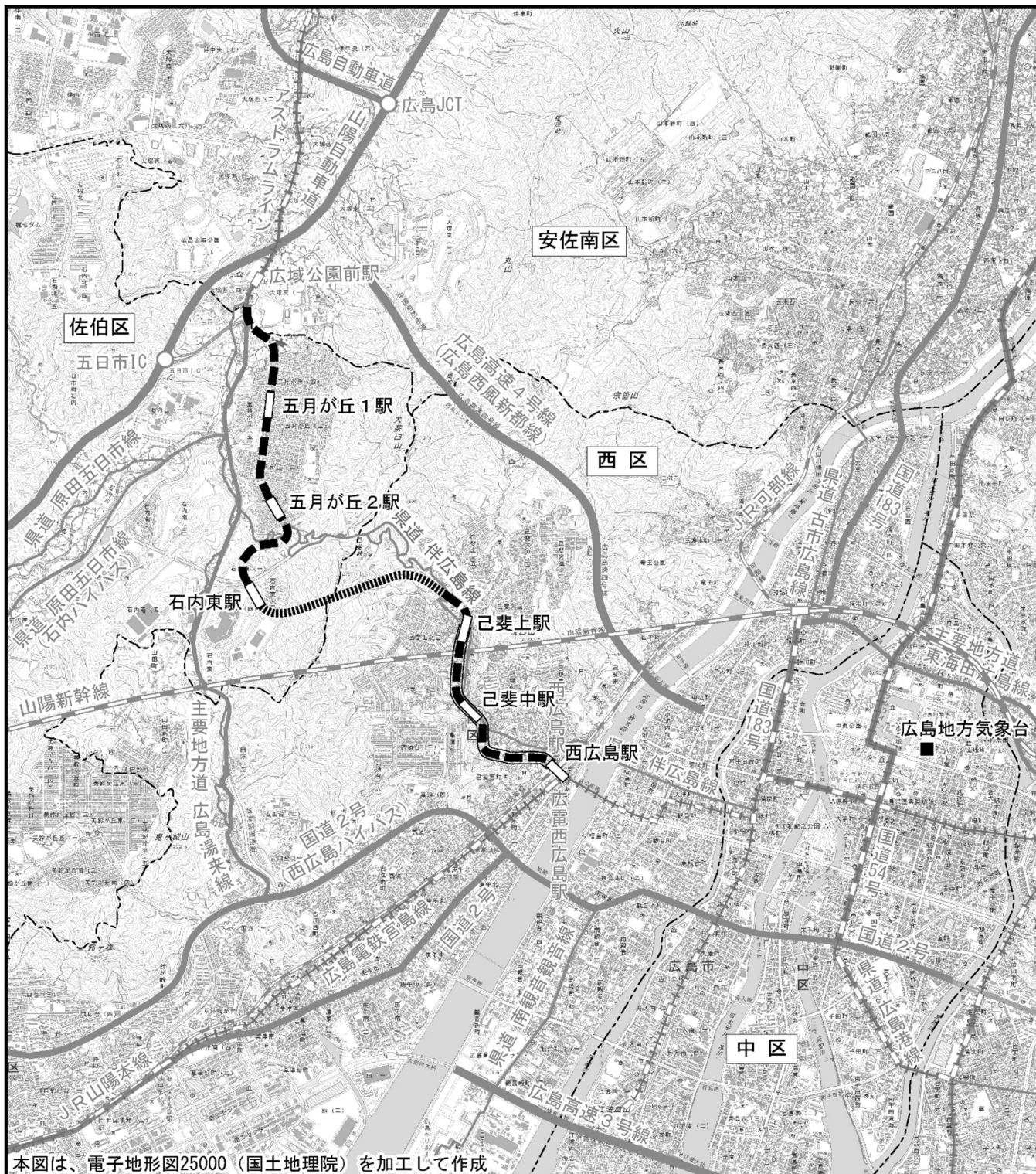
気象の観測は、事業計画地周辺においては、「広島地方気象台」で実施されており、その過去10年間（平成26～令和5年）の気象観測結果は表3.1.1に、位置は図3.1.1にそれぞれ示すとおりである。

過去10年間の主な気象要素の平均値は、平均気温16.9℃、最高気温37.1℃、最低気温-2.5℃、降水量1,718.4mm、平均風速3.3m/sとなっている。

表 3.1.1 気象観測結果（広島地方気象台）

年 次	気 温 (℃)			降水量 (mm)	風 速 (m/s)	風 向
	平 均	極 値				
		最 高	最 低	総 量	平 均	最 多
平成26年	16.2	36.4	-1.5	1,573.0	3.4	北北東
平成27年	16.6	35.9	-1.0	1,641.0	3.2	北北東
平成28年	17.2	37.2	-3.9	2,124.0	3.2	北北東
平成29年	16.3	37.0	-1.7	1,619.5	3.2	北北東
平成30年	16.8	37.3	-4.3	1,878.5	3.3	北北東
平成31(令和元)年	17.2	37.5	-0.8	1,381.5	3.3	北北東
令和2年	17.1	37.1	-0.3	2,026.5	3.3	北北東
令和3年	17.1	38.0	-4.5	2,267.0	3.2	北北東
令和4年	17.1	37.1	-2.5	1,212.5	3.3	北北東
令和5年	17.5	37.4	-4.2	1,460.5	3.2	北北東
1月	5.7	15.5	-4.2	45.5	3.0	北北東
2月	6.9	17.4	-0.2	61.5	3.3	北北東
3月	12.6	22.8	1.3	64.5	3.3	北北東
4月	15.7	26.1	5.7	246.5	3.3	北北東
5月	19.9	30.1	9.5	255.0	3.3	北北東
6月	23.3	32.0	15.0	219.0	3.6	北北東
7月	27.9	36.1	21.9	307.5	2.9	南 南西
8月	30.0	37.4	24.9	48.5	3.1	北北東
9月	27.2	37.4	19.3	115.0	3.2	北北東
10月	18.9	28.8	10.7	8.5	3.7	北北東
11月	14.0	25.9	3.4	33.0	3.5	北北東
12月	8.2	20.1	-0.3	56.0	3.3	北北東
10年間の平均値	16.9	37.1	-2.5	1,718.4	3.3	—

出典：気象庁HP



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

- 凡 例
- ■ ■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - ● ● 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - ■ ■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界

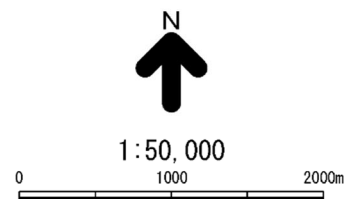


図 3.1.1 広島地方気象台の位置

(2) 大気質

(a) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局

大気質の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に表 3.1.2 及び図 3.1.2 に示す大気測定局及び測定項目について、常時監視が実施されている。

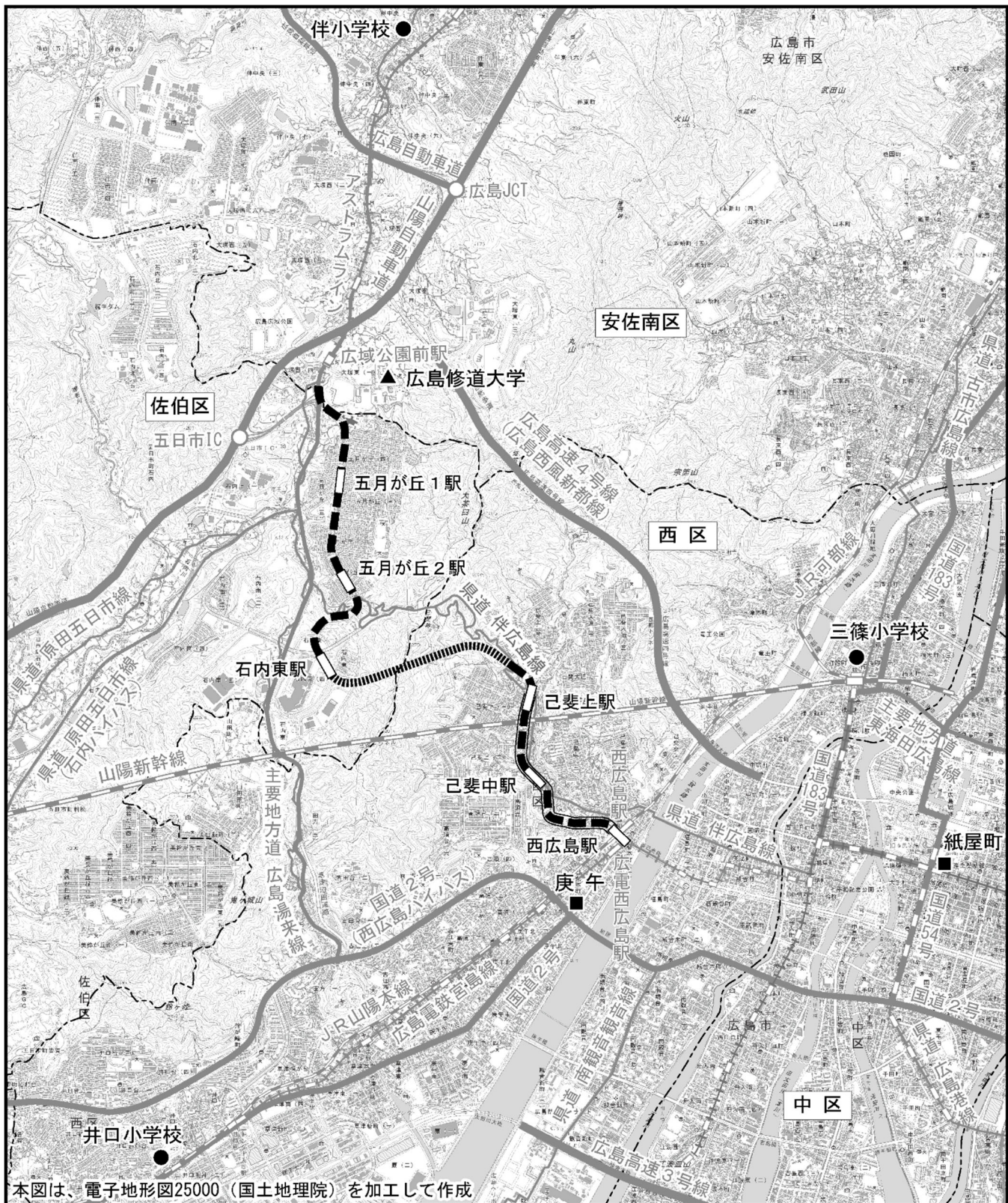
令和４年度の事業計画地周辺の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定結果は、表 3.1.3 に示すとおりである。

令和４年度における環境基準が定められている二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化硫黄及び一酸化炭素の測定結果は、全ての測定局で環境基準を達成しており、光化学オキシダントは全ての測定局において環境基準を達成していなかった。

表 3.1.2 大気測定局及び測定項目

項 目	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局	
	井口小学校	三篠小学校	伴小学校	庚 午	紙屋町
硫黄酸化物	○	—	○	—	—
窒素酸化物	○	○	○	○	○
一酸化炭素	—	—	—	○	○
光化学オキシダント	○	○	○	—	—
炭化水素	—	—	—	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○	○	○	○	○
風向・風速	○	○	○	—	—
気温・湿度	—	○	—	—	—
日 射	—	○	—	—	—

出典：「令和５年度 広島県環境データ集」（広島県HP）



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

凡 例	■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
	■■■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
	■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
	—— 事業計画地（己斐中央線）
	----- 行政区界
	● 一般環境大気測定局
	■ 自動車排出ガス測定局
	▲ 大気測定車

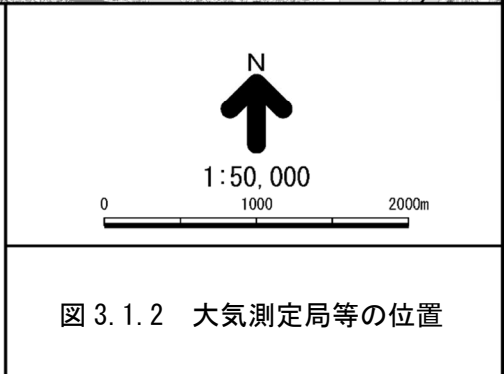


表 3.1.3(1) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【窒素酸化物】

項 目			一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局	
			井口小学校	三篠小学校	伴小学校	庚 午	紙屋町
用途地域			一種中高層 住専	二種住居	一種住居	近隣商業	商 業
一酸化窒素	有効測定日数	日	361	355	358	357	349
	測定時間	時間	8,621	8,574	8,565	8,553	8,377
	年平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.007	0.015
	1 時間値の最高値	ppm	0.062	0.057	0.067	0.068	0.109
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.005	0.004	0.008	0.014	0.028
二酸化窒素	有効測定日数	日	361	355	358	357	349
	測定時間	時間	8,621	8,574	8,565	8,553	8,377
	年平均値	ppm	0.008	0.007	0.007	0.012	0.016
	1 時間値の最高値	ppm	0.041	0.043	0.043	0.045	0.063
	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.021	0.017	0.019	0.022	0.025
窒素酸化物	日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えた日の有無	有× 無○	○	○	○	○	○
	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	有効測定日数	日	361	355	358	357	349
	測定時間	時間	8,621	8,574	8,565	8,553	8,377
	年平均値	ppm	0.009	0.008	0.008	0.019	0.030
窒素酸化物	1 時間値の最高値	ppm	0.090	0.100	0.097	0.111	0.152
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.025	0.020	0.025	0.034	0.052
	年平均値 NO ₂ / (NO + NO ₂)	%	87.5	86.0	82.6	62.9	51.6

※二酸化窒素の環境基準（長期的評価）：日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.3(2) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【浮遊粒子状物質】

項 目		一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局	
		井口小学校	三篠小学校	伴小学校	庚 午	紙屋町
用途地域		一 種 中 高 層住専	二種住居	一種住居	近隣商業	商 業
有効測定日数	日	365	364	362	365	363
測定時間	時間	8,739	8,731	8,699	8,730	8,717
年平均値	mg/m ³	0.015	0.013	0.017	0.015	0.015
1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 時間値の最高値	mg/m ³	0.100	0.080	0.080	0.110	0.074
日平均値の 2 % 除外値	mg/m ³	0.036	0.032	0.039	0.032	0.033
日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有× 無○	○	○	○	○	○
環境基準値の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日	日	0	0	0	0	0

※浮遊粒子状物質の環境基準

- ・短期的評価：日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下
- ・長期的評価：日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m³ 以下。ただし、日平均値が 0.10 mg/m³ を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準を達成していないものと評価

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.3(3) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【微小粒子状物質（PM2.5）】

項 目		一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局	
		井口小学校	三篠小学校	伴小学校	庚 午	紙屋町
用途地域		一 種 中 高 層住専	二種住居	一種住居	近隣商業	商 業
有効測定日数	日	363	361	363	362	363
測定時間	時間	8,706	8,640	8,657	8,688	8,656
年平均値	mg/m ³	9.9	8.7	7.6	11.0	8.5
日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数とその割合	時間	1	1	0	2	1
	%	0.3	0.3	0.0	0.6	0.3
日平均値の年間 98% 値	mg/m ³	23.1	23.6	19.4	25.3	22.5

※微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準

- ・短期的評価：日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m³ 以下
- ・長期的評価：年平均値が 15 μg/m³ 以下

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.3(4) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【二酸化硫黄】

項 目		一般環境大気測定局	
		井口小学校	伴小学校
用途地域		一種中高層住専	一種住居
有効測定日数	日	362	364
測定時間	時間	8,673	8,660
年平均値	ppm	0.001	0.001
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0
	%	0	0
日平均値が 0.04ppm を超えた時間数とその割合	日	0	0
	%	0	0
1 時間値の最高値	ppm	0.009	0.019
日平均値の 2 % 除外値	ppm	0.003	0.002
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有× 無○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0

※二酸化硫黄の環境基準

- ・短期的評価：日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下
- ・長期的評価：日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準を達成していないものと評価

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.3(5) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【一酸化炭素】

項 目		自動車排出ガス測定局	
		庚 午	紙屋町
用途地域		近隣商業	商 業
有効測定日数	日	359	361
測定時間	時間	8,597	8,661
年平均値	ppm	0.3	0.3
8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合	回	0	0
	%	0	0
日平均値 10ppm を超えた日数とその割合	回	0	0
	%	0	0
1 時間値の最高値	ppm	1.0	1.5
日平均値の 2 % 除外値	ppm	0.5	0.5
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日より以上連続したことの有無	有× 無○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0	0

※一酸化炭素の環境基準

- ・短期的評価：日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 8 時間値が 20ppm 以下
- ・長期的評価：日平均値の 2 % 除外値が 10ppm 以下。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合には、環境基準を達成していないものと評価

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.3(6) 大気測定局測定結果（令和４年度）

【光化学オキシダント】

項 目		一般環境大気測定局		
		井口小学校	三篠小学校	伴小学校
用途地域		一種中高層住専	二種住居	一種住居
昼間測定日数	日	365	365	365
昼間測定時間	時間	5,437	5,393	5,433
昼間の１時間値の年平均値	ppm	0.035	0.035	0.034
昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	91	93	90
	時間	492	492	457
昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日の有無	有× 無○	×	×	×
昼間の１時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0
	時間	0	0	0
昼間の１時間値の最高値	ppm	0.095	0.101	0.097
昼間の日最高１時間値の年平均値	ppm	0.050	0.050	0.050

※光化学オキシダントの環境基準（短期的評価）：１時間値が0.06ppm以下

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

表 3.1.3(7) 大気測定局測定結果（令和４年度）

【炭化水素】

項 目			自動車排出ガス測定局	
			庚 午	紙屋町
用途地域			近隣商業	商 業
炭化水素	測定時間	時間	2,572	8,612
	年平均値	ppmC	2.17	2.07
	6～9時における年平均値	ppmC	2.20	2.06
	6～9時測定日数	日	108	365
	6～9時３時間平均値	最高値	2.49	2.28
		最低値	2.07	1.89
	6～9時３時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	日	—	—
		%	—	—
	6～9時３時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	日	—	—
		%	—	—
非メタン炭化水素	測定時間	時間	2,572	8,612
	年平均値	ppmC	0.14	0.09
	6～9時における年平均値	ppmC	0.16	0.08
	6～9時測定日数	日	108	365
	6～9時３時間平均値	最高値	0.39	0.24
		最低値	0.06	0.00
	6～9時３時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	日	20	3
		%	18.5	0.8
	6～9時３時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	日	4	0
		%	3.7	0.0

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

表 3.1.3(8) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【風向構成比及び風速】

項目 風向	一般環境大気測定局					
	井口小学校		三篠小学校		伴小学校	
	頻 度 (%)	平均風速 (m/s)	頻 度 (%)	平均風速 (m/s)	頻 度 (%)	平均風速 (m/s)
NNE	8.0	2.43	29.3	1.07	7.6	1.64
NE	8.3	2.42	13.4	0.83	4.9	1.68
ENE	6.1	1.54	3.0	0.66	3.2	1.44
E	4.2	0.93	0.9	0.75	2.5	1.19
ESE	3.2	0.90	0.7	0.75	1.0	1.03
SE	4.0	1.11	0.5	0.90	0.9	1.07
SSE	5.8	1.32	0.6	1.04	2.4	1.80
S	12.2	1.99	1.0	1.14	5.2	2.43
SSW	13.3	2.11	3.3	1.49	9.4	2.58
SW	4.0	1.20	9.4	1.79	9.0	1.99
WSW	3.1	1.18	4.1	1.28	4.4	0.88
W	3.2	1.28	4.7	1.10	4.2	0.67
WNW	3.7	1.44	7.5	1.08	6.7	0.71
NW	2.1	1.66	4.7	0.79	7.9	0.94
NNW	3.5	2.45	3.8	0.86	9.8	1.15
N	5.1	2.81	5.9	1.11	9.3	1.44
CALM	10.2	—	7.1	—	11.7	—

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

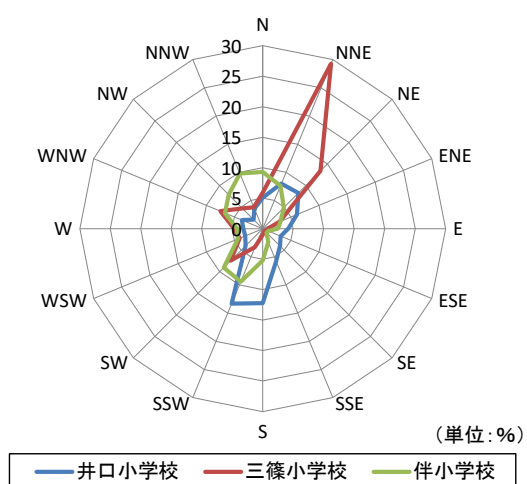


図 3.1.3 風配図

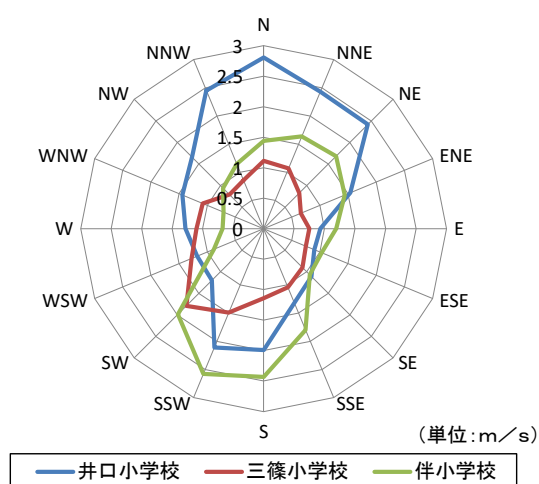


図 3.1.4 風向別平均風速

表 3.1.3(9) 大気測定局測定結果（令和 4 年度）

【気温・湿度・日射量（三篠小学校）】

年月		気 温 (°C)			湿 度 (%)			全天日射量 (MJ/m ²)		
		平均値	最高値	最低値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値
令和 4 年	4 月	16.5	27.3	4.4	56.3	94.5	12.0	0.79	3.63	0.00
	5 月	20.1	30.5	8.3	57.0	93.8	16.8	0.89	3.74	0.00
	6 月	24.3	33.3	15.5	68.1	94.6	30.0	0.81	3.80	0.00
	7 月	28.3	35.7	23.3	72.0	97.6	40.0	0.73	3.57	0.00
	8 月	29.4	35.5	21.2	69.8	97.1	31.8	0.79	3.54	0.00
	9 月	26.4	34.7	17.5	67.5	97.1	21.6	0.58	3.21	0.00
	10 月	19.0	28.8	9.0	63.0	94.4	26.4	0.57	2.89	0.00
	11 月	14.7	23.6	6.5	67.7	94.7	28.9	0.42	2.36	0.00
	12 月	6.2	16.1	-1.8	65.3	90.1	27.4	0.33	2.13	0.00
令和 5 年	1 月	5.6	15.8	-4.0	66.9	96.5	26.3	0.38	2.85	0.00
	2 月	6.8	15.8	-0.4	64.6	97.3	24.1	0.46	3.00	0.00
	3 月	12.6	21.6	0.8	61.5	95.8	14.9	0.66	3.26	0.00
年 間		17.5	35.7	-4.0	65.0	97.6	12.0	0.62	3.80	0.00

出典：広島市提供資料より作成

(b) 大気測定車による測定

事業計画地周辺においては、令和 4 年度に、図 3.1.2 に示した広島修道大学において、大気測定車による一般環境の大気測定が実施されている。

令和 4 年度の大気測定車による大気測定結果は、表 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.4 大気測定車による一般環境の大気測定結果（令和 4 年度）

調査区分	測定地点	測定期間 月/日～月/日	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	炭化水素 (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)
			最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
一般環境調査	広島修道大学	7/26～8/16	0.006	0.015	0.018	0.097	0.007	0.077	2.29	0.31
			0.001	0.001	0.005	0.022	0.004	0.014	1.96	0.16
		2/14～2/28	0.003	0.021	0.032	0.053	0.008	0.030	—	—
			0.000	0.002	0.010	0.024	0.004	0.005	—	—

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

(c) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に、図 3.1.2 に示した一般環境大気測定局の井口小学校測定局で実施されている。

令和４年度の有害大気汚染物質の測定結果は、表 3.1.5 に示すとおりであり、環境基準及び指針値が定められている 15 物質の全ての項目について環境基準及び指針値を達成している。

表 3.1.5 有害大気汚染物質測定結果（令和４年度）

項 目	単 位	一般環境大気測定局		環境基準 (年平均値)	指針値 (年平均値)
		井口小学校			
		最小値～最大値	年平均値		
ベンゼン	μ g/m ³	0.11～1.1	0.58	3	—
トリクロロエチレン	μ g/m ³	<0.005～0.085	0.035	130	—
テトラクロロエチレン	μ g/m ³	<0.008～0.17	0.047	200	—
ジクロロメタン	μ g/m ³	0.34～1.3	0.70	150	—
アクリロニトリル	μ g/m ³	<0.008～0.095	(0.021)	—	2
アセトアルデヒド	μ g/m ³	0.88～2.4	1.6	—	120
塩化メチル	μ g/m ³	1.2～1.6	1.3	—	94
塩化ビニルモノマー	μ g/m ³	<0.009～0.054	(0.019)	—	10
クロロホルム	μ g/m ³	0.12～0.25	0.17	—	18
塩化エチレン	μ g/m ³	0.029～0.088	0.053	—	—
トルエン	μ g/m ³	0.45～6.1	2.7	—	—
1,2-ジクロロエタン	μ g/m ³	(0.026)～0.46	0.14	—	1.6
1,3-ブタジエン	μ g/m ³	(0.007)～0.75	0.1	—	2.5
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	(0.003)～0.37	0.11	—	—
ホルムアルデヒド	μ g/m ³	1.3～5.3	2.7	—	—
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.3～1.7	1.5	—	40
ニッケル化合物	ng/m ³	0.46～3.5	1.7	—	25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.11～3.2	1.3	—	6
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0055～0.046	0.021	—	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	3.4～40	16	—	140
クロム及びその化合物	ng/m ³	0.48～14	3.4	—	—
キシレン	μ g/m ³	0.20～2.2	0.98	—	—

(注) 測定は毎月実施。最小値～最大値の欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載した。年平均値欄には、当該地域における測定結果の算術平均値を記載した。ただし、検出下限未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合は、その値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載した。

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(d) ダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類（大気質）の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に、
図 3.1.2 に示した一般環境大気測定局の井口小学校測定局で実施されている。

令和４年度ダイオキシン類（大気質）の測定結果は、表 3.1.6 に示すとおりであり、
年平均値 0.010pg-TEQ/m³ となっており、環境基準を達成している。

表 3.1.6 ダイオキシン類測定結果（令和４年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

測定地点	第 1 回 （ 5 月）	第 2 回 （ 7 月）	第 3 回 （10 月）	第 4 回 （12 月）	年平均値	環境基準値
井口小学校	0.0075	0.0085	0.011	0.014	0.010	0.6 以下

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(3) 騒 音

道路交通騒音の環境基準適合状況は、事業計画地周辺においては、令和４年度に、
図 3.1.5 に示す道路について調査が実施されている。令和４年度の道路交通騒音の環境基
準適合状況は、表 3.1.7 に示すとおりであり、昼間で 74～100%、夜間で 74～100%となっ
ている。

また、道路交通騒音の測定は、事業計画地周辺においては、過去５年間（平成 30 年度～
令和 4 年度）に、図 3.1.5 に示す地点について実施されている。平成 30 年度～令和 4 年度
の主要道路における道路交通騒音の測定結果は、表 3.1.8 に示すとおりであり、昼間で 52
～73 デシベル、夜間で 46～72 デシベルとなっている。

表 3.1.7 道路交通騒音の環境基準適合状況（令和 4 年度）

道路種別	路線名	評価 区間数	対象戸数 (百戸)	環境基準適合率 (%)	
				昼 間	夜 間
高速自動車道	山陽自動車道	20	24	95	94
都市高速道路	広島南道路（高速 3 号線）	7	20	100	100
	広島西風新都線（高速 4 号線）	1	3	81	81
一般国道	国道 2 号	29	140	99	88
	国道 2 号（西広島バイパス）	29	71	85	84
	国道 54 号	22	25	98	93
	国道 54 号（祇園新道）	7	57	100	99
	国道 183 号	11	91	99	98
主要地方道	広島湯来線	13	11	82	85
一般県道	広島港線	4	18	98	100
	南観音観音線	4	11	100	100
	伴広島線	9	48	100	100
	古市広島線	2	45	100	100
	原田五日市線	7	22	97	100
一般市道	草津鈴が峰線	3	3	99	99
	霞庚午線	10	38	94	97
	横川江波線	5	65	100	99
	中島吉島線	4	40	100	98
	比治山庚午線	7	48	99	99
	駅前観音線	7	48	100	100
	御幸橋三篠線	7	37	100	100
	草津沼田線	3	4	100	99
	草津沼田線（草津沼田道路）	3	2	74	74
	西 4 区 210 線	1	1	100	100
	駅前吉島線	9	59	91	91
	中広宇品線	7	73	100	100
	安佐南 4 区 453 号線	1	3	100	100
	安佐南 4 区 486・490・739 号線、佐伯 1 区 371 号線	2	3	100	100
	鷹野橋宇品線	4	19	100	100
	吉島観音線	1	8	100	100
	天満矢賀線	2	12	100	100
	安佐南 4 区 488, 489 号線	2	2	100	100
	安佐南 3 区長束八木線	1	11	100	100
	佐伯 1 区 376 号線	1	2	100	100
	佐伯 1 区 368, 373 号線	2	1	100	100
	西 3 区 82 号線	1	10	100	94
	西 5 区観音井口線	2	2	100	100
	西 5 区西部流通環状線	2	5	100	100

（注） 1. 路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適否を路線別に集計したものである。

2. 環境基準適合率（%）＝環境基準適合戸数/対象戸数×100

3. 対象戸数は、100 戸未満を四捨五入して表記したものである。

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.8(1) 道路交通騒音の測定結果（平成 30 年度～令和 4 年度）

No.	道路種別	路線名	測定地点	測定 年度	道路交通騒音 L _{Aeq} (デシベル)		
					昼間	夜間	
1	高速自動車道	山陽自動車道	安佐南区伴東 8 丁目 61 番	R2	52	48	
2	都市高速道路	広島西風新都線（高速 4 号線）	西区中広町 2 丁目 16 番	H30	60	50	
3	一般国道	国道 2 号	西区草津南 4 丁目 1 番	R1	68	64	
4		国道 2 号（西広島バイパス）	中区舟入本町 7 番	R3	73	72	
5			西区観音本町 1 丁目 12 番	R2	66	63	
				R3	66	62	
				R4	67	63	
6			西区己斐本町 2 丁目 21 番	R1	64	58	
				R2	64	59	
				R3	64	57	
				R4	64	59	
7			西区高須 3 丁目 4 番	R2	56	50	
8			西区井口台 2 丁目 6 番	R2	63	58	
9		国道 54 号	中区袋町 5 番	R2	69	65	
10			中区基町 3 番	R3	63	57	
11			国道 54 号（祇園新道）	中区基町 20 番	R2	63	58
12			国道 183 号	中区十日市町 1 丁目 1 番	R1	69	62
13				中区広瀬北町 3 番	R3	69	62
14	主要地方道	広島湯来線	佐伯区五日市町大字石内 5761	R3	73	69	
15			安佐南区大塚西 2 丁目 （宮が瀬橋バス停付近）	R3	73	67	
16	一般県道	南観音観音線	西区観音新町 3 丁目 6 番	R3	67	61	
17			西区南観音 2 丁目 8 番	R3	68	64	
18		伴広島線	西区己斐中 2 丁目 2 番	R4	66	61	
19			中区榎町 10 番	R4	69	63	
20		古市広島線	西区三篠北町 15 番	H30	68	62	
21		原田五日市線	佐伯区五日市町大字石内	R4	70	63	
22	一般市道	草津鈴が峰線	西区井口明神 1 丁目 14 番	H30	67	60	
23		霞庚午線	中区吉島西 2 丁目 15 番	R2	71	65	
24			中区舟入南 6 丁目 5 番	R2	72	67	
25			西区南観音 5 丁目 15 番	R2	71	65	
26		横川江波線	中区舟入南 2 丁目 7 番	H30	66	59	
27		駅前観音線	西区上天満町 3 番	R2	68	64	
28			西区観音町 16 番	R2	70	63	
29		御幸橋三篠線	西区楠木町 3 丁目 1 番	R2	70	64	
30		西 4 区 210 号線	西区庚午南 1 丁目 1 番	R3	53	46	
31		中広宇品線	中区広瀬町 2 番	R3	68	61	
32		安佐南 4 区 486・490・739 号線、 佐伯 1 区 371 号	佐伯区石内北 1 丁目 1 番	R1	63	57	
33		鷹野橋宇品線	中区千田町 3 丁目 7 番	R1	66	61	

（注）昼間：6～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

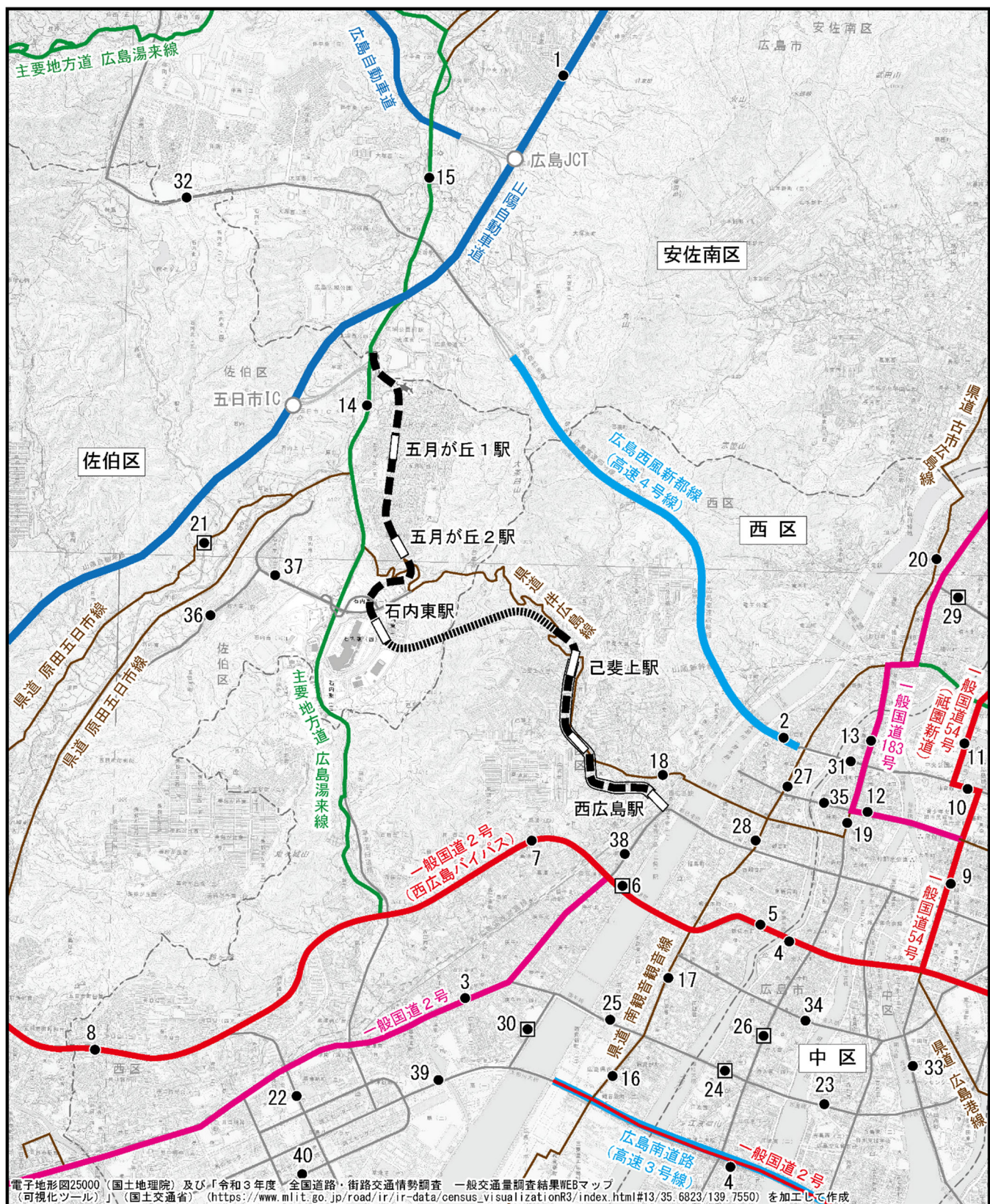
出典：「令和元年度版 広島市の環境」（令和 2 年 2 月、広島市環境局）
「令和 2 年度版 広島市の環境」（令和 3 年 3 月、広島市環境局）
「令和 3 年度版 広島市の環境」（令和 3 年 12 月、広島市環境局）
「令和 4 年度版 広島市の環境」（令和 5 年 3 月、広島市環境局）
「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

表 3.1.8(2) 道路交通騒音の測定結果（平成 30 年度～令和 4 年度）

No.	道路種別	路線名	測定地点	測定 年度	道路交通騒音 L _{Aeq} (デシベル)	
					昼間	夜間
34	一般市道	吉島観音線	中区舟入川口町 18 番	R1	68	62
35		天満矢賀線	中区西十日市町 10 番	R2	66	59
36		佐伯 1 区 376 号線	佐伯区石内南 1 丁目 15 番	R2	66	57
37		佐伯 1 区 368・373 号線	佐伯区石内南 2 丁目 19 番	R2	54	48
38		西 3 区 82 号線	西区己斐本町 3 丁目 12 番	R1	69	66
39		西 5 区観音井口線	西区草津新町 1 丁目 21 番	R4	64	60
40		西 5 区西部流通環状線	西区井口明神 2 丁目 13 番	H30	55	49

（注）昼間：6～22 時、夜間：22 時～翌日 6 時

出典：「令和元年度版 広島市の環境」（令和 2 年 2 月、広島市環境局）
「令和 2 年度版 広島市の環境」（令和 3 年 3 月、広島市環境局）
「令和 3 年度版 広島市の環境」（令和 3 年 12 月、広島市環境局）
「令和 4 年度版 広島市の環境」（令和 5 年 3 月、広島市環境局）
「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）



- 凡例
- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - ▨ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界
 - 高速自動車国道
 - 一般国道（直轄）
 - 主要地方道（都道府県道）
 - 指定市の一般市道
 - 都市高速道路
 - 一般国道（補助国）
 - 一般都道府県道
 - 道路交通騒音測定地点
 - 道路交通振動測定地点
- 出典：「令和元年度版 広島市の環境」（令和2年2月、広島市環境局）
「令和2年度版 広島市の環境」（令和3年3月、広島市環境局）
「令和3年度版 広島市の環境」（令和3年12月、広島市環境局）
「令和4年度版 広島市の環境」（令和5年3月、広島市環境局）
「令和5年度版 広島市の環境」（令和6年3月、広島市環境局）

N
↑

1:50,000

0 1000 2000m

図 3.1.5 道路交通騒音・振動の測定地点

(4) 振 動

道路交通振動の測定は、事業計画地周辺においては、過去５年間（平成３０年度～令和４年度）に、図３.１.５に示す地点について実施されている。平成３０年度～令和４年度の主要道路における道路交通振動の測定結果は、表３.１.９に示すとおりであり、昼間で３０～４９デシベル、夜間で２３～３９デシベルとなっている。

表 3.1.9 道路交通振動の測定結果（平成 30 年度～令和 4 年度）

No.	道路種別	路線名	測定地点	測定年度	道路交通振動 (デシベル)	
					昼間	夜間
6	一般国道	国道２号（西広島バイパス）	西区己斐本町２丁目 21 番	R4	40	38
21	一般県道	原田五日市線	佐伯区五日市町大字石内	R4	44	37
24	一般市道	霞庚午線	中区舟入南 6 丁目 5 番	R2	49	39
26		横川江波線	中区舟入南 2 丁目 7 番	H30	40	31
29		御幸橋三篠線	西区楠木町 3 丁目 1 番	R2	46	38
30		西 4 区 210 号線	西区庚午南 1 丁目 1 番	R3	30	23

（注）１．令和元年度は、事業計画地周辺において道路交通振動が測定されていない。
２．昼間：７～１９時、夜間：１９時～翌日 7 時

出典：「令和元年度版 広島市の環境」（令和２年２月、広島市環境局）
「令和２年度版 広島市の環境」（令和３年３月、広島市環境局）
「令和３年度版 広島市の環境」（令和３年１２月、広島市環境局）
「令和４年度版 広島市の環境」（令和５年３月、広島市環境局）
「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(5) 悪 臭

広島市内における悪臭に関する公害苦情件数の推移は、表 3.1.10 に示すとおりである。
平成 30～令和 4 年度の悪臭に関する苦情件数は、34～46 件となっている。

表 3.1.10 悪臭に関する公害苦情件数の推移（広島市内）（平成 30 年度～令和 4 年度）

年度 種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
悪 臭	46	37	42	40	34

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

3.1.2 水環境

(1) 水 質

(a) 公共用水域

公共用水域（河川）における水質の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に図 3.1.6 に示す地点について実施されている。

令和４年度の水質の測定結果は表 3.1.11～3.1.12 に示すとおりであり、環境基準の類型が指定されている郡橋、泉橋、八幡川河口、己斐橋、旭橋においては、河川の汚濁の程度を示す代表的な指標であるＢＯＤ及び人の健康の保護に関する項目（健康項目）について環境基準を達成している。

表 3.1.11 生活環境項目・栄養塩類の測定結果（広島市）（令和４年度）

測定項目		水域名	八幡川水系							太田川水系			環境基準	
			八幡川上流	八幡川下流		石内川			梶毛川	太田川下流		八幡川	A 類型	B 類型
		測定地点名	郡橋	泉橋	八幡川河口	原田下橋	鳴谷橋	石内川河口	梶毛川河口	己斐橋	旭橋	戸島橋		
		類型	A類型	B類型		—			—	B類型		—		
生活環境項目	pH		7.6～ 8.4	7.5～ 8.2	7.3～ 8.3	7.9～ 8.0	7.5～ 7.7	7.4～ 9.1	7.3～ 7.6	7.4～ 8.0	7.6～ 8.2	8.3～ 8.8	6.5～ 8.5	6.5～ 8.5
	DO	mg/L	11	11	10	9.6	10	10	9.2	8.4	8.4	12	7.5 以上	5 以上
	BOD	mg/L	1.1	1.5	1.7	1.4	1.3	1.3	0.9	1.5	1.3	1.2	2 以下	3 以下
	COD	mg/L	2.4	2.8	2.4	2.4	2.1	2.1	2.0	2.3	3.2	2.7	—	—
	SS	mg/L	2	3	2	2	2	2	3	2	3	3	25 以下	25 以下
	大腸菌数	CFU/ 100mL	150	130	130	110	210	110	200	52	400	890	300 以下	1000 以下
栄養塩類	全窒素	mg/L	0.62	0.66	—	—	—	—	—	—	0.46	—	—	
	アンモニア態窒素	mg/L	<0.01	<0.01	—	—	—	—	—	—	0.18	—	—	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.009	0.008	—	—	—	—	—	—	0.014	—	10 以下	
	硝酸性窒素	mg/L	0.54	0.56	—	—	—	—	—	—	0.15	—	10 以下	
	全りん	mg/L	0.043	0.044	—	—	—	—	—	—	0.031	—	—	
	りん酸態りん	mg/L	0.020	0.023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
洗剤残存量		mg/L	—	0.0006 ～ 0.0023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

（注）生活環境項目の pH 以外の数値は、年平均値である。

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

- 凡例
- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - ▨ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界
 - 河川
 - 原爆献水の採水場所
 - 水質測定地点
 - ▲ ダイオキシン類（水質・底質）
 - 底質測定地点

出典：「令和5年度版 広島市の環境」（令和6年3月、広島市環境局）
「広島市域内の河川」（広島市HP）
「原爆犠牲者への献水」（広島市HP）

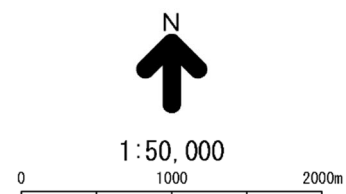


図 3.1.6
水質・底質等の測定地点

表 3. 1. 12(1) 公共用水域水質測定結果（広島県）（令和 4 年度）

測定項目		水域名 測定地点名 類 型 単 位	八幡川水系			環境基準		
			八幡川上流	八幡川下流				
			郡 橋	泉 橋	八幡川河口	A 類型	B 類型	
			A 類型	B 類型				
			最小値～最大値	最小値～最大値				
一般項目	pH		7.6～8.4	7.5～8.2	7.3～8.3	6.5～8.5	6.5～8.5	
	DO	mg/L	8.5～13	8.4～14	7.4～12	7.5 以上	5 以上	
	BOD	mg/L	0.7～1.9	0.6～2.5	0.8～3.4*	2 以下	3 以下	
	COD	mg/L	1.3～4.1	1.8～4.0	1.8～2.9	—	—	
	SS	mg/L	<1～8	<1～8	1～5	25 以下	25 以下	
	大腸菌数	CFU/100mL	33～590*	25～540	31～350	300 以下	1000 以下	
	全窒素	mg/L	0.51～0.80	0.50～0.83	—	—	—	
	全磷	mg/L	0.030～0.064	0.031～0.059	—	—	—	
	全亜鉛	mg/L	<0.001～0.001	<0.001～0.002	—	—	—	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003～ <0.0003	<0.0003～ <0.0003	—	0.003 以下		
	全シアン	mg/L	<0.1～<0.1	<0.1～<0.1	—	検出されないこと		
	鉛	mg/L	<0.005～<0.005	<0.005～<0.005	—	0.01 以下		
	六価クロム	mg/L	<0.01～<0.01	<0.01～<0.01	—	0.02 以下		
	ヒ素	mg/L	<0.005～<0.005	<0.005～<0.005	—	0.01 以下		
	総水銀	mg/L	<0.0005～ <0.0005	<0.0005～ <0.0005	—	0.0005 以下		
	PCB	mg/L	<0.0005～ <0.0005	<0.0005～ <0.0005	—	検出されないこと		
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002～<0.002	<0.002～<0.002	—	0.02 以下		
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002～ <0.0002	<0.0002～ <0.0002	—	0.002 以下		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004～ <0.0004	<0.0004～ <0.0004	—	0.004 以下		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002～<0.002	<0.002～<0.002	—	0.1 以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004～<0.004	<0.004～<0.004	—	0.04 以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005～ <0.0005	<0.0005～ <0.0005	—	1 以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006～ <0.0006	<0.0006～ <0.0006	—	0.006 以下		
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001～<0.001	<0.001～<0.001	—	0.01 以下		
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005～ <0.0005	<0.0005～ <0.0005	—	0.01 以下		
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002～ <0.0002	<0.0002～ <0.0002	—	0.002 以下		
	チウラム	mg/L	<0.0006～ <0.0006	<0.0006～ <0.0006	—	0.006 以下		
	シマジン	mg/L	<0.0003～ <0.0003	<0.0003～ <0.0003	—	0.003 以下		
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002～<0.002	<0.002～<0.002	—	0.02 以下		
	ベンゼン	mg/L	<0.001～<0.001	<0.001～<0.001	—	0.01 以下		
	セレン	mg/L	<0.002～<0.002	<0.002～<0.002	—	0.01 以下		
	硝酸性窒素	mg/L	0.39～0.66	0.39～0.74	—	10 以下		
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005～0.017	<0.005～0.013	—	10 以下		
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.55～0.68	0.61～0.75	—	10 以下		
	ふっ素	mg/L	0.09～0.09	<0.08～0.12	—	0.8 以下		
	ほう素	mg/L	<0.01～<0.01	<0.01～<0.01	—	1 以下		
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005～<0.005	<0.005～<0.005	—	0.05 以下		
	特殊項目	銅	mg/L	<0.005～<0.005	<0.005～<0.005	—	—	
		鉄_溶解性	mg/L	<0.1～0.1	<0.1～0.1	—	—	
マンガン		mg/L	<0.1～<0.1	<0.1～<0.1	—	—		
クロム		mg/L	<0.1～<0.1	<0.1～<0.1	—	—		
その他項目	塩素イオン	mg/L	3.6～6.1	4.0～9.5	62～1730	—		
	アンモニア態窒素	mg/L	<0.01～<0.01	<0.01～<0.01	—	—		
	磷酸態磷	mg/L	0.014～0.025	0.013～0.027	—	—		

(注) *は各水域の環境基準点であることを示す。

出典：「令和 4 年度 水質等調査の結果」（令和 6 年 5 月、広島県）

表 3. 1. 12(2) 公共用水域水質測定結果（広島県）（令和 4 年度）

測定項目		水域名	太田川水系		環境基準	
			太田川下流			
		測定地点名	己斐橋	旭 橋	A 類型	B 類型
		類 型	B 類型	B 類型		
単 位	最小値～最大値	最小値～最大値				
一般項目	pH		7.4～8.0	7.6～8.2	6.5～8.5	6.5～8.5
	DO	mg/L	5.1～11	5.2～12	7.5 以上	5 以上
	BOD	mg/L	<0.5～2.8	<0.5～2.7	2 以下	3 以下
	COD	mg/L	1.5～3.6	1.9～5.0	—	—
	SS	mg/L	<1～3	<1～8	25 以下	25 以下
	大腸菌数	CFU/100mL	2～380	2～2200*	300 以下	1000 以下
	全窒素	mg/L	—	0.30～0.76	—	—
	全燐	mg/L	—	0.013～0.057	—	—
	全亜鉛	mg/L	—	0.003～0.005	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	<0.0003～<0.0003	0.003 以下	
	全シアン	mg/L	—	<0.1～<0.1	検出されないこと	
	鉛	mg/L	—	<0.005～<0.005	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	—	<0.01～<0.01	0.02 以下	
	ヒ素	mg/L	—	<0.005～<0.005	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	0.0005 以下	
	PCB	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002～<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004～<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002～<0.002	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004～<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006～<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	—	0.002～0.002	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	mg/L	—	<0.0006～<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	mg/L	—	<0.0003～<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002～<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン	mg/L	—	<0.001～<0.001	0.01 以下	
	セレン	mg/L	—	<0.002～<0.002	0.01 以下	
	硝酸性窒素	mg/L	—	0.10～0.18	10 以下	
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.005～0.024	10 以下	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.10～0.20	10 以下	
	ふっ素	mg/L	—	—	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	—	—	1 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005～<0.005	0.05 以下	
特殊項目	銅	mg/L	—	—	—	
	鉄	mg/L	—	—	—	
	マンガン	mg/L	—	—	—	
	クロム（全）	mg/L	—	—	—	
その他項目	塩素イオン	mg/L	5050～13400	4390～18400	—	
	アンモニア態窒素	mg/L	—	0.02～0.35	—	
	磷酸態燐	mg/L	—	—	—	

（注）＊は各水域の環境基準点であることを示す。

出典：「令和 4 年度 水質等調査の結果」（令和 6 年 5 月、広島県）

(b) ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に、図 3.1.6 に示した八幡川の泉橋で実施されている。

令和４年度のダイオキシン類（水質）の測定結果は、表 3.1.13 に示すとおりであり、年平均値は 0.10pg-TEQ/L となっており、環境基準を達成している。

表 3.1.13 ダイオキシン類（水質）の測定結果（令和４年度）

（単位：pg-TEQ/L）

測定地点	第 1 回 (7、8 月)	第 2 回 (11、12 月)	年平均値	環境基準値
八幡川 泉橋	0.13	0.079	0.10	1 以下

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(2) 底 質

(a) 公共用水域

公共用水域（河川）における底質の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に、
図 3.1.6 に示した八幡川下流の八幡川河口及び太田川下流の旭橋について実施されている。

令和４年度の底質の測定結果は、表 3.1.14 に示すとおりであり、底質の有機汚濁の指標
となる強熱減量は 0.6～0.9%、総水銀、PCB は暫定除去基準値(それぞれ 25ppm、10ppm)以
下となっている。

表 3.1.14 底質の測定結果（令和４年度）

測定項目	水域名	八幡川下流	太田川下流
	測定地点名	八幡川河口	旭 橋
	類 型	B 類型	B 類型
pH	—	7.5	7.6
COD	mg/g	0.6	0.4
強熱減量	%	0.6	0.9
硫化物総量	mg/g	<0.1	<0.1
含水率	%	21.8	22.3
カドミウム	mg/kg	<0.05	<0.05
鉛	mg/kg	3.5	3.5
ヒ素	mg/kg	0.9	1.4
総水銀	mg/kg	<0.01	<0.01
アルキル水銀	mg/kg	<0.01	<0.01
PCB	mg/kg	<0.01	<0.01
銅	mg/kg	4.9	3.9
クロム	mg/kg	<1	<1
酸化還元電位	mV	237	141

出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(b) ダイオキシン類

ダイオキシン類（底質）の測定は、事業計画地周辺においては、令和４年度に図 3.1.6
に示した八幡川の泉橋で実施されている。

令和４年度のダイオキシン類（底質）の測定結果は、表 3.1.15 に示すとおりであり、
0.17pg-TEQ/g となっており、環境基準を達成している。

表 3.1.15 ダイオキシン類（底質）の測定結果（令和４年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定地点	7、8月	環境基準値
八幡川 泉橋	0.17	150 以下

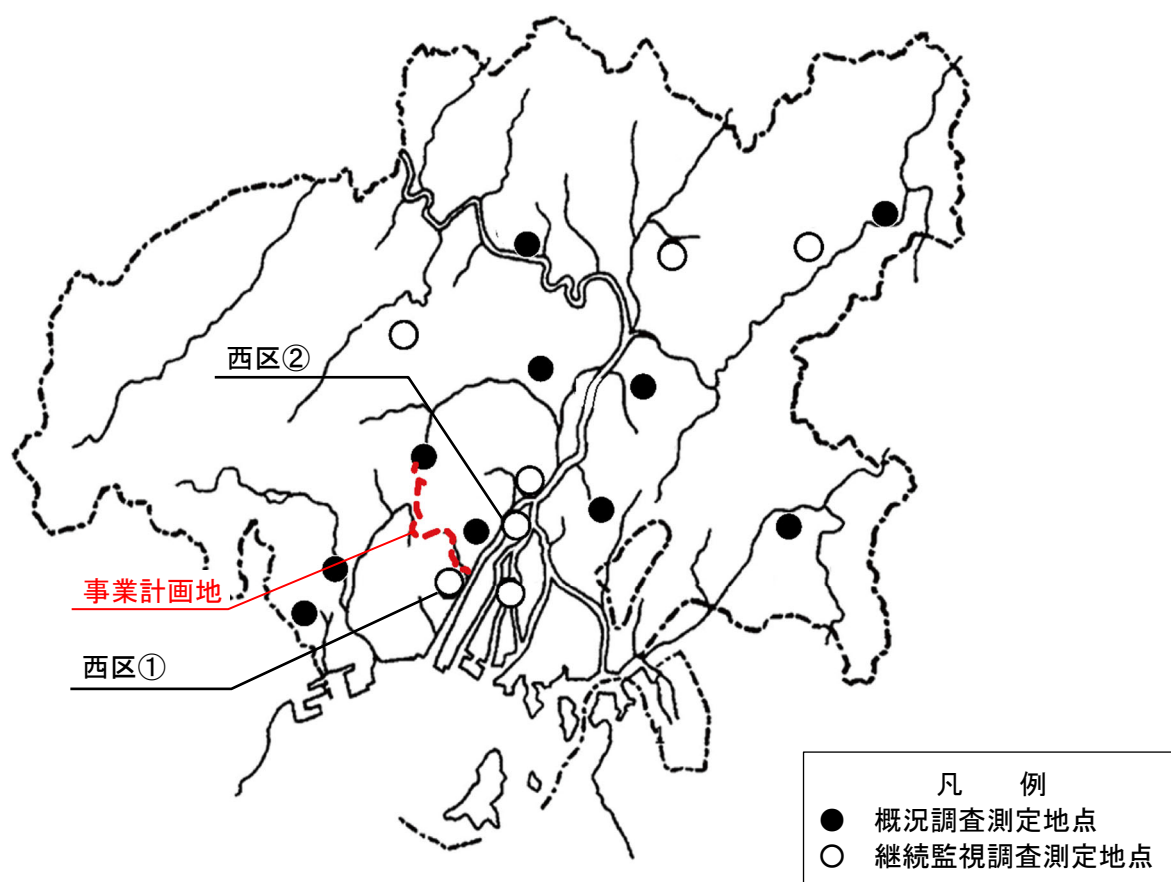
出典：「令和５年度版 広島市の環境」（令和６年３月、広島市環境局）

(3) 地下水汚染

(a) 地下水

地下水の水質測定は、事業計画地周辺においては、令和4年度に、図3.1.7に示す西区①及び西区②で継続監視調査が実施されている。

令和4年度の地下水の測定結果は、表3.1.16に示すとおりであり、2地点全てにおいて測定した全ての項目について環境基準を達成している。



出典：「令和5年度版 広島市の環境」（令和6年3月、広島市環境局）

図3.1.7 地下水調査地点（令和4年度）

表 3. 1. 16 地下水の水質測定結果（令和 4 年度）

（単位：mg/L）

測定地点	継続監視調査		環境基準値
	西区①	西区②	
測定回数	2	2	
カドミウム	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	検出されないこと
鉛	N. D.	N. D.	0.01 以下
六価クロム	—	—	0.02 以下
ヒ素	N. D.	N. D.	0.01 以下
総水銀	—	—	0.0005 以下
PCB	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	N. D.	N. D.	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	N. D.	N. D.	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	N. D. ～0.004	N. D.	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	N. D.	N. D.	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	N. D.	N. D.	0.01 以下
テトラクロロエチレン	N. D.	N. D. ～0.0006	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	0.02 以下
ベンゼン	N. D.	N. D.	0.01 以下
セレン	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	N. D. ～0.01	1.5～3.6	10 以下
ふっ素	0.32～0.33	0.13～0.14	0.8 以下
ほう素	0.03～0.04	0.05～0.06	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	0.05 以下

（注） 1. N. D. : 検出されず（定量限界未満）

2. 環境基準の達成状況は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典：「令和 5 年度版 広島市の環境」（令和 6 年 3 月、広島市環境局）

(b) ダイオキシン類

ダイオキシン類（地下水）の測定は、事業計画地周辺においては、令和元年度、令和3年度及び令和4年度に実施されている。

ダイオキシン類(地下水)の測定結果は、表 3.1.17 に示すとおりであり、0.014～0.019pg-TEQ/L となっており、全ての地点で環境基準を達成している。

表 3.1.17 ダイオキシン類（地下水）の測定結果（令和元年度・令和3～4年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定結果	環境基準値
1	西区三條北町	0.014	1 以下
2	佐伯区五日市町石内和光	0.017	
3	佐伯区五日市町	0.019	

（注）No.1 地点は令和3年度、No.2 地点は令和元年度、No.3 地点は令和4年度に調査を行っている。

出典：「令和2年度版 広島市の環境」（令和3年3月、広島市環境局）
「令和4年度版 広島市の環境」（令和5年3月、広島市環境局）
「令和5年度版 広島市の環境」（令和6年3月、広島市環境局）

(4) 水 象

事業計画地周辺には、図 3.1.6 に示したとおり、太田川水系の太田川・八幡川、八幡川水系の八幡川・石内川等が存在する。

また、広島市には、「原爆献水」と呼ばれている名水がある。これは平和記念日の8月6日に毎年行われている平和記念式典に献水として用いられる水のことで、市内17ヵ所の湧水・井戸水などが採水場所として選定されている。事業計画地周辺においては、図 3.1.6 に示すとおり、西区己斐上町の「滝の観音」、西区田方の「斉神」が選定されている。西区己斐上町の「滝の観音」は、教順寺境内にあり、落差5mほどの滝が懸かり、行場となっていて、傍らにはお地蔵さまも祀られている。西区田方の「斉神」は、霊泉寺境内にあり、別名「山田の霊水」とも呼ばれ、かつては清水が湧き出していて、万病に効く霊泉として知られていたが、山陽新幹線の己斐トンネル工事以後涸れてしまい、今は井戸を掘りポンプで地下水を汲み上げている。（「日本水紀行(8)中国地方の名水」（平成7年1月、島野安雄・永井茂より作成）

3.1.3 土壌環境

(1) 地形・地質

(a) 地 形

事業計画地周辺の地形分類図は、図 3.1.8 に示すとおりである。

事業計画地は、北側については、中起伏山地と小起伏山地に挟まれた山麓地及びそこを開発してできた人工改変地を通過する線形となっている。南側についても、同様に中起伏山地と小起伏山地に挟まれた山麓地及びそこを開発してできた人工改変地を通過する線形となっている。(広島新交通西風新都線)西広島駅付近は、谷底平地及び氾濫原や太田川の三角州の土地分類となっている。

なお、事業計画地周辺においては、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号))等に定められた史跡名勝天然記念物や、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号))に定められた自然環境保全地域は存在しない。

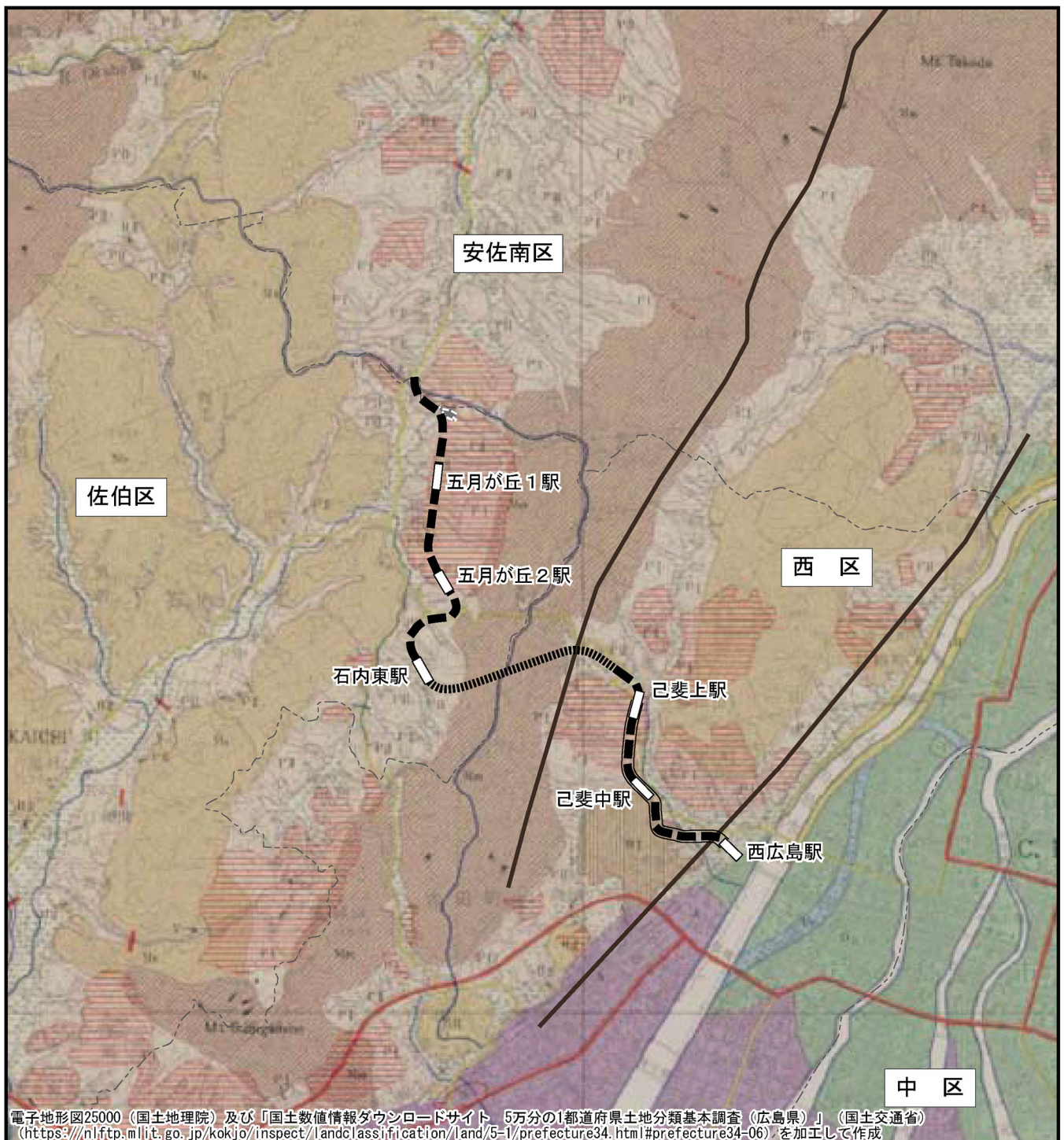
また、事業計画地には、図 3.1.8 に示すとおり、「己斐－広島西縁断層帯」が存在する。

(b) 地 質

事業計画地周辺の表層地質図は、図 3.1.9 に示すとおりである。

事業計画地は、北側については、ほぼ全域にわたって花崗岩質岩石となっている。南側については、八幡川沿いの沖積層となっている。

なお、事業計画地周辺においては、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号))等に定められた地質・鉱物の天然記念物は存在しない。



電子地形図25000 (国土地理院) 及び「国土数値情報ダウンロードサイト 5万分の1都道府県土地分類基本調査 (広島県)」 (国土交通省) (https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/5-1/prefecture34.html#prefecture34-06) を加工して作成

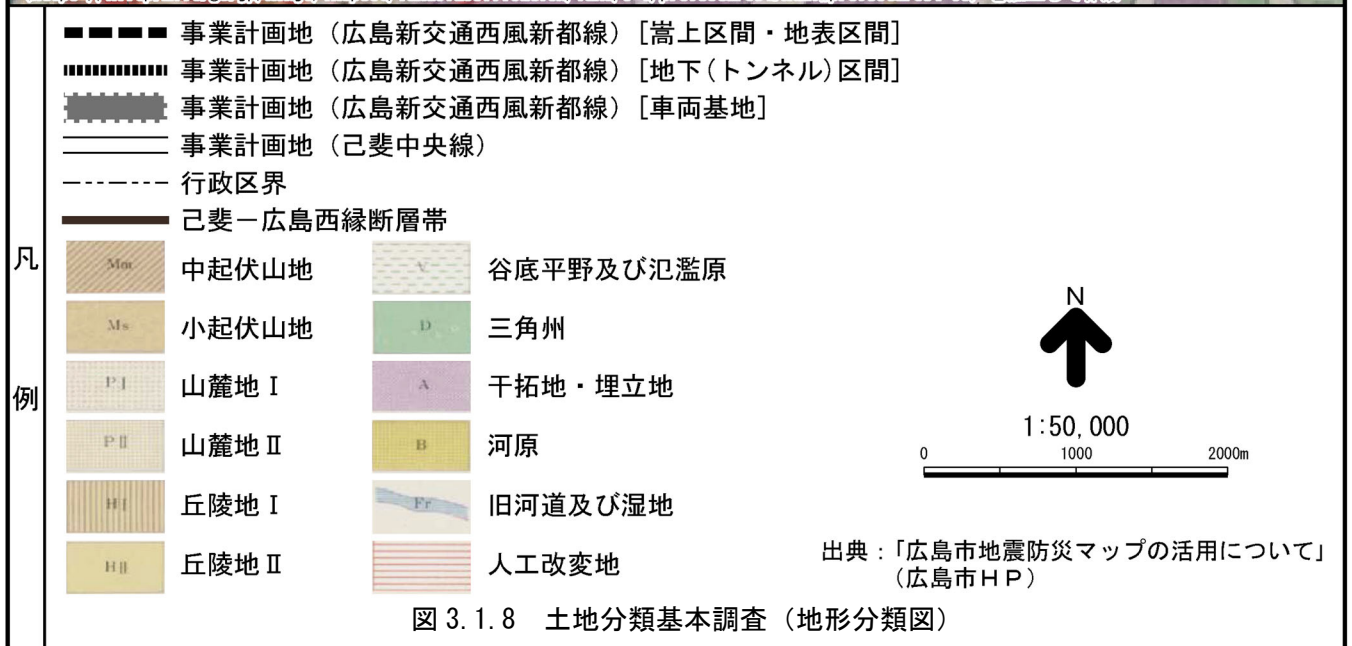


図 3.1.8 土地分類基本調査 (地形分類図)

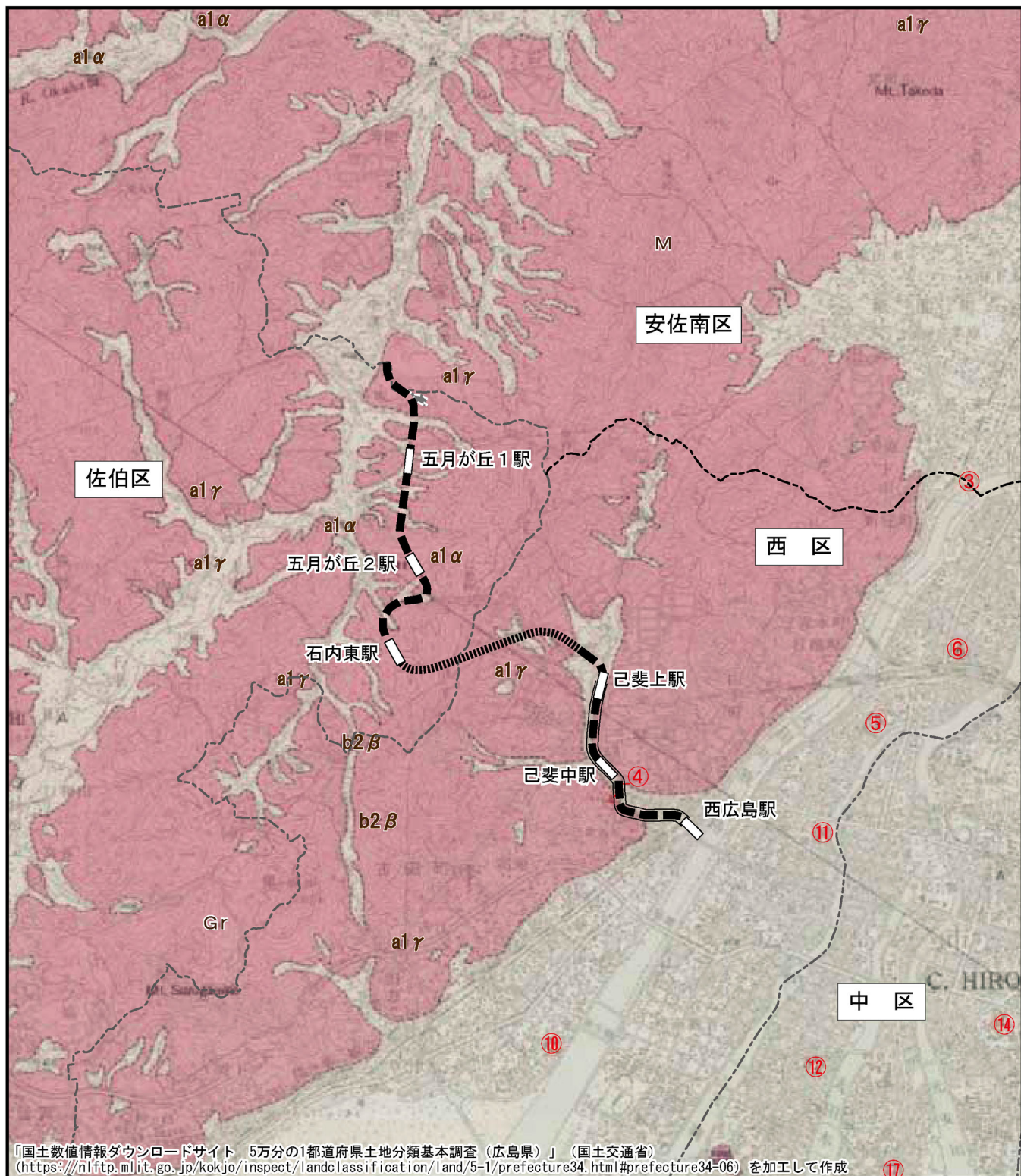
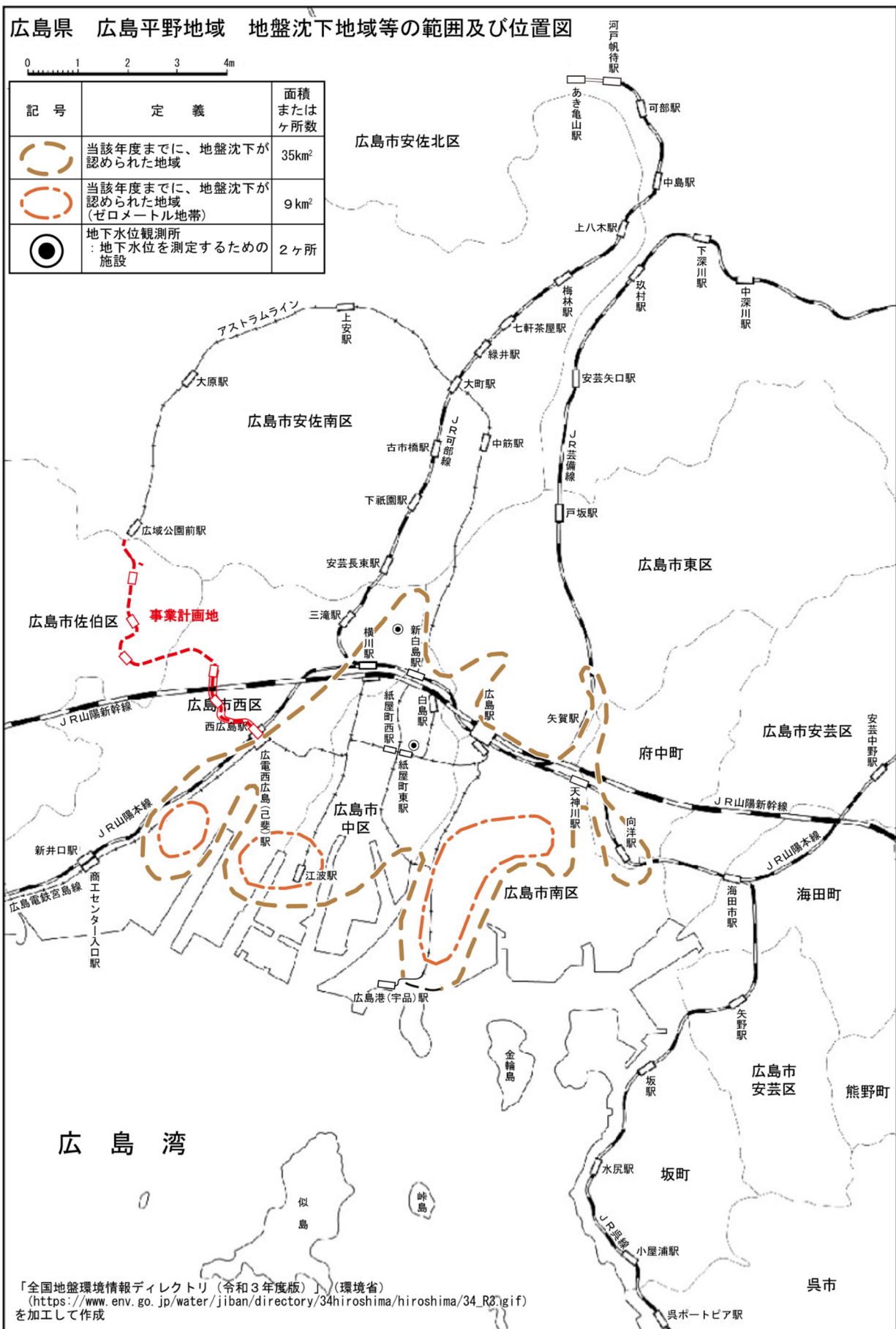


図 3.1.9 土地分類基本調査（表層地質図）

(2) 地盤沈下

「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和４年度版）」（環境省ＨＰ）において、地盤沈下地域等の範囲及び位置図が、図 3. 1. 10 のとおり示されており、事業計画地については、（広島新交通西風新都線）西広島駅付近が「当該年度までに地盤沈下が認められた地域」となっているものの、その他の区間については地盤沈下が認められていない。なお、国土地理院の調査によれば、昭和 30 年頃から広島市の市街地で沈下が認められたが、最近は停滞しているとされている。



出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和4年度版）」（環境省HP）

図 3.1.10 広島平野地域地盤沈下地域等の範囲及び位置図

(3) 土壌汚染

(a) ダイオキシン類

ダイオキシン類（土壌）の測定は、事業計画地周辺においては、過去3年間（令和2～4年度）のうち、令和2年度に図3.1.11に示す地点で実施されている。

令和2年度のダイオキシン類（土壌）の測定結果は、表3.1.18に示すとおりであり、0.054pg-TEQ/gとなっており、環境基準を達成している。

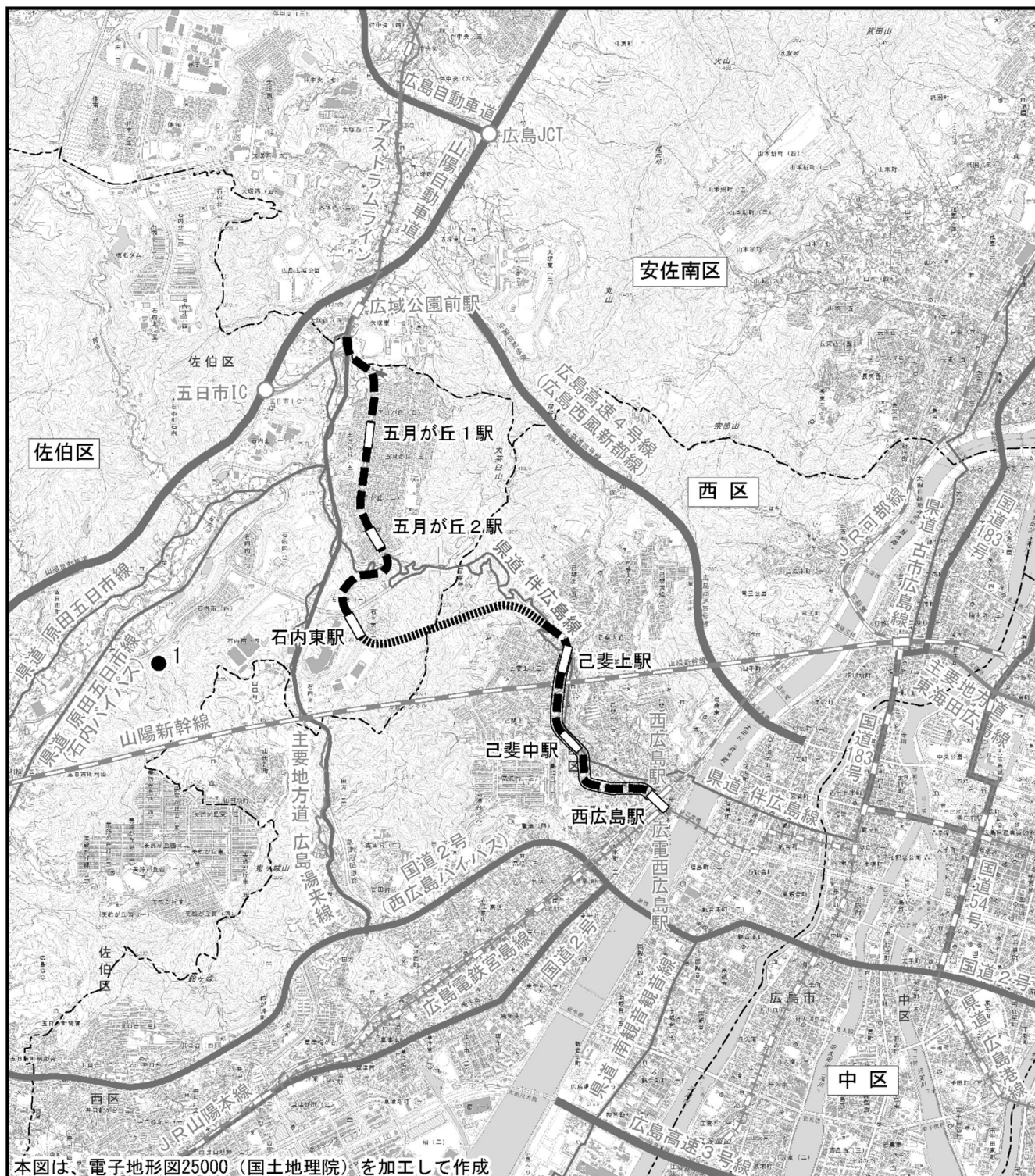
表 3.1.18 ダイオキシン類（土壌）の測定結果（令和2年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定結果	環境基準値
1	佐伯区石内南四丁目	0.054	1,000 以下

（注） 平成30年度～令和元年度・令和3～4年度は、事業計画地周辺において測定されていないため、令和2年度の測定結果を示す。

出典：「令和3年度版 広島市の環境」（令和3年12月、広島市環境局）



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

- 凡 例
- ■ ■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界
 - ダイオキシン類（土壌）測定地点

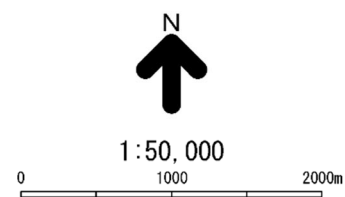


図 3.1.11 ダイオキシン類（土壌）の測定地点

3.1.4 生物環境

(1) 動物

「広島市の生物 ―まもりたい命の営み―」（平成 12 年 3 月、広島市）及び「広島市の生物 補遺版」（平成 18 年 10 月、広島市）において選定された動物種のうち、事業計画地周辺で確認された動物種は、表 3.1.19 に示すとおりである。

事業計画地周辺で確認された動物種は、絶滅がシルビアシジミの 1 種、絶滅危惧がギフチョウ等の 4 種、準絶滅危惧がニホンヒキガエル等の 11 種、軽度懸念がミサゴ等の 4 種、情報不足がツキノワグマ等の 7 種、環境指標種がダイゼン等の 12 種の合計 39 種となっている。

(2) 植物

「第 2 ～ 5 回自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）」（昭和 48 年度～平成 10 年度、環境庁）によると、事業計画地周辺の現存植生図は、図 3.1.12 に示すとおりとなっている。

事業計画地周辺の現存植生は、佐伯区五月が丘・石内東、西区己斐上・己斐中等については、主に「緑の多い住宅地」・「市街地」等となっている。その他の区間は、主に「アカマツ群落（Ⅶ）」・「コナラ群落（Ⅶ）」・「竹林」・「水田雑草群落」等となっている。

(3) 生態系

「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（昭和 53～55 年、環境庁）によると、事業計画地周辺はイノシシ及びキツネの「生息するという情報の得られた地域」となっている。また、ギフチョウ等の貴重な生物の生息域となっている。事業計画地北側の佐伯区五月が丘地区や石内東地区は、大部分は住宅地や商業施設として開発されているものの、住宅地と住宅地の間の水田が存在するなど、一部、里山生態系の様相となっている。西区己斐地区については、大半が住宅地と残存樹林地となっており、コンクリート三面張の八幡川など、人工的な自然環境となっている。

しかし、事業計画地周辺では、宅地造成等の開発事業により、これらの種の生息地分断が進んでおり、残存するアカマツ林では松枯れが進行している。

表 3. 1. 19 事業計画地周辺で確認された動物種

カテゴリ区分		確認種		種 数	
絶 滅	絶 滅	昆虫類	シルビアシジミ	1 種	
	野生絶滅	—	—	—	
自然環境の保全にかかわる対象群	広島市の絶滅のおそれのあるもの	絶滅危惧	淡水魚類	アカザ、スミウキゴリ、カジカ	3 種
			昆虫類	ギフチョウ	1 種
		準絶滅危惧	両生類	ニホンヒキガエル、オオサンショウウオ	2 種
			淡水魚類	サツキマス、メダカ、オヤニラミ、ウキゴリ	4 種
			昆虫類	クツワムシ、ナベブタムシ	2 種
			甲殻類	テナガエビ、スナガニ、ハクセンシオマネキ	3 種
		軽度懸念	鳥 類	ミサゴ	1 種
			昆虫類	タテジマカミキリ、オオムラサキ	2 種
			クモ類	キノボリトタテグモ	1 種
		情報不足	哺乳類	ツキノワグマ	1 種
			鳥 類	チュウサギ、サシバ、コアジサシ、ヨタカ、アオバズク、フクロウ	6 種
		環境指標種	鳥 類	ダイゼン、ハマシギ	2 種
			両生類	ヌマガエル	1 種
	昆虫類		ハッチョウトンボ、トノサマバッタ、ホソコハナムグリ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ウスバカミキリ、クワカミキリ、シロスジカミキリ、アミメトビケラ	9 種	
合 計				39 種	

(注) カテゴリ区分は、以下のとおりである。

○ 絶 滅

- ・絶 滅：市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもの
- ・野生絶滅：市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもので、公的な機関の管理下で栽培・飼育されているもの

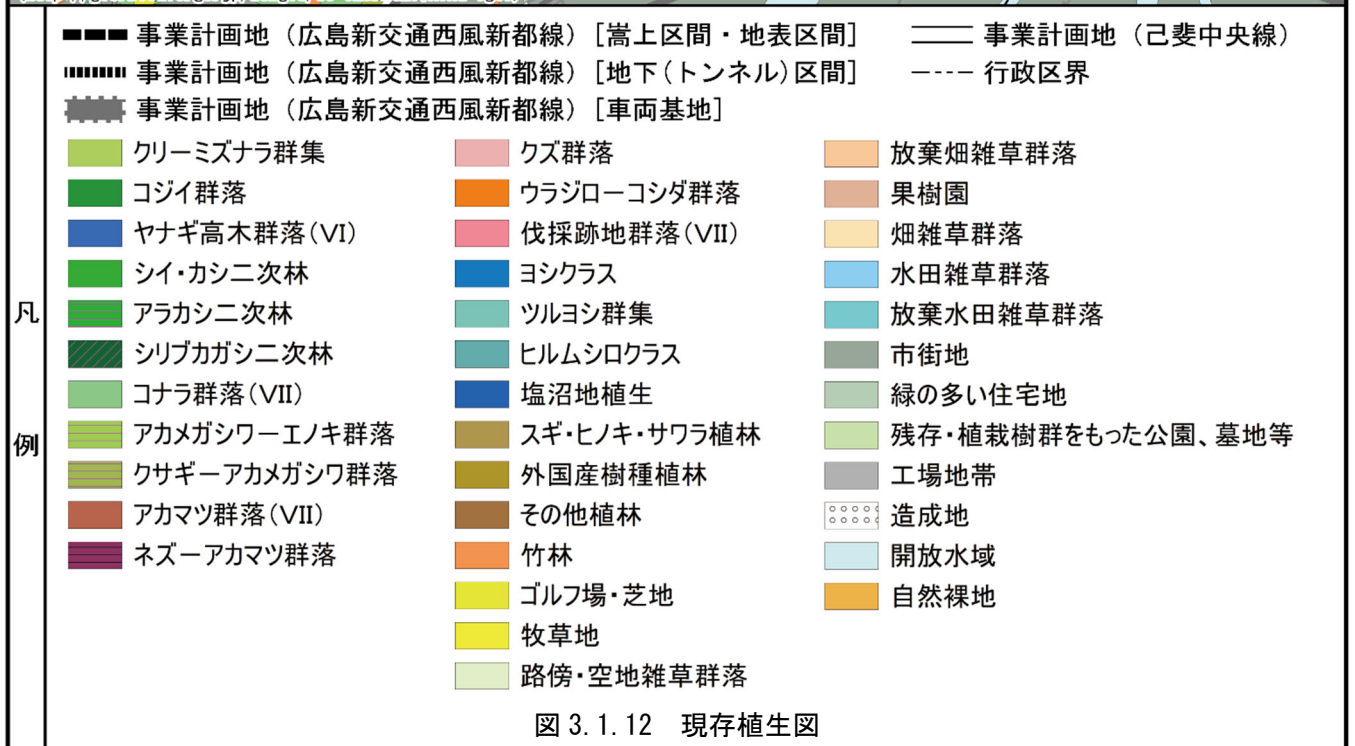
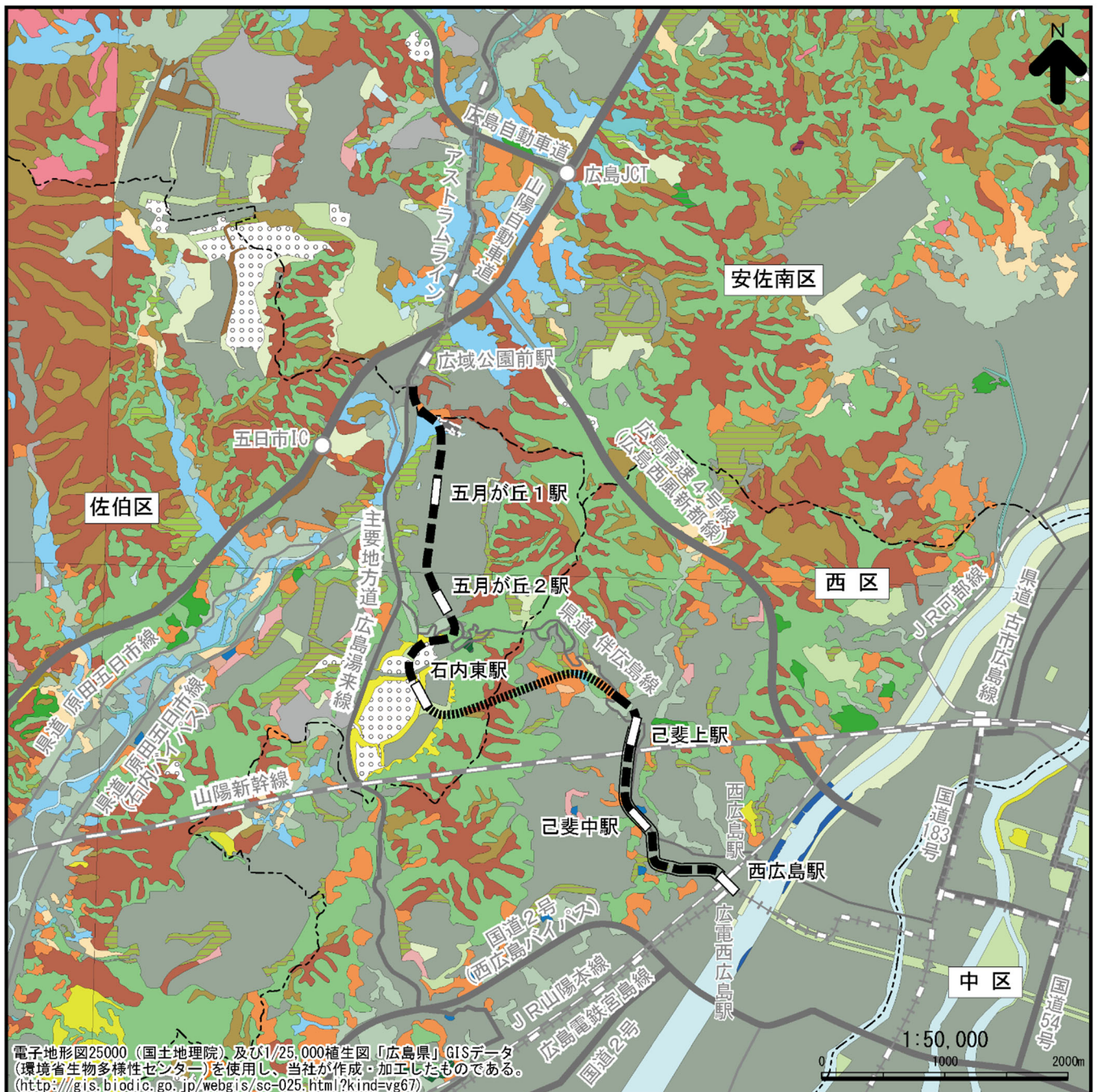
○ 自然環境の保全にかかわる対象群

① 広島市の絶滅のおそれのあるもの

- ・絶 滅 危 惧：現在の圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来に広島市域で個体群の存続が危ぶまれるもの
- ・準絶滅危惧：現時点での危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によって絶滅危惧のランクに移行する可能性が大きいもの
- ・軽 度 懸 念：環境庁レッドリスト及びレッドデータブック、「広島県版レッドデータブック」選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、広島市域では存続基盤が比較的安定しているもの
- ・情 報 不 足：環境庁レッドリスト及びレッドデータブック、「広島県版レッドデータブック」選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、希少な種であるが広島市域での現状が不明なもの

- ② 環境指標種：環境指標種（個体群）そのものは絶滅の危険性が大きいものではないが、その種（個体群）に注目することによって、特異な環境、生物多様性、二次的自然などの観点から、重要と判定される自然環境の維持に貢献しうるもの

出典：「広島市の生物—まもりたい生命の営み—」（平成 12 年 3 月、広島市）
「広島市の生物 補遺版」（平成 18 年 10 月、広島市）



3.1.5 景観等

(1) 景 観

事業計画地周辺の景観の構成要素としては、緑の多い住宅地、大茶臼山や宗箇山等の山地・丘陵地・樹林地、水田等となっている。

なお、事業計画地周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（平成元年、環境庁）による地形、地質及び自然現象に係る自然景観資源は存在しない。

広島市においては、「広島市景観計画」（令和3年10月改定、広島市）が策定されており、事業計画地は、佐伯区五月が丘・石内地区が、緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観の地区として、景観計画重点地区（西風新都地区）に指定されている。また、西区己斐中一丁目（（広島新交通西風新都線）西広島駅付近）が、美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし、「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観の地区として、景観計画重点地区（リバーフロント・シーフロント地区）に指定されている。

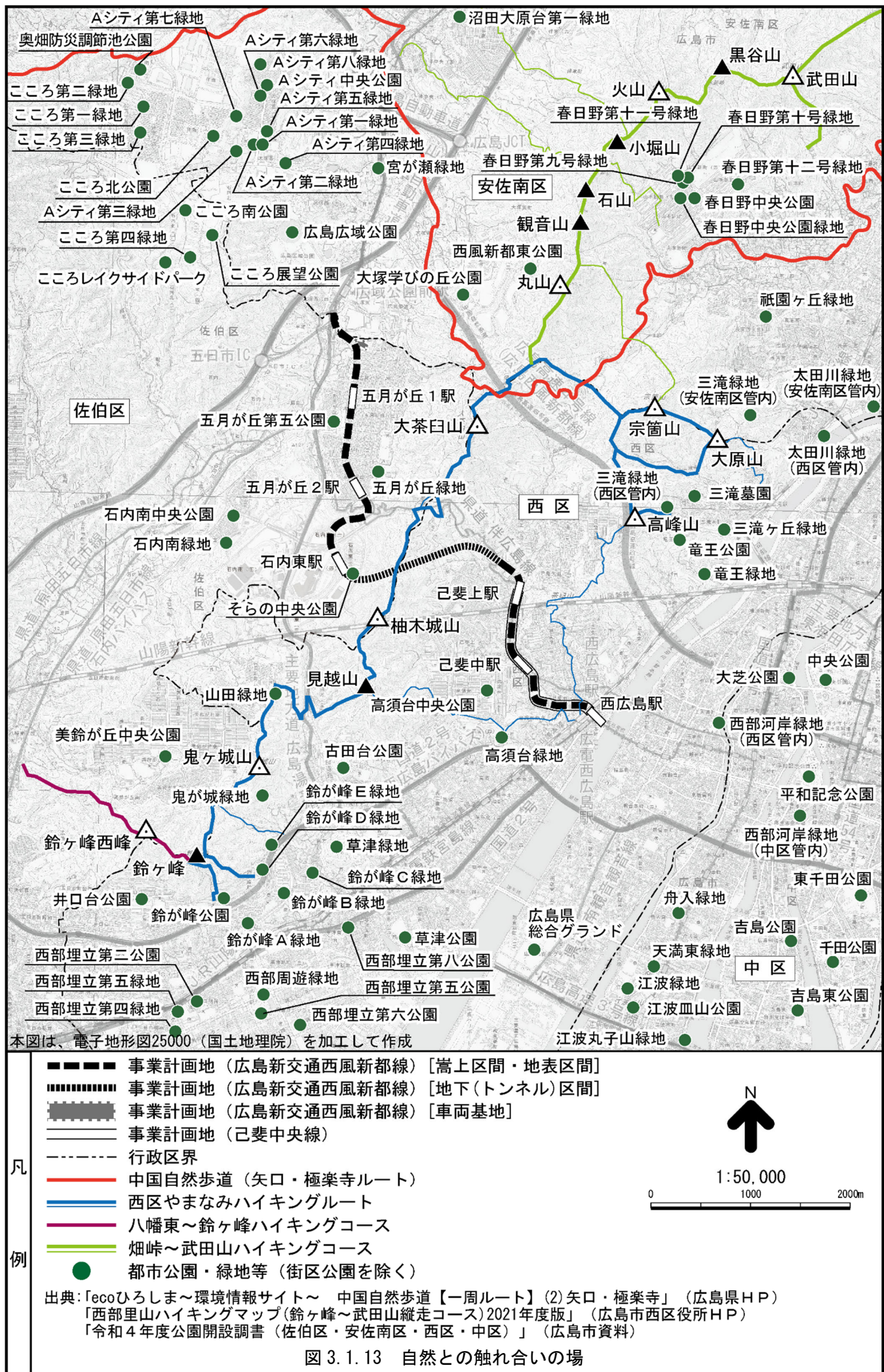
(2) 自然との触れ合いの場

事業計画地周辺の自然との触れ合いの場は、図 3.1.13 に示すとおりである。

「西部里山ハイキングマップ（鈴ヶ峰～武田山縦走コース）（平成27年3月改定）」（平成27年3月、広島市西区役所HP）によると、事業計画地と交差して「西区やまなみハイキングルート」が設定されている。ただし、交差する箇所は、トンネル区間であり、ハイキングルートの改変はない。また、「西区やまなみハイキングルート」に連続して、北側に「畑峠～武田山ハイキングコース」、東側に「三滝山散策コース」、南側に「八幡東～鈴ヶ峰ハイキングコース」・「鈴ヶ峰登山コース」が設定されている。

また、都市公園・緑地としては、事業計画地北側に「広島広域公園」、東側に「竜王公園」、西側に「石内南緑地」、南側に「鬼が城緑地」が存在している。

太田川放水路の新己斐橋付近では、「こいっ子ふれあいの水辺」として、多目的広場、じゃぶじゃぶ池、塩性植物の干潟、階段護岸等が整備され、環境学習やイベント等が開催されている。



(3) 文化財

事業計画地周辺の指定文化財は、表 3. 1. 20 及び図 3. 1. 14 に示すとおりである。

事業計画地周辺には 2 件の指定文化財及び 17 件の埋蔵文化財包蔵地が存在し、事業計画地に最も近い文化財は、己斐古城跡である。

表 3. 1. 20(1) 指定文化財

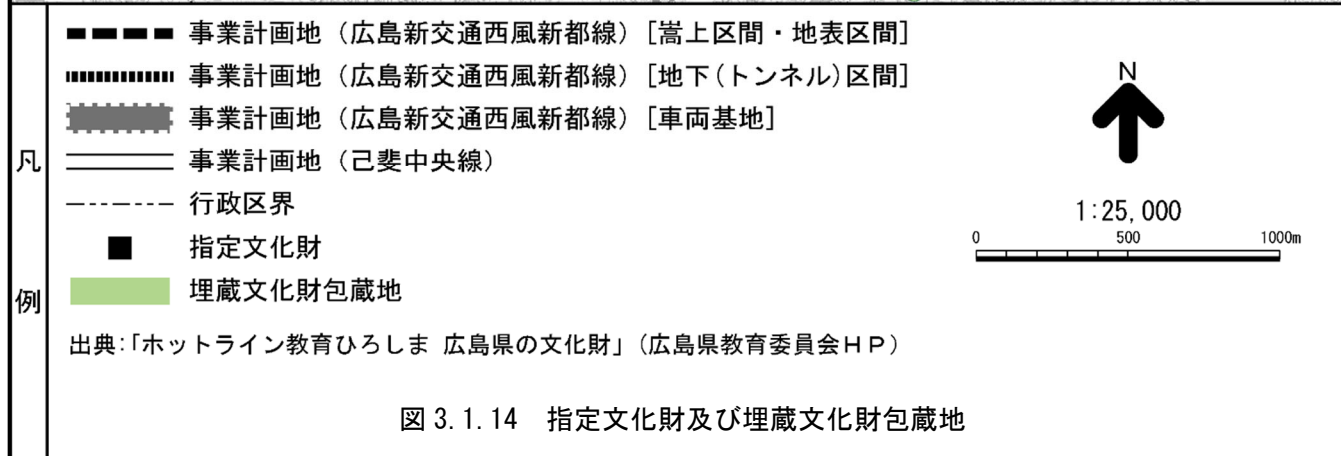
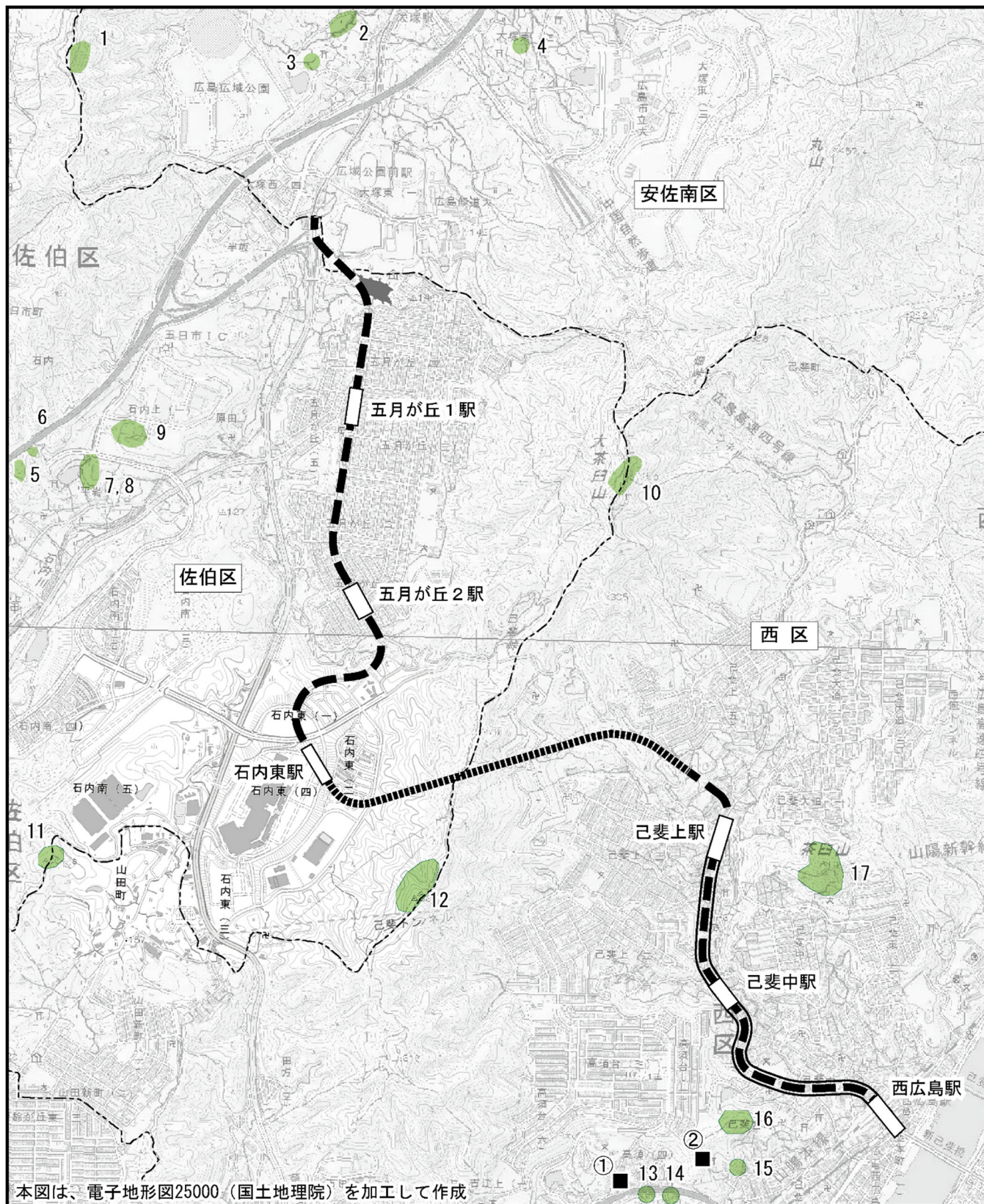
No.	種 別	名 称	指定年月日	指定区分	所在地
①	重要文化財	短刀 銘清貞	昭和38年4月27日	県指定	西区高須四丁目
②		紺紙金泥宝篋印陀羅尼經	明治43年4月20日	国指定	西区己斐西町 (西福院)

出典：「ホットライン教育ひろしま 広島県の文化財」（広島県教育委員会HP）

表 3. 1. 20(2) 埋蔵文化財包蔵地

No.	種 別	名 称	所在地
1	城 跡	西城跡	佐伯区五日市町 安佐南区沼田町
2	城 跡	岸城跡	安佐南区沼田町
3	古 墓	中講古墓	安佐南区大塚西
4	古 墓	中東古墓	安佐南区大塚
5	—	教場西遺跡	佐伯区
6	—	教場東遺跡	佐伯区
7	城 跡	串山城跡	佐伯区五日市町
8	集落跡	串山城遺跡	佐伯区五日市町
9	城 跡	今市城跡	佐伯区五日市町
10	城 跡	立石城跡	西区己斐上 佐伯区五日市町
11	城 跡	武田が城跡	佐伯区美鈴ヶ丘西
12	城 跡	柚木城跡	佐伯区八幡東 西区己斐町
13	貝 塚	高須貝塚	西区高須
14	貝 塚	大歳神社境内貝塚	西区己斐西町
15	貝 塚	己斐西貝塚	西区己斐西町
16	城 跡	己斐古城跡	西区己斐西町
17	城 跡	己斐新城跡	西区己斐西町

出典：「ホットライン教育ひろしま 広島県の文化財」（広島県教育委員会HP）



3.1.6 一般環境中の放射性物質

(1) 放射線の量

空間線量率のモニタリングは、事業計画地周辺においては、令和4年度に、図3.1.15に示す「県健康福祉センター」（広島市南区皆実一丁目6-29）及び「西部厚生環境事務所」（廿日市市桜尾二丁目2-68）で実施されている。

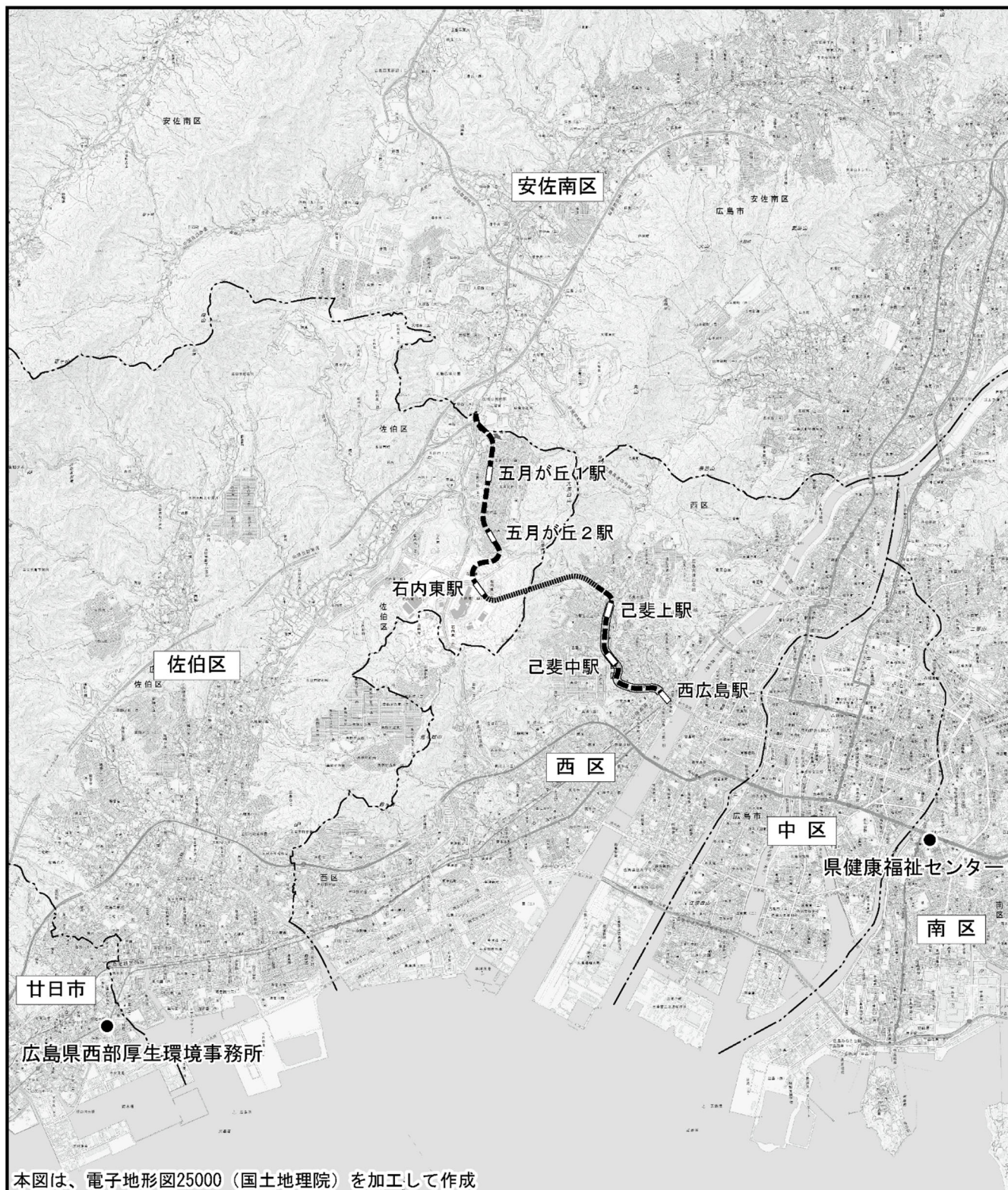
令和4年度の空間線量率のモニタリング結果は、表3.1.21に示すとおりであり、1.0m高さの推計値・測定値は、平均値が0.069～0.082 $\mu\text{Sv/h}$ 、最小値～最大値が0.064～0.125 $\mu\text{Sv/h}$ となっている。

表 3.1.21 空間線量率モニタリング結果（令和4年度）

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

項 目	空間線量率		
	県健康福祉センター （広島市南区皆実一丁目6-29）		西部厚生環境事務所 （廿日市市桜尾二丁目2-68）
	測定値 （39.4m高さ）	推計値 （1.0m高さ）	測定値 （1.0m高さ）
平均値	0.047	0.082	0.069
最大値	0.073	0.125	0.104
最小値	0.044	0.076	0.064

出典：「放射線モニタリング情報」（原子力規制委員会HP）



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

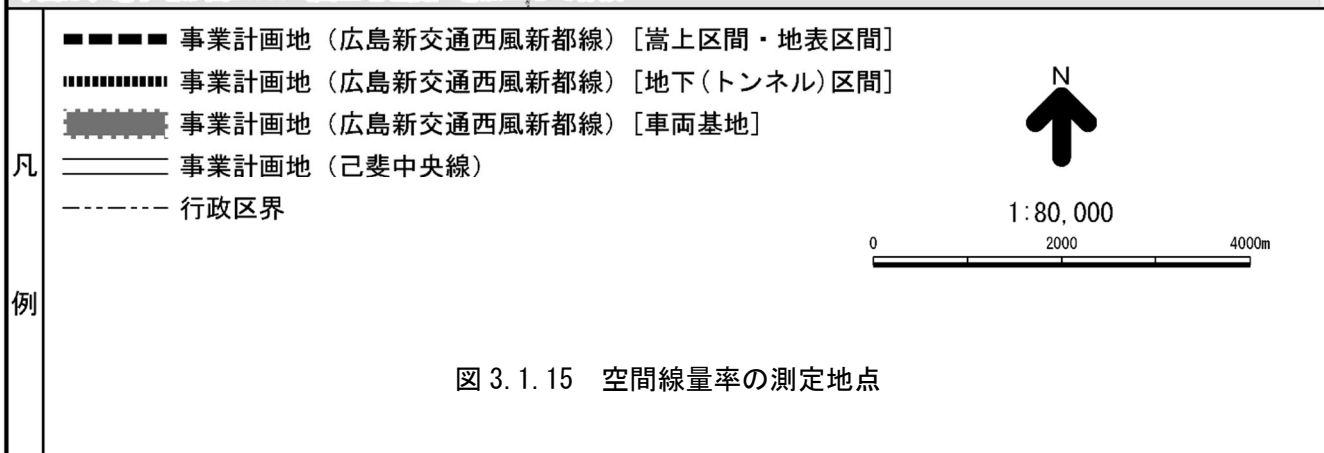


図 3.1.15 空間線量率の測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人 口

令和3年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の面積・世帯数及び人口は、表3.2.1に示すとおりである。

広島市の総面積は906.69km²であり、総人口は令和3年12月31日現在1,189,149人となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の3区それぞれの面積は35.61～225.43km²、人口は令和3年12月31日現在140,893～244,457人となっている。

表3.2.1 面積・世帯数・人口（令和3年）

行政区	面 積 (km ²)		世帯数 (世帯)	人 口 (人)			
	割合 (%)	総 数		男	女		
						割合 (%)	
広 島 市	906.69	—	575,232	1,189,149	—	575,871	613,278
安佐南区	117.03	12.9	107,453	244,457	20.6	119,336	125,121
佐 伯 区	225.43	24.9	63,722	140,893	11.8	68,492	72,401
西 区	35.61	3.9	95,263	187,813	15.8	90,973	96,840

(注) 面積は令和3年10月1日現在、世帯数及び人口は令和3年12月31日現在である。

出典：「広島市統計書（令和4年版）」（広島市HP）

3.2.2 産 業

(1) 産業別従業者数

平成28年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の産業別事業所数及び従業者数は、表3.2.2に示すとおりである。

広島市の全産業（公務を除く）の事業所数は53,327所、従業者数は581,331人であり、卸売業・小売業が最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の3区それぞれの全産業（公務を除く）の事業所数は4,421～8,800所、従業者数は37,304～94,430人となっている。

表 3.2.2 産業別事業所数・従業者数（民営事業所）（平成 28 年）

産業大分類	全 市		安佐南区		佐伯区		西 区	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
全産業（公務を除く）	53,327	581,331	7,036	71,821	4,421	37,304	8,800	94,430
農林漁業	83	732	9	111	13	131	18	99
鉱業・採石業・砂利採取業	2	9	—	—	—	—	—	—
建設業	4,745	40,575	851	6,000	566	3,135	821	7,749
製造業	2,618	60,348	312	4,581	212	4,529	494	9,917
電気・ガス・熱供給・水道業	35	3,899	3	122	1	15	5	131
情報通信業	825	19,517	38	496	28	117	102	1,832
運輸業・郵便業	1,279	32,198	221	5,037	112	2,435	223	6,934
卸売業・小売業	14,045	133,225	1,797	18,983	1,045	8,494	2,792	29,866
金融業・保険業	993	17,768	80	853	65	569	118	1,127
不動産業・物品賃貸業	4,443	18,950	747	2,382	457	1,346	667	3,008
学術研究・専門・技術サービス業	2,891	20,655	247	1,635	163	745	456	4,057
宿泊業・飲食サービス業	7,230	53,267	681	6,236	488	3,411	888	5,642
生活関連サービス業・娯楽業	4,389	22,943	655	3,596	434	1,965	665	3,110
教育・学習支援業	1,859	19,996	310	4,341	206	1,339	304	2,544
医療・福祉	4,330	74,145	711	11,181	423	7,138	706	10,782
複合サービス事業	246	5,245	35	837	22	395	38	246
サービス業 （他に分類されないもの）	3,314	57,859	339	5,430	186	1,540	503	7,386

（注）平成 28 年 6 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市HP）

（2）農 業

令和 2 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の農家経営体数・経営耕地面積は、表 3.2.3 に示すとおりである。

広島市の総農業経営体数は 1,350、総経営耕地面積は 73,435 アールとなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの総農業経営体数は 56～368、総経営耕地面積は 2,139～15,235 アールとなっている。

表 3.2.3 農家経営体数・経営耕地面積（令和２年）

区 分	農業経営体数			経営耕地面積（アール）			
	総 数	個人経営体	団体経営体	総 数	田	畑	樹園他
広 島 市	1,350	1,312 (97.2)	38 (6.6)	73,435	51,291 (69.8)	20,336 (27.7)	1,808 (2.5)
安佐南区	368	357 (97.0)	11 (3.0)	14,921	9,128 (61.2)	5,262 (35.2)	531 (3.6)
佐 伯 区	251	242 (96.4)	9 (3.6)	15,235	11,018 (72.3)	4,023 (26.4)	194 (1.3)
西 区	56	51 (91.1)	5 (8.9)	2,139	824 (38.5)	921 (42.6)	394 (18.4)

（注）（ ）は、農業経営体数及び経営耕地面積について各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ＨＰ）

(3) 工 業

令和元年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等は、表 3.2.4 に示すとおりである。

広島市の製造業の総事業所数は 1,109 所、従業者数は 55,772 人、製造品出荷額等は 310,083,951 万円となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の３区それぞれの製造業の総事業所数は 98～202 所、従業者数は 3,575～7,827 人、製造品出荷額等は 9,469,065～24,924,235 万円となっている。

表 3.2.4 製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等（令和元年）

区 分	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等 (万円)
	総 数 (所)	一所当たり の出荷額 (万円)	総 数 (人)	一人当たり の出荷額 (万円)	
広 島 市	1,109	279,607	55,772	5,560	310,083,951
安佐南区	124	76,363	3,575	2,649	9,469,065
佐 伯 区	98	225,382	4,658	4,742	22,087,418
西 区	202	123,387	7,827	3,184	24,924,235

（注）１．一所当たりの出荷額は、製造品出荷額等における総事業所数及び総従業者数の出荷額を表す。

２．事業者数及び従業者数は令和元年６月１日現在、製造品出荷額等は令和元年における１年間の数値を示す。

出典：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ＨＰ）

(4) 商 業

平成 28 年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額は、表 3.2.5 に示すとおりである。

広島市の卸売業の総事業所数は 4,290 所、従業者数は 44,798 人、年間商品販売額は 638,084,293 万円、小売業の総事業所数は 7,341 所、従業者数は 64,691 人、年間商品販売額は 146,331,518 万円となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の 3 区それぞれの卸売業の総事業所数は 204～1,171 所、従業者数は 1,462～14,993 人、年間商品販売額は 10,720,232～148,618,633 万円、小売業の総事業所数は 678～1,135 所、従業者数は 6,080～12,194 人、年間商品販売額は 12,169,415～26,185,063 万円となっている。

表 3.2.5 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額（平成 28 年）

区 分		事業所数（所）		従業者数(人)	年間商品販売額（万円）	
			割合（%）			割合（%）
卸売業	広島市	4,290	—	44,798	638,084,293	—
	安佐南区	422	9.8	4,632	36,981,519	5.8
	佐伯区	204	4.8	1,462	10,720,232	1.7
	西区	1,171	27.3	14,993	148,618,633	23.2
小売業	広島市	7,341	—	64,691	146,331,518	—
	安佐南区	1,104	15.0	12,194	26,185,063	17.9
	佐伯区	678	9.2	6,080	12,169,415	8.3
	西区	1,135	15.5	10,015	24,192,933	16.5

（注）平成 28 年 6 月 1 日現在である。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市HP）

3.2.3 土地利用

(1) 地目別土地面積

令和4年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の地目別土地面積は、表3.2.6に示すとおりである。

広島市の地目別土地面積の総面積は423,144千㎡となっており、そのうち山林の面積が65.0%を占め、最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の3区それぞれの地目別土地面積の総面積は15,976～110,374千㎡であり、最大の地目は、安佐南区が山林(52.2%)、佐伯区が山林(77.7%)、西区が宅地(73.1%)となっている。

表3.2.6 地目別土地面積（令和4年）

(単位：千㎡)

地 目	全 市		安佐南区		佐伯区		西 区	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
総 数	423,144	—	56,386	—	110,374	—	15,976	—
宅 地	86,323	20.4	16,947	30.0	12,430	11.3	11,691	73.1
田	24,833	5.9	3,481	6.2	4,795	4.3	126	0.8
畑	11,381	2.7	1,780	3.2	2,241	2.0	462	2.9
山 林	275,029	65.0	29,438	52.2	85,739	77.7	2,335	14.6
原 野	4,673	1.1	262	0.5	1,357	1.2	16	0.1
池 沼	585	0.1	11	0.0	13	0.0	—	—
塩田、牧場、 鉱泉地	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—
雑種地	18,117	4.3	4,346	7.8	3,708	3.4	1,090	6.8
軌道用地	2,203	0.5	121	0.2	91	0.0	256	1.6

(注) 令和4年1月1日現在である。

出典：「広島市統計書（令和4年版）」（広島市HP）

(2) 土地利用計画

(a) 都市計画

令和3年度末の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の都市計画区域・用途地域の指定状況は、表3.2.7及び図3.2.1に示すとおりである。

広島市の市街化区域の面積は16,148haとなっており、そのうち第一種住居地域の面積が28.8%を占め、最も多くなっている。

安佐南区・佐伯区・西区の３区の市街化区域の面積は 2,011～3,556ha であり、最大の用途地域は、安佐南区が第一種住居地域(31.7%)、佐伯区が第一種低層住居専用地域(31.8%)、西区が第一種住居地域(22.5%) となっている。

表 3.2.7 都市計画区域・用途地域（令和３年度末）

(単位：ha)

項 目		全 市	安佐南区	佐伯区	西 区
都市計画 区 域	総面積	39,929	7,467	6,126	3,567
	市街化区域	16,148	3,556	2,011	2,358
	市街化調整区域	23,781	3,911	4,115	1,209
用途地域	総面積	16,148	3,556	2,011	2,358
	第一種低層住居専用地域	3,597 (22.2%)	1,058 (29.8%)	640 (31.8%)	491 (20.8%)
	第二種低層住居専用地域	32 (0.2%)	9 (0.3%)	11 (0.5%)	5 (0.2%)
	第一種中高層住居専用地域	800 (5.0%)	211 (5.9%)	117 (5.8%)	121 (5.1%)
	第二種中高層住居専用地域	1,368 (8.5%)	259 (7.3%)	327 (16.3%)	114 (4.8%)
	第一種住居地域	4,654 (28.8%)	1,129 (31.7%)	426 (21.2%)	531 (22.5%)
	第二種住居地域	1,088 (6.7%)	279 (7.8%)	49 (2.4%)	257 (10.9%)
	準住居地域	68 (0.4%)	15 (0.4%)	11 (0.5%)	—
	近隣商業地域	1,411 (8.4%)	327 (9.2%)	170 (8.5%)	222 (9.4%)
	商業地域	704 (4.4%)	21 (0.6%)	33 (1.6%)	87 (3.7%)
	準工業地域	1,410 (8.9%)	112 (3.1%)	169 (8.4%)	450 (19.1%)
	工業地域	716 (4.6%)	136 (3.8%)	58 (2.9%)	31 (1.3%)
	工業専用地域	300 (1.9%)	—	—	49 (2.1%)

(注) 1. 令和４年３月 31 日現在である。

2. ()は、用途地域において各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市HP）

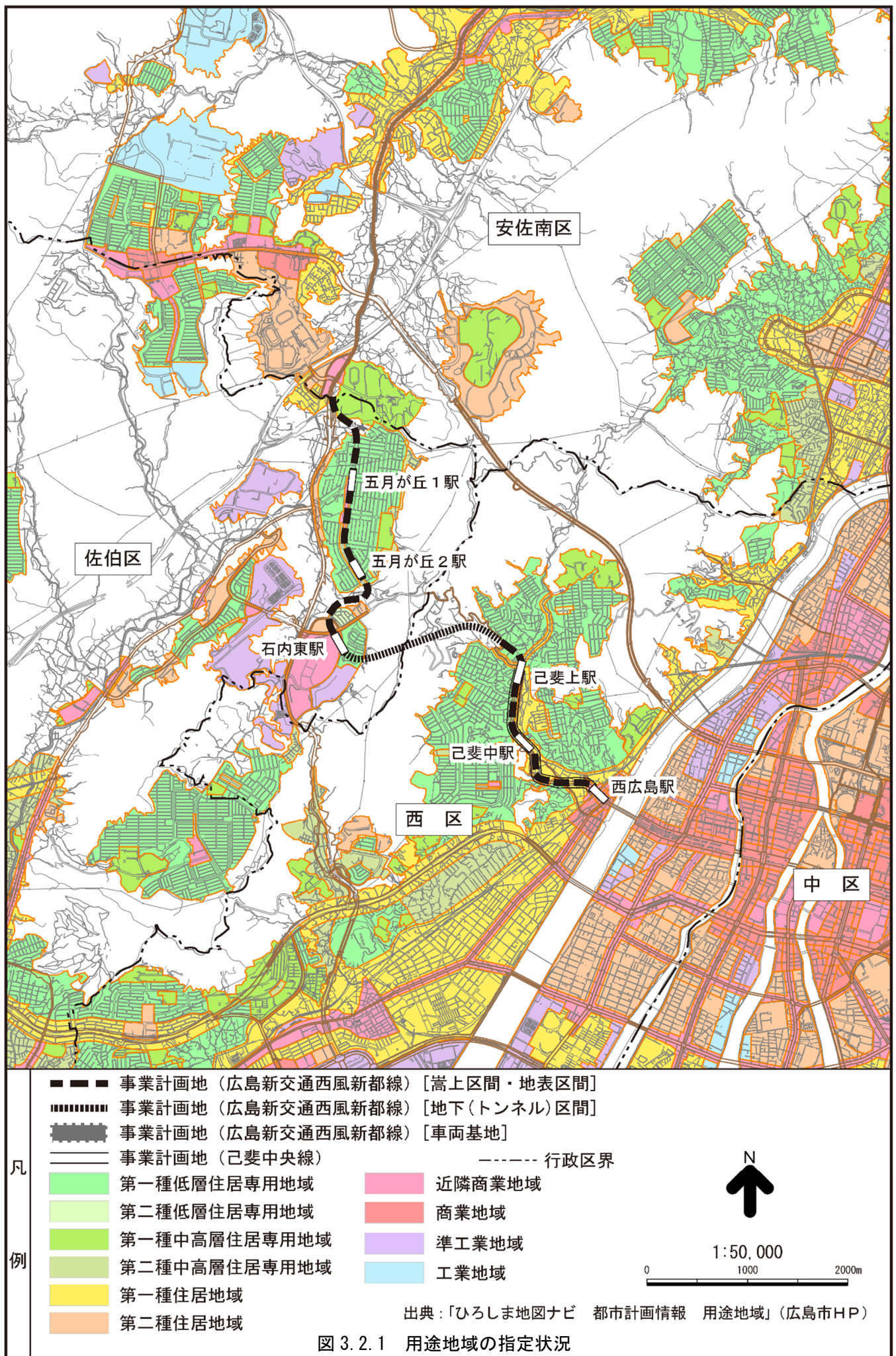


図 3.2.1 用途地域の指定状況

(b) 西風新都の都市づくり

広島市では、図 3.2.2 に示すとおり、広島市の中心部から北西約 5～10 km の位置に広がる丘陵地において、広島市のデルタ市街地とほぼ同じ規模（区域面積 4,570 ha）を有する「ひろしま西風新都」の建設が進められている。「ひろしま西風新都」は、平成 25 年に策定された「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」（平成 25 年 6 月、広島市）に基づき、広島市が広島圏域全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する都市として「世界に誇れる『まち』」となるよう、二つの高速道路インターチェンジやアストラムラインなどの充実した都市基盤に恵まれた、開発ポテンシャルの高い西風新都をより一層活用していく必要があり、そのための都市づくりが進められている。「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」においては、「住む、働く、学ぶ、憩う、護る」が都市機能の充実・強化の方針とされるとともに、アストラムラインの延伸により、西風新都のポテンシャルの飛躍的な向上を期待するとされている。

また、事業計画地周辺の開発動向は、図 3.2.3 に示すとおりである。

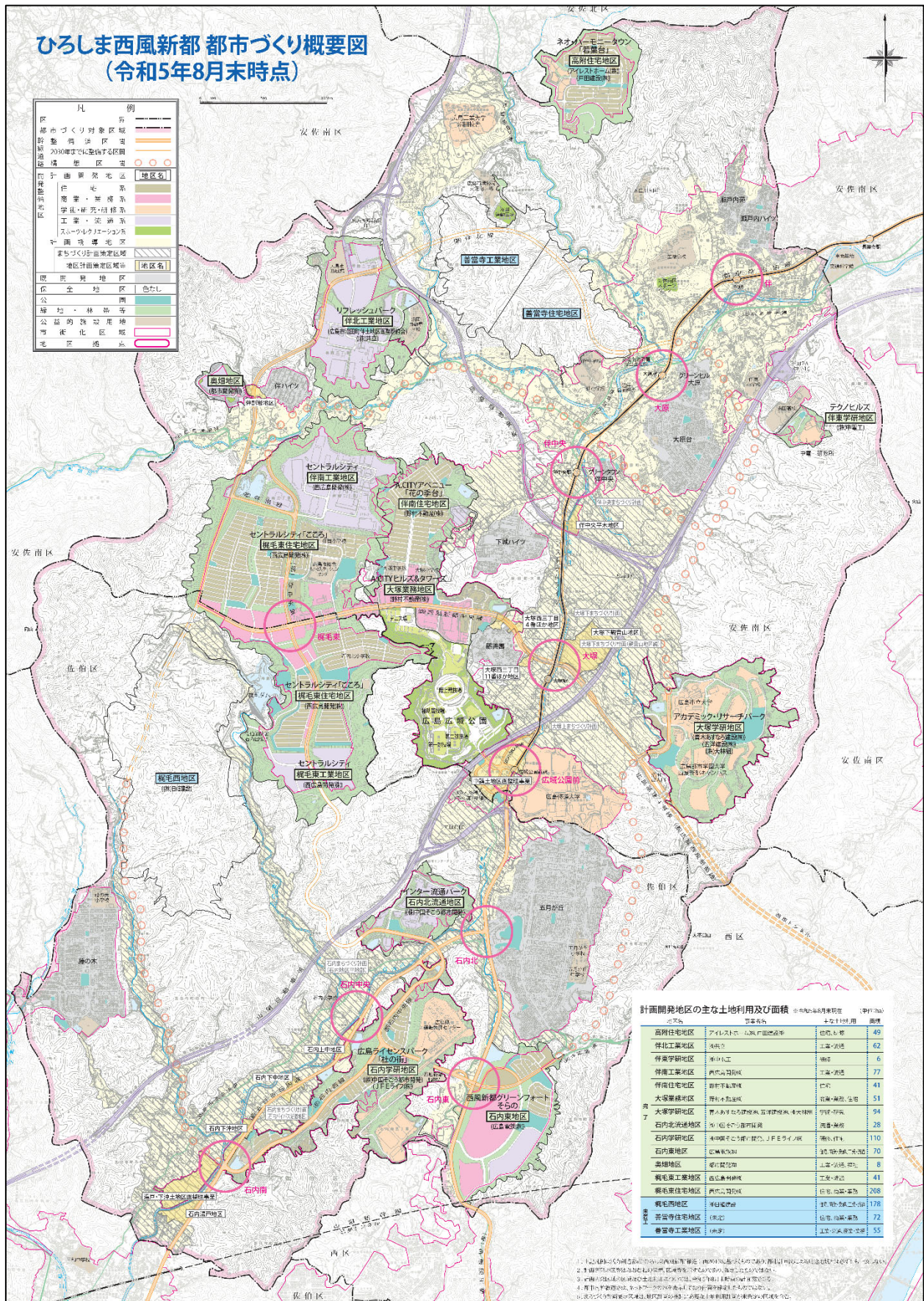
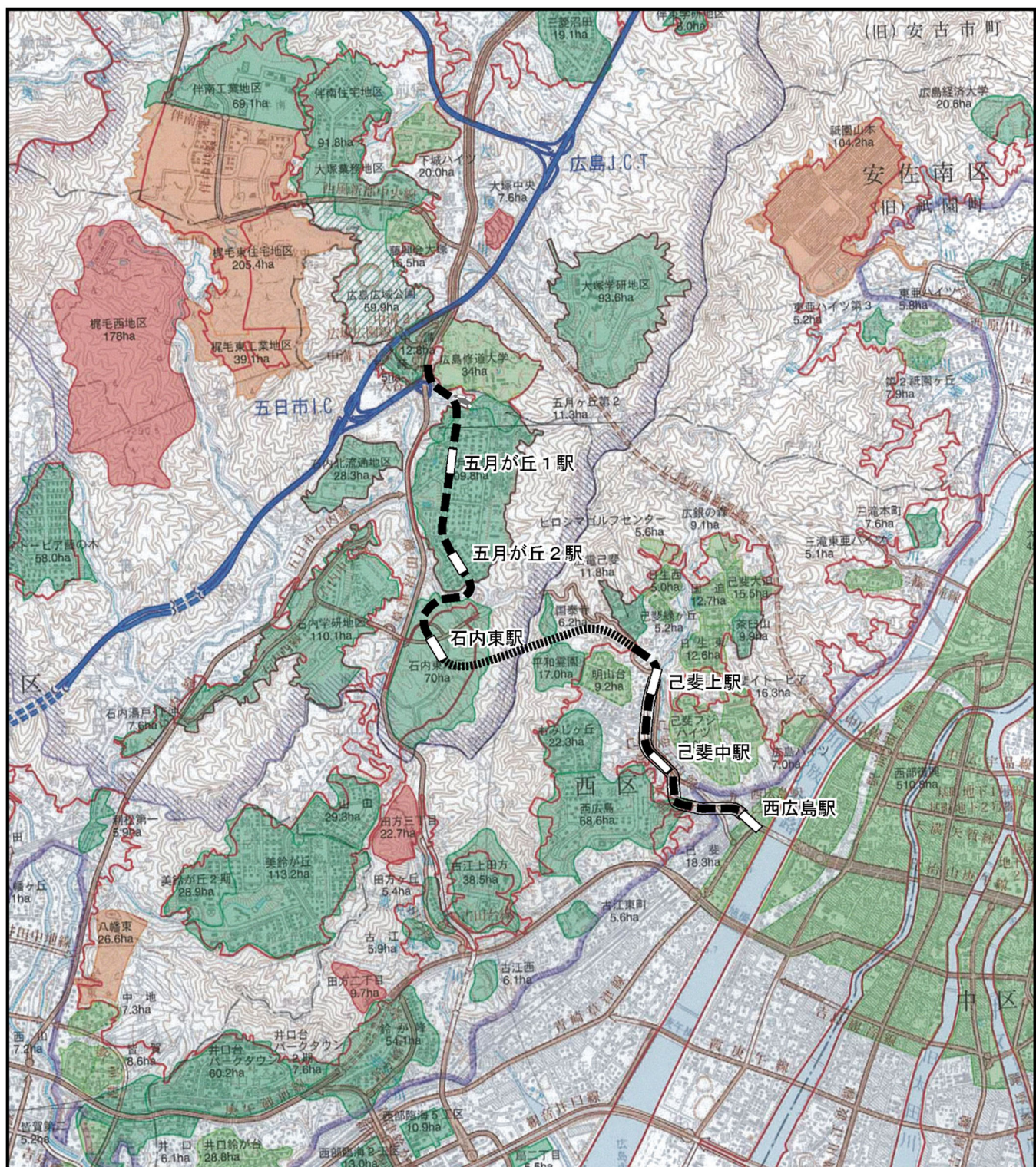


図 3.2.2 西風新都開発事業概要



- 事業計画地（広島新交通西風新都線）〔嵩上区間・地表区間〕
 ■■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）〔地下（トンネル）区間〕
 ■■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）〔車両基地〕
 ——— 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界
 ■ 昭和49年以前に完了したもの
 ■ 昭和50年以降に完了したもの
 ■ 施工中
 ■ 許認可手続中（西風新都内は計画開発地区を含む）
 ■ 広島圏都市計画区域
 ■ 市街化区域
 ■ 宅地造成工事規制区域
 ■ 活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013の対象区域

出典：「広島市開発動向図」（平成29年10月、広島市）

図 3.2.3 広島市開発動向図（事業計画地周辺）



1:50,000

0 1000 2000m

(c) 西広島駅北口土地区画整理事業

西広島駅周辺は、広島市都市計画マスタープランにおいて、地域的な都市機能を担う拠点地区として、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしい都市空間の整備を進めることとされており、地区内にはアストラムラインの延伸(新交通西風新都線)及びその受け皿であり、地区の幹線道路となる都市計画道路己斐中央線が計画されているなど、交通拠点・地域拠点としての発展が期待されている。

このことから、西広島駅周辺においては、道路、公園等の公共施設の整備と既成市街地の再編を行い、交通の拠点、地域の生活・活動を支える拠点に相応しい健全な市街地環境を創出するため、表 3.2.8 及び図 3.2.4 に示すとおり、西広島駅北口土地区画整理事業が計画されている。

表 3.2.8 西広島駅北口土地区画整理事業の計画概要

内 容	計画概要
道 路	・本地区のほぼ中央にアストラムラインの受け皿であり、地区の幹線道路となる己斐中央線が計画されている。地区北側の県道伴広島線については、石内地区や己斐地区からデルタ方面への交通の流れを良くするとともに、交差点の安全性を高めるために、一部拡幅を行う。 ・区画道路は、各宅地へのアクセスや円滑な交通を確保するよう、4～6 mの道路幅員にて計画する。 ・J R 西広島駅北口には、ターミナル機能の強化を図るため、バス及びタクシー、並びに自家用車の乗降場もある駅前広場を計画する。
公 園	・地区面積の3%以上の公園を確保し、駅前広場の西側に隣接して、街区公園(870 m²)を1箇所配置する。
供給処理施設	・上・下水道、電気、電話、ガスなどの施設は、道路整備に合わせて各施設管理者が整備し、施行者はこれに要する費用の一部を負担する。

3.2.4 水域利用

事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3.2.9 及び図 3.2.5 に示すとおりである。

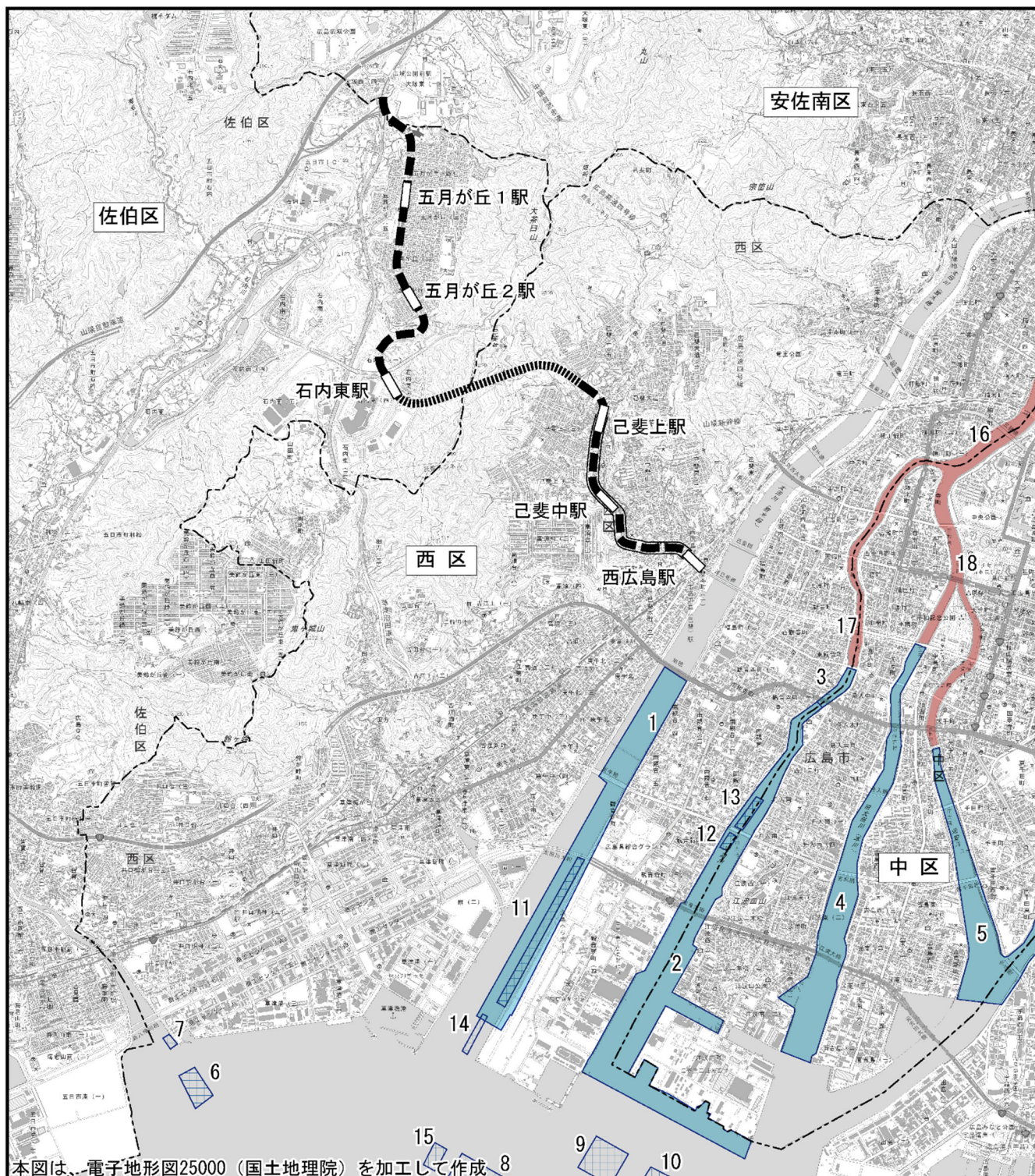
事業計画地周辺の太田川放水路、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川及び猿猴川には、海面及び内水面共同漁業権が設定されており、あさり、なまこ、しゃこ及びえむし等の漁業やかき筏及びかき杭打の垂下式養殖業が行われている。

表 3.2.9 漁業権の設定状況

No.	免許番号	漁業権者 ¹⁾	漁場の位置	漁業の種類及び名称	
				種 類	名 称
1	共第41号	広島市	広島市西区観音新町地先 (太田川放水路)	第1種	あさり、なまこ、しゃこ、えむし
2	共第42号		広島市西区観音、中区江波 (天満川)	第1種	あさり、なまこ、しゃこ、えむし
3	共第43号		広島市西区観音、中区舟入 (天満川)	第1種	えむし
4	共第44号		広島市中区舟入、江波、吉島地先 (本川)	第1種	あさり、えむし
5	共第45号		広島市中区吉島、千田、南区比治山 (元安川、京橋川)	第1種	あさり、えむし
6	区第77号		広島市西区商工センター8丁目	第1種	わかめ
7	区第78号		広島市西区商工センター8丁目	第3種	あさり
8	区第85号		広島市西区観音新町4丁目	第1種	かき筏垂下式
9	区第90号		広島市中区江波沖町	第1種	かき筏垂下式
10	区第91号		広島市中区江波沖町	第1種	かき筏垂下式
11	区第108号		広島市西区観音新町4丁目 (太田川放水路)	第1種	かき杭打垂下式
12	区第109号		広島市西区観音新町1丁目 (天満川)	第1種	かき杭打垂下式
13	区第110号		広島市西区南観音8丁目 (天満川)	第1種	かき杭打垂下式
14	区第122号		広島市西区観音新町4丁目 (太田川放水路)	第1種	わかめ
15	区第126号		広島市西区観音新町4丁目	第1種	わかめ
16	内水共第9号	広島市内水面	太田川、天満川、本川(旧太田川)、元安川、京橋川、猿猴川	第5種	あゆ、こい、うなぎ、ふな
17	内水共第11号		本川(旧太田川)、天満川	第5種	えむし
18	内水共第12号		元安川	第5種	えむし

(注) 1. No.1～9については「代表」、No.10～12は「漁業協同組合」である。

出典：「共同漁業権連絡図」(平成25年9月、広島県農林水産局水産課)
「区画漁業権連絡図」(平成30年9月、広島県農林水産局水産課)
「内水面共同漁業権連絡図」(平成26年3月、広島県)



本図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

- 凡例
- ■ ■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - ||||| 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - ■ ■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - 行政区界
 - 海面漁業権（共同）区域
 - 海面漁業権（区画）区域
 - 内水面共同漁業権区域（広島市内水面）

出典：「共同漁業権連絡図」（令和5年9月、広島県農林水産局水産課）
「区画漁業権連絡図」（令和5年9月、広島県農林水産局水産課）
「内水面共同漁業権連絡図」（平成26年3月、広島県）



1:50,000

0 1000 2000m

図 3.2.5 漁業権の設定状況

3.2.5 交 通

(1) 道 路

令和４年の広島市全域及び事業計画地が位置する安佐南区、佐伯区及び西区の道路の概況は、表 3.2.10 に示すとおりである。

広島市の道路の総路線数は 15,766 路線、総延長は 4,438,386m となっている。

安佐南区・佐伯区・西区の３区それぞれの市道の総路線数は 2,041～3,388 路線、総延長は 485,348～770,709m となっている。

また、事業計画地周辺の「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」の調査結果は表 3.2.11 に、調査地点は図 3.2.6 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.10 道路の概況（令和４年）

区 分	路線数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	
総 数	15,766	4,438,386	32,060,310	4,198,358	31,456,620	240,028	603,690	94.6
国 道	10	173,360	2,800,321	173,360	2,800,321	—	—	100.0
県 道	53	423,415	4,605,806	419,587	4,592,101	3,828	13,705	99.1
市 道	15,703	3,841,611	24,654,183	3,605,411	24,064,198	236,200	589,985	93.9
安佐南区	3,388	770,709	4,478,769	724,027	4,378,201	46,682	100,568	93.9
佐 伯 区	2,089	606,964	3,650,774	561,877	3,537,944	45,087	112,830	92.6
西 区	2,041	485,348	4,056,278	477,372	4,033,459	7,976	22,819	98.4

(注) 令和４年４月１日現在である。

出典：「広島市統計書（令和４年版）」（広島市ＨＰ）

表 3. 2. 11(1) 令和 3 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

（単位：台）

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 （上下合計）		
			小型車	大型車	合 計
34110200200	山陽自動車道	沼田 PA スマート～広島 JCT	17, 258	10, 421	27, 679
34110200210	山陽自動車道	広島 JCT～五日市	16, 078	10, 056	26, 134
34110200220	山陽自動車道	広島 JCT～五日市	16, 078	10, 056	26, 134
34110200230	山陽自動車道	五日市～宮島スマート	10, 309	8, 652	18, 961
34112310010	広島自動車道	広島 JCT～広島西風新都	8, 376	3, 938	12, 314
34200030040	広島南道路（高速 3 号線）	吉島～区境	9, 405	940	10, 345
34200030050	広島南道路（高速 3 号線）	区境～観音	9, 405	940	10, 345
34200040005	広島西風新都線（高速 4 号線）	中広～区境	12, 976	906	13, 882
34200040010	広島西風新都線（高速 4 号線）	区境～沼田	12, 976	906	13, 882
34300020720	一般国道 2 号	広島市中区国泰寺町 2 丁目	35, 301	4, 632	39, 933
34300020730	一般国道 2 号	広島市中区大手町 4 丁目 7	37, 227	5, 367	42, 594
34300020740	一般国道 2 号	広島市中区舟入本町	42, 317	5, 039	47, 356
34300020750	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市中区舟入本町 6	37, 838	5, 405	43, 243
34300020760	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区観音本町 1 丁目 18	26, 222	3, 474	29, 696
34300020770	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区庚午北 1 丁目	24, 917	1, 562	26, 479
34300020780	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区庚午北 1 丁目	24, 917	1, 562	26, 479
34300020790	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区庚午北 1 丁目	24, 917	1, 562	26, 479
34300020795	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区高須 3 丁目 （西広島バイパス）	60, 156	5, 344	65, 500
34300020800	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区高須 3 丁目	55, 729	6, 065	61, 794
34300020805	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区田方 1 丁目 （西広島バイパス）	53, 784	4, 622	58, 406
34300020810	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区田方 2 丁目 （西広島バイパス）	45, 432	4, 343	49, 775
34300020815	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区井口台 1 丁目 （西広島バイパス）	61, 517	5, 920	67, 437
34300020820	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区井口 4 丁目	57, 785	6, 278	64, 063
34300020825	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市西区井口 4 丁目	57, 785	6, 278	64, 063
34300020830	一般国道 2 号（西広島バイパス）	広島市佐伯区皆賀 2 丁目 （西広島バイパス）	52, 765	4, 420	57, 185
34300021260	一般国道 2 号	草津東 1 丁目	15, 608	1, 237	16, 845
34300021270	一般国道 2 号	草津東 1 丁目	15, 608	1, 237	16, 845
34300021280	一般国道 2 号	広島市佐伯区藤垂園	16, 008	357	16, 365
34300021290	一般国道 2 号	——	18, 526	1, 057	19, 583
34300021450	一般国道 2 号	広島市中区光南 4 丁目 （広島南道路）	6, 674	1, 313	7, 987
34300021470	一般国道 2 号 （西広島バイパス）	広島市西区観音本町 1 丁目	12, 337	1, 926	14, 263

（注）交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「令和 3 年度 令和 3 年全国道路・街路交通状況調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省 HP）

表 3. 2. 11(2) 令和 3 年度道路交通センサス調査結果 (昼間 12 時間交通量)

(単位: 台)

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合 計
34300021480	一般国道 2 号 (西広島バイパス)	広島市西区南観音 3 丁目 (西広島バイパス)	34, 180	3, 738	37, 918
34300021610	一般国道 2 号	広島市中区江波東 2 丁目 (広島南道路)	9, 398	1, 995	11, 393
34300021620	一般国道 2 号	江波 2	10, 794	1, 913	12, 707
34300021630	一般国道 2 号	観音	13, 384	2, 356	15, 740
34301830010	一般国道 183 号	広島市中区本川町	14, 512	861	15, 373
34301830020	一般国道 183 号	十日市町 1 丁目	13, 530	1, 291	14, 821
34301830030	一般国道 183 号	——	14, 153	1, 912	16, 065
34301830040	一般国道 183 号	——	14, 153	1, 912	16, 065
34301830050	一般国道 183 号	広島市西区三篠町 2 丁目	19, 872	1, 576	21, 448
34301830060	一般国道 183 号	広島市西区三篠町 2 丁目	19, 872	1, 576	21, 448
34301830070	一般国道 183 号	広島市西区三篠町 2 丁目	19, 872	1, 576	21, 448
34400710010	広島湯来線	——	11, 275	2, 100	13, 375
34400710020	広島湯来線	広島市西区田方 3 丁目	25, 681	6, 024	31, 705
34400710025	広島湯来線	五月が丘五丁目	21, 164	4, 640	25, 804
34400710030	広島湯来線	五月が丘五丁目	21, 164	4, 640	25, 804
34400710040	広島湯来線	五月が丘五丁目	21, 164	4, 640	25, 804
34400710050	広島湯来線	五月が丘五丁目	33, 517	6, 319	39, 836
34400710060	広島湯来線	広島市安佐南区大塚西 4 丁目	26, 050	4, 971	31, 021
34400710070	広島湯来線	——	19, 460	3, 011	22, 471
34400710080	広島湯来線	——	19, 460	3, 011	22, 471
34400710090	広島湯来線	沼田町伴中央 4 丁目	8, 952	1, 351	10, 303
34400710100	広島湯来線	沼田町伴中央 4 丁目	8, 952	1, 351	10, 303
34400710210	広島湯来線	——	2, 911	751	3, 662
34601990010	五日市停車場線	——	464	44	508
34602620010	南観音観音線	——	5, 555	680	6, 235
34602620020	南観音観音線	——	5, 555	680	6, 235
34602620025	南観音観音線	——	11, 916	1, 079	12, 995
34602620030	南観音観音線	——	11, 916	1, 079	12, 995
34602650030	伴広島線	——	8, 097	554	8, 651
34602650050	伴広島線	——	8, 097	554	8, 651
34602650055	伴広島線	広島市西区己斐上 1 丁目	7, 539	270	7, 809
34602650060	伴広島線	広島市西区己斐上 1 丁目	7, 539	270	7, 809
34602650070	伴広島線	福島町 1 丁目	7, 159	251	7, 410
34602650080	伴広島線	——	5, 398	237	5, 635
34602650090	伴広島線	広島市中区堺町 2 丁目	4, 238	40	4, 278
34602650100	伴広島線	——	5, 398	237	5, 635
34602650160	伴広島線	——	8, 097	554	8, 651
34602650180	伴広島線	——	8, 097	554	8, 651
34602770020	古市広島線	広島市西区大宮 2 丁目	4, 916	228	5, 144
34602900060	原田五日市線	五日市町石内	2, 681	129	2, 810
34602900010	原田五日市線	五月が丘五丁目	15, 360	2, 044	17, 404
34602900010	原田五日市線	五月が丘五丁目	15, 360	2, 044	17, 404

(注) 交通量の斜体は推計値を示す。

出典: 「令和 3 年度 令和 3 年全国道路・街路交通状況調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省HP)

表 3. 2. 11 (3) 令和 3 年度道路交通センサス調査結果 (昼間 12 時間交通量)

(単位: 台)

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 (上下合計)		
			小型車	大型車	合 計
34700010010	草津鈴が峰線	広島市西区鈴が峰町	24,344	1,901	26,245
34700020030	霞庚午線	吉島西一丁目	28,495	2,958	31,453
34700020040	霞庚午線	吉島西一丁目	28,495	2,958	31,453
34700020050	霞庚午線	広島市中区吉島西 2 丁目	24,173	2,865	27,038
34700020060	霞庚午線	広島市中区舟入南 6 丁目	24,343	2,587	26,930
34700020070	霞庚午線	——	32,529	5,384	37,913
34700020080	霞庚午線	広島市西区観音新町 2 丁目	29,419	2,619	32,038
34700020090	霞庚午線	——	35,672	4,773	40,445
34700020095	西 5 区観音井口線	扇 1 丁目	50,114	9,427	59,541
34700020100	西 5 区 231 号線	商工センター 8 丁目	22,153	4,792	26,945
34700030010	横川江波線	——	10,932	990	11,922
34700030020	横川江波線	舟入町	12,031	781	12,812
34700030025	横川江波線	——	10,932	990	11,922
34700030030	横川江波線	——	10,932	990	11,922
34700030035	横川江波線	——	10,932	990	11,922
34700030040	横川江波線	——	10,932	990	11,922
34700040010	中島吉島線	——	11,656	2,089	13,745
34700040015	中島吉島線	——	11,656	2,089	13,745
34700040020	中島吉島線	吉島西一丁目	10,190	1,210	11,400
34700040030	中島吉島線	吉島西一丁目	10,190	1,210	11,400
34700040040	中島吉島線	吉島西一丁目	13,050	2,043	15,093
34700060050	比治山庚午線	広島市中区河原町	21,801	1,037	22,838
34700060060	比治山庚午線	広島市中区河原町	21,801	1,037	22,838
34700060070	比治山庚午線	広島市中区舟入町	19,695	803	20,498
34700060080	比治山庚午線	観音	14,945	738	15,683
34700060090	比治山庚午線	観音	14,945	738	15,683
34700070010	駅前観音線	横川新町	17,237	1,811	19,048
34700070020	駅前観音線	——	18,460	1,518	19,978
34700070030	駅前観音線	——	18,460	1,518	19,978
34700070040	駅前観音線	福島町 2 丁目	14,528	1,476	16,004
34700090005	草津沼田線	——	13,219	3,263	16,482
34700090010	草津沼田線	——	13,219	3,263	16,482
34700090020	草津沼田線 (草津沼田道路)	田方 3 丁目	14,403	4,761	19,164
34700100010	西 4 区 210 号線	広島市西区庚午南 1 丁目	29,505	3,868	33,373
34700100020	西 4 区 観音井口線	広島市西区庚午南 1 丁目	29,505	3,868	33,373
34700110090	駅前吉島線	広島市中区東千田町	15,982	1,376	17,358
34700120010	中広宇品線	——	22,258	2,336	24,594
34700120020	中広宇品線	十日市町 2 丁目	17,760	1,833	19,593
34700120030	中広宇品線	十日市町 2 丁目	17,760	1,833	19,593
34700160010	安佐南 4 区 453 号線	——	12,434	2,246	14,680
34700160020	安佐南 4 区 453 号線	大塚西 3 丁目	16,885	3,125	20,010

(注) 交通量の斜体は推計値を示す。

出典: 「令和 3 年度 令和 3 年全国道路・街路交通状況調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省 H P)

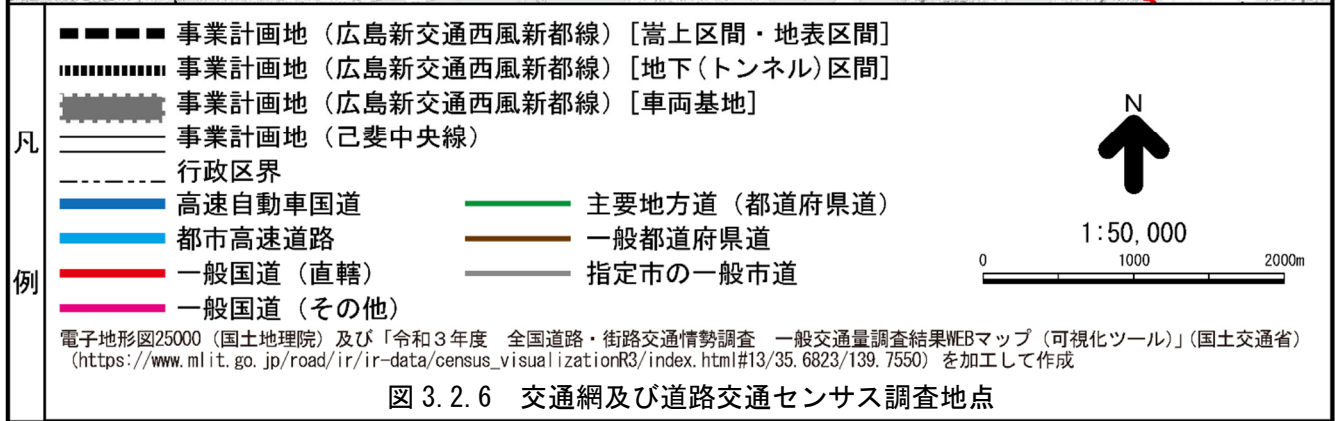
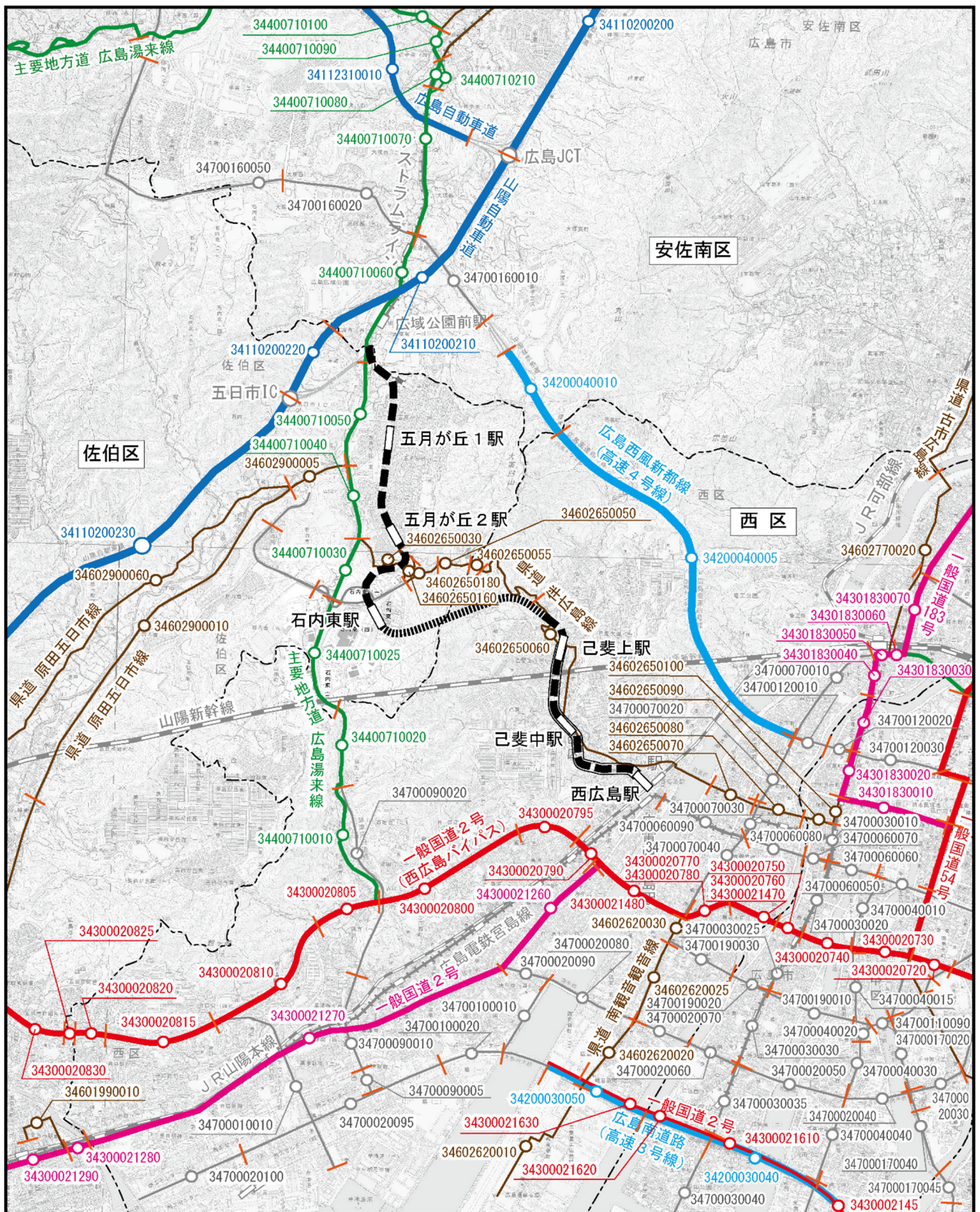
表 3.2.11(4) 令和 3 年度道路交通センサス調査結果（昼間 12 時間交通量）

（単位：台）

交通調査基本 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量 （上下合計）		
			小型車	大型車	合 計
34700160050	安佐南 4 区 486・490・739 号線	大塚西 3 丁目	16,885	3,125	20,010
34700170020	鷹野橋宇品線	——	13,772	1,429	15,201
34700170040	鷹野橋宇品線	広島市中区南千田西町	18,576	2,230	20,806
34700170045	鷹野橋宇品線	——	22,141	3,279	25,420
34700190010	吉島観音線	西川口町	9,471	368	9,839
34700190020	吉島観音線	西川口町	9,471	368	9,839
34700190030	吉島観音線	西川口町	9,471	368	9,839

（注）交通量の斜体は推計値を示す。

出典：「令和 3 年度 令和 3 年全国道路・街路交通状況調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省HP）



(2) 鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は、図 3.2.7 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、鉄道路線の J R 山陽本線、路面電車の広島電鉄宮島線、新交通システムのアストラムラインが存在し、本事業は、アストラムラインを広域公園前駅から J R 山陽本線・西広島駅まで延伸するものである。

また、J R 山陽本線・広島駅及び西広島駅の乗車人員は表 3.2.12 に、路面電車・広電西広島駅の乗車人員は表 3.2.13 に、アストラムラインの広域公園駅の乗車人員は表 3.2.14 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.12 J R 山陽本線乗車人員

(単位：人/日)

駅 名	令和 2 年度	令和 3 年度
	平均人員（1 日）	平均人員（1 日）
広 島 駅	50,745	52,433
西広島駅	7,761	7,587

(注) 広島駅には、新幹線の乗車人員も含む。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市 H P）

表 3.2.13 路面電車（広電）乗車人員

(単位：千人/年)

駅 名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	乗車総数	乗車総数	乗車総数
広電西広島	4,281	3,155	3,371

(注) 乗車人員は、実態調査による推計数である。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市 H P）

表 3.2.14 アストラムライン乗車人員

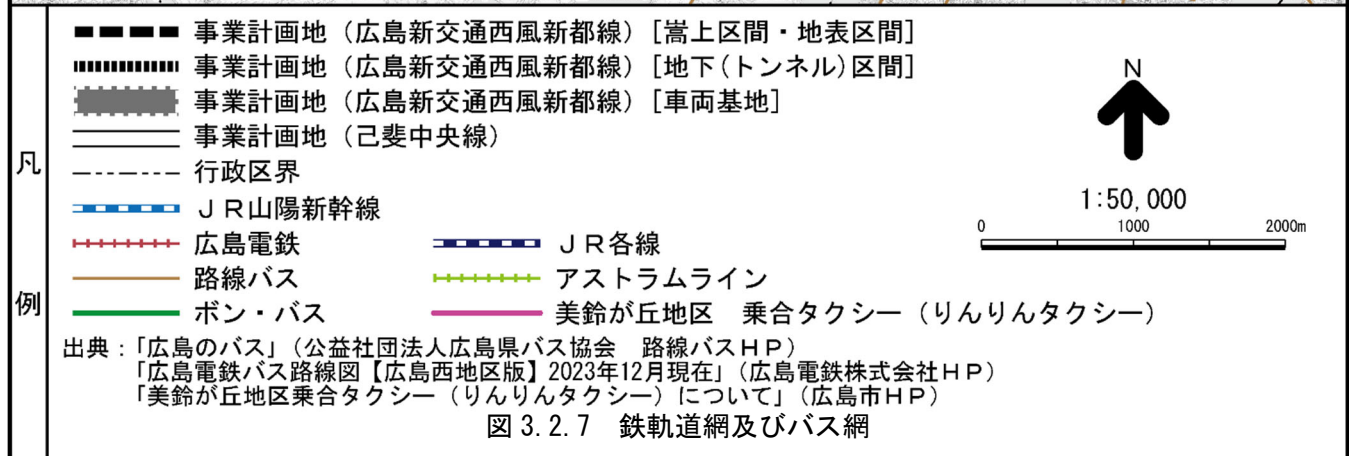
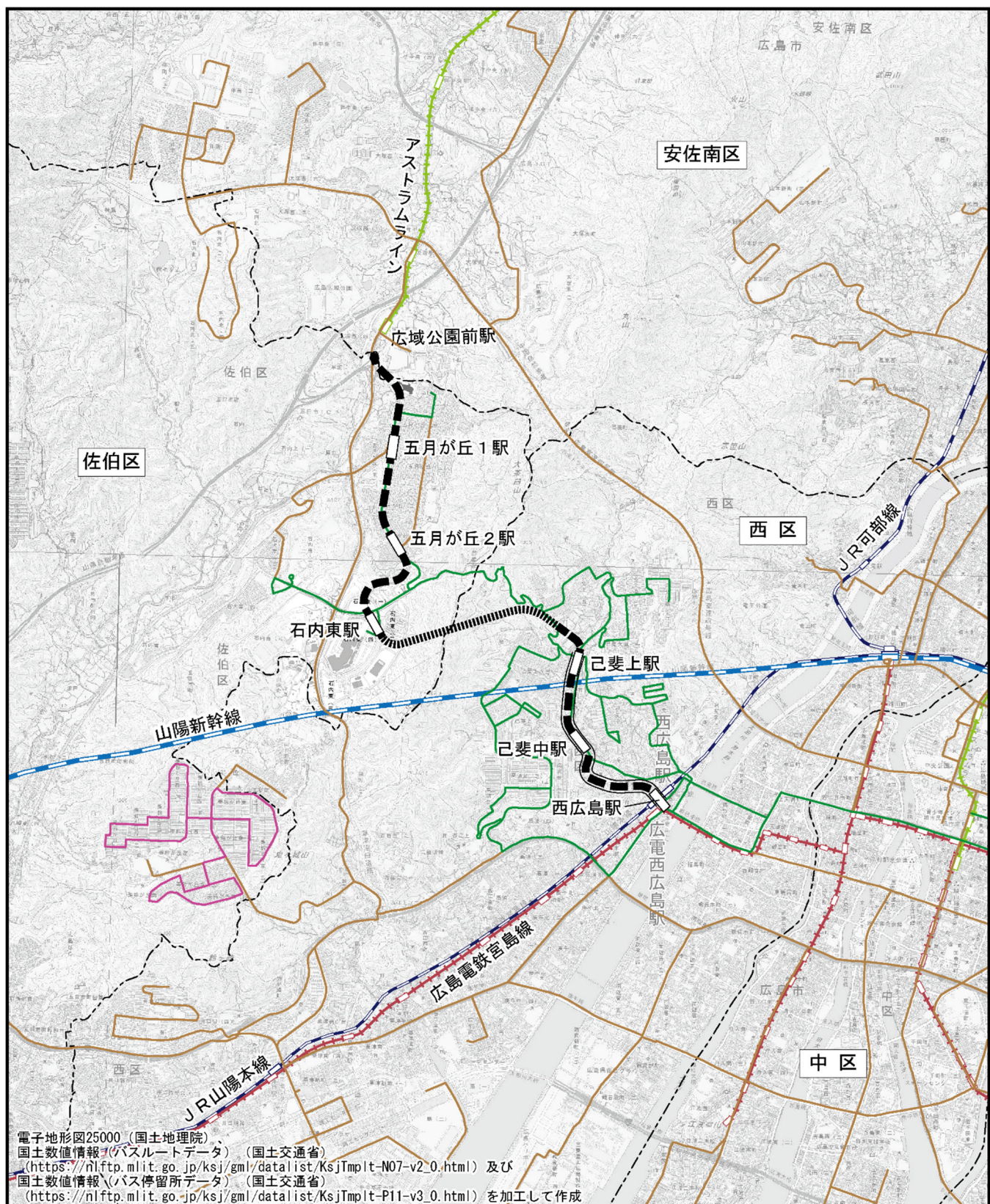
(単位：千人/年)

駅 名	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数	乗車総数	降車総数
広域公園前	546	575	233	245	363	378

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市 H P）

(3) バ ス

事業計画地周辺のバス網は図 3.2.7 に示すとおりであり、西広島駅を中心に運行しているボン・バスと、広島市内を広く運行する郊外バスで構成されている。



3.2.6 環境の保全等に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に配慮が必要な施設の分布状況は、表3.2.15及び図3.2.8に示すとおりである。

表3.2.15(1) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種 別	名 称	住 所
1	保育園等	春日野まごころ保育園（分園）	安佐南区山本新町五丁目 44-5
2		五月が丘保育園	佐伯区五月が丘五丁目 21-22
3		さくら保育所	西区己斐中三丁目 47-14
4		己斐保育園	西区己斐中一丁目 10-8
5	幼稚園・ 認定 こども園	五月が丘認定こども園	佐伯区五月が丘三丁目 25-10
6		のぞみ幼稚園	西区己斐上六丁目 452
7		己斐みどり幼稚園	西区己斐中一丁目 8-44
8		サムエル美鈴が丘こどもの園	佐伯区美鈴が丘東三丁目 19-1
9		山田幼稚園	西区山田新町一丁目 6-2
10		けんしんこども園	西区己斐東一丁目 13-33
11	小学校	五月が丘小学校	佐伯区五月が丘二丁目 22-1
12		己斐上小学校	西区己斐上六丁目 455
13		己斐東小学校	西区己斐中三丁目 127
14		己斐小学校	西区己斐上二丁目 1-1
15		高須小学校	西区高須四丁目 16-1
16		山田小学校	西区山田新町二丁目 21-1
17		石内北小学校	佐伯区石内北三丁目 23-1
18	中学校	五月が丘中学校	佐伯区五月が丘二丁目 23-1
19		己斐上中学校	西区己斐上六丁目 452-4
20		己斐中学校	西区己斐上三丁目 35-1
21		ノートルダム清心中学校	西区己斐東一丁目 10-1
22		広島学院中学校	西区古江上一丁目 630
23	高等学校	ノートルダム清心高等学校	西区己斐東一丁目 10-1
24		広島学院高等学校	西区古江上一丁目 630
25	大学	広島市立大学	安佐南区大塚東三丁目 4-1
26		広島修道大学	安佐南区大塚東一丁目 1-1
27		広島都市学園大学（西風新都）	安佐南区大塚東三丁目 2-1
28	病院・ 診療所	（医）豊心会 とよた内科クリニック	安佐南区大塚西三丁目 11-5
29		（特養）やすらぎの里 広域公園 医務室	安佐南区大塚西四丁目 2-20
30		中増整形外科クリニック	安佐南区大塚西四丁目 17-1
31		（医）たちばな会 斉藤内科医院	安佐南区大塚西四丁目 8-31
32		（特養）新都西風苑医務室	安佐南区大塚東三丁目 3-9
33		五月が丘クリニック	佐伯区五月が丘五丁目 20-9
34		（医）サツキ会 津元クリニック	佐伯区五月が丘二丁目 7-25
35		（医）共愛会 己斐ヶ丘病院	西区己斐上六丁目 554-1
36		（福）はばたきの里 いこいの園診療所	西区己斐上五丁目 930-1
37		（福）はばたきの里 第二いこいの園診療所	西区己斐上五丁目 847-1
38		（福）はばたきの里 特別養護老人ホーム第三いこいの園診療所	西区己斐上六丁目 939-1

出典：「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）

表 3. 2. 15(2) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種 別	名 称	住 所
39	病院・診療所	おおひら内科クリニック	西区己斐上一丁目 11-36
40		(医) 大石整形外科リウマチクリニック	西区己斐上一丁目 11-36 ここから己斐上ビル 2 階
41		(医) 石田内科	西区己斐上二丁目 11-3
42		(医) 斎 (いつき) 整形外科	西区己斐本町一丁目 5-5
43		つばさ往診クリニック	西区己斐上二丁目 31-1
44		わかばクリニック	西区己斐本町一丁目 9-20
45		住元皮膚科クリニック	西区己斐本町一丁目 14-3 広島 T & Y ビル 4 0 1
46		東洋堂クリニック	西区己斐本町一丁目 14-3
47		(医) 日域医院	西区己斐本町一丁目 14-14 島総合開発ビル 5 階
48		(医) はまだ小児クリニック	西区己斐本町一丁目 25-8
49		(医) 己斐杉本クリニック	西区己斐本町一丁目 25-6
50		(医) 隅田耳鼻咽喉科医院	西区己斐本町三丁目 1-3
51		落久保外科循環器内科クリニック	西区己斐本町三丁目 2-8
52		佐々木眼科	西区己斐本町三丁目 4-5
53		松阪内科医院	西区己斐本町三丁目 5-7 エステート己斐本町ビル 2 F
54		(医) あろえ会 岡本クリニック	西区己斐本町三丁目 11-7
55		(医) 蜂須賀整形外科	西区己斐本町二丁目 12-27
56		須山麻酔科クリニック	西区高須台三丁目 23-15
57		黒田麻酔科クリニック	西区高須台六丁目 14-2
58		コールメディカルクリニック広島	西区古田台二丁目 12-9
59	山下内科医院	西区山田新町二丁目 23-1	
60	介護事業所	I G L 居宅介護支援事業所西風	安佐南区大塚西二丁目 5-8
		I G L 小規模多機能型居宅介護西風新都	
		I G L グループホーム西風新都	
61		デイサービスセンターさくら	安佐南区大塚西三丁目 11-14
		グループホームさくら	
62		高齢者用福祉施設めぞん大塚	安佐南区大塚西三丁目 3-25
63		居宅介護支援事業所あいの丘	安佐南区大塚東三丁目 3-9
		特別養護老人ホーム新都西風苑	
		ショートステイ新都西風苑	
64		特別養護老人ホームやすらぎの里広域公園	安佐南区大塚西四丁目 2-20
65		フランスベッド株式会社メディカル広島営業所	安佐南区大塚西四丁目 16-1
66		居宅介護支援事業所やすらぎの里	佐伯区五月が丘四丁目 15-6
		デイサービスセンターやすらぎの里	
		短期入所生活介護事業所やすらぎの里	
		特別養護老人ホームやすらぎの里	
67		第二いこいの園短期入所生活介護事業所	西区己斐上五丁目 847-1
		特別養護老人ホーム第二いこいの園	

出典：「ひろしま地図ナビ 施設情報」(広島市HP)

「広島市-介護保険サービス事業者一覧」(広島市HP)

表 3. 2. 15(3) 環境の保全等に配慮が必要な施設

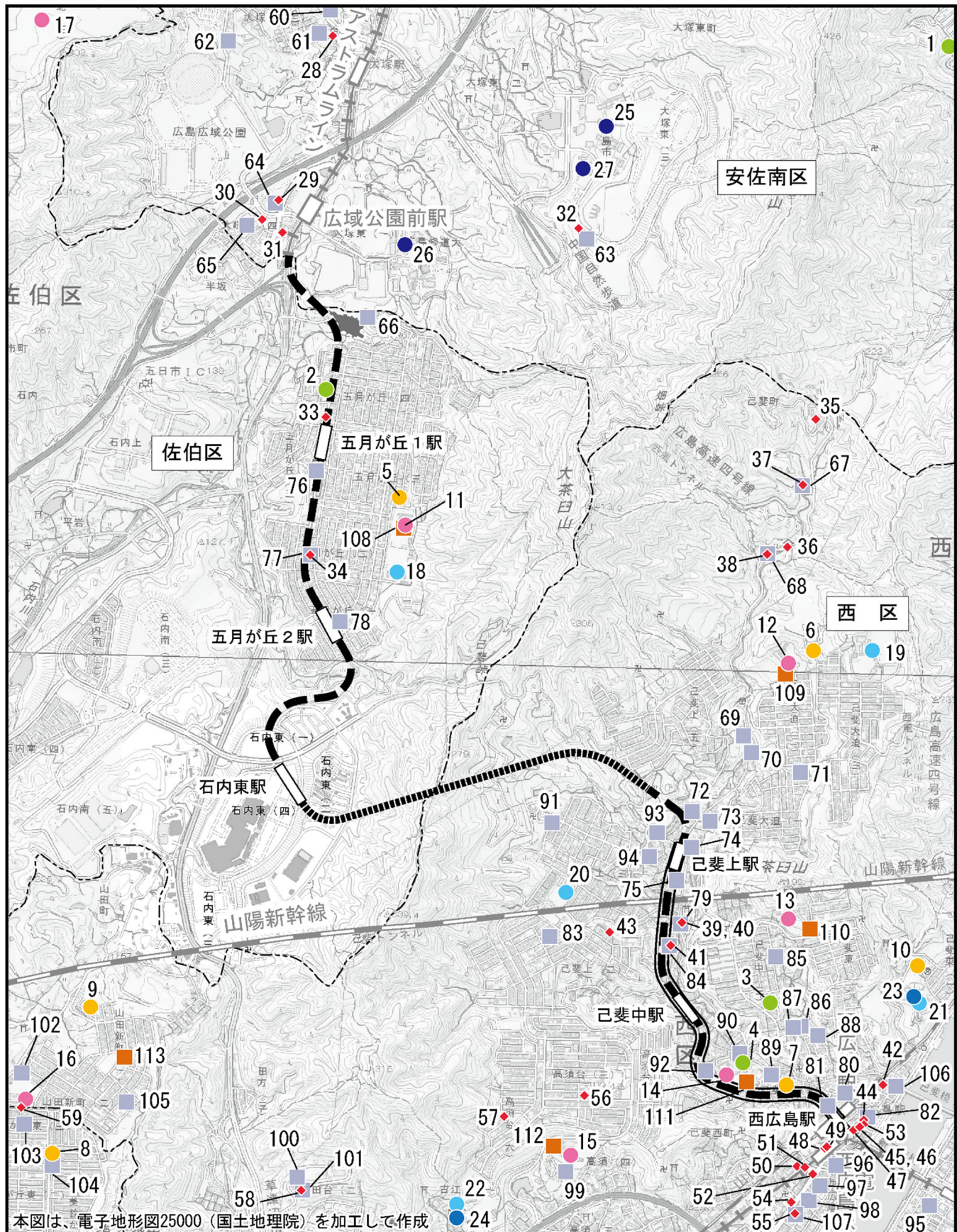
No.	種 別	名 称	住 所
68	介護 事業所	はばたきの里居宅介護支援事業所	西区己斐六丁目 939-1
		第三いこいの園デイサービスセンター	
		特別養護老人ホーム第三いこいの園	
69		楽リハヘルパーステーション広島己斐	西区己斐上四丁目 4-12
		楽リハデイサービスセンター広島己斐	
70		ここからキャンパス	西区己斐上四丁目 2-38
71		ニチケアセンター己斐	西区己斐大迫二丁目 41-3
72		グループホーム己斐・みどりの家	西区己斐上四丁目 29-16
73		ルネッサンス訪問看護	西区己斐上四丁目 31-7-15
		看護小規模多機能型居宅介護葵の家	
74		広島県看護協会居宅介護支援事業所「こい」	西区己斐上一丁目 14-2
		広島県看護協会訪問看護ステーション「こい」	
75		デイサービス「いでしたの光」	西区己斐上三丁目 7-22
76		グループホームさつき	佐伯区五月が丘五丁目 2-3
77		津元クリニック	佐伯区五月が丘二丁目 7-25
78		デイサービス季楽五月	佐伯区五月が丘一丁目 12-11
79		デイサービスセンターここから己斐	西区己斐上一丁目 11-36
80		ワズホーム	西区己斐中一丁目 3-18-4
81		居宅介護支援事業所スマイルケア	西区己斐西町 6-15
82		ニックス西居宅介護支援事業所	西区己斐本町一丁目 4-13
83		めぐみ指定居宅介護支援事業所己斐	西区己斐上二丁目 43-21
		めぐみデイサービス己斐	
84		おれんじ居宅介護支援事業所	西区己斐上二丁目 11-3
		デイサービスおれんじ	
85		わくわくハウス己斐	西区己斐中三丁目 39-25
86		グループホーム桐壺の家	西区己斐中二丁目 12-21
87		グループホーム若紫の家	西区己斐中三丁目 53-14
88		ルネッサンスホームエイド	西区己斐中二丁目 13-42
		ルネッサンスホームヘルプ	タウニー102 号室
89		居宅介護支援事業所かなで	西区己斐中一丁目 9 番 19-304
90		デイサービスセンターきずな	西区己斐中二丁目 22-14
91		介護付有料老人ホームほのぼの苑己斐	西区己斐上三丁目 42-22
92		ショートステイ輝きこいの家楓	西区己斐上二丁目 4-5-1
		ショートステイ輝きこいの家椿	西区己斐上二丁目 4-5-3
		ショートステイ輝きこいの家藤	西区己斐上二丁目 4-12
93		おれんじ己斐上てらす	西区己斐上四丁目 26-1
94		ひまわり介護	西区己斐上三丁目 3-13
95		ありらん	西区福島町二丁目 4-9
		デイサービスありらん	
		グループホームありらん	
96		あーくすけあういむい	西区己斐本町一丁目 23-5

出典：「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）

表 3. 2. 15(4) 環境の保全等に配慮が必要な施設

No.	種 別	名 称	住 所
97	介護 事業所	土谷居宅介護支援事業所西広島	西区己斐本町二丁目 6-6
		土谷ヘルパーステーション西広島	
		土谷訪問看護ステーション西広島	
98		広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町二丁目 7-13
99		通所介護事業所かがやき高須	西区高須四丁目 12-22
100		デイサービスひよこの家	西区古田台二丁目 13-18
101		コールメディカルクリニック広島	西区古田台二丁目 12-9
102		居宅介護支援事業所千歳園	西区山田新町二丁目 7-2
		訪問介護事業所千歳園	
		デイサービスセンター千歳園	
		ショートステイちとせ	
		特別養護老人ホーム千歳園	
		養護老人ホーム千歳園	
103		グループホーム悠	佐伯区美鈴が丘東三丁目 6-10
104		I G L デイサービス美鈴が丘	佐伯区美鈴が丘東四丁目 14-1
		I G L 居宅介護支援事業所美鈴が丘	
105		ひろき苑デイサービスセンター広島西	西区山田新町一丁目 23-22
106		ヘルパーステーション高山	西区己斐本町一丁目 2-15 FコートB棟301号
107		蜂須賀整形外科	西区己斐本町二丁目 12-27
108	児童館	五月が丘児童館	佐伯区五月が丘二丁目 22-2
109		己斐上児童館	西区己斐上六丁目 456
110		己斐東児童館	西区己斐東二丁目 30-3
111		己斐児童館	西区己斐上二丁目 1-2
112		高須児童館	西区高須四丁目 16-1
113		山田児童館	西区山田新町一丁目 17-4

出典：「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）



- 凡例
- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 - ▨ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 - 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 - 事業計画地（己斐中央線）
 - - - 行政区界
 - 保育園等
 - 幼稚園・認定こども園
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 大学
 - ◆ 病院・診療所
 - 介護事業所
 - 児童館
- 出典：「ひろしま地図ナビ 施設情報」（広島市HP）
「広島市-介護保険サービス事業者一覧」（広島市HP）

図 3.2.8 環境の保全等に配慮が必要な施設

3.2.7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市の上水道の普及率は、表 3.2.16 に示すとおりである。

広島市の令和 4 年度の上水道の人口当たりの普及率は、98.3%となっている。

表 3.2.16 上水道普及率（令和 4 年度）

区 分	行政区域内		給水区域内(A)		現在給水(B)		普及率(B)/(A)	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
広 島 市	579,440	1,181,868	577,357	1,177,935	567,068	1,157,424	98.2	98.3
安佐南区	108,749	243,510	108,749	243,510	107,489	240,961	98.8	99.0
佐 伯 区	64,464	140,622	62,495	136,902	61,121	134,308	97.8	98.1
西 区	95,627	186,300	95,627	186,300	95,537	186,125	99.9	99.9

出典：「令和 5 年度版 水道事業年報」（令和 5 年 12 月、広島市水道局）

(2) 下水道

広島市の下水道の普及率は、表 3.2.17 に示すとおりである。

広島市の令和 4 年の下水道の人口当たりの普及率は、95.9%となっている。

表 3.2.17 下水道普及率

年 次	人口（人）		普及率 (%)
	行政区域人口(A)	処理区域人口(B)	B/A
令和 2 年	1,194,330	1,143,470	95.7
令和 3 年	1,192,589	1,143,080	95.8
令和 4 年	1,186,408	1,138,320	95.9

(注) 1. 各年 3 月 31 日現在である。
2. 行政区域人口は、住民基本台帳人口である。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市HP）

(3) 廃棄物

(a) ごみ

広島市内のごみの処分状況は、表 3.2.18 に示すとおりである。

広島市内のごみの総量は、令和 3 年度は 392,939 トンとなっている。

また、ごみの処分では焼却が 75.0%と最も多く、令和 3 年度では 294,529 トンとなっている。

表 3.2.18 ごみ処分状況

(単位：トン)

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均処分量
令和元年度	446,195	304,881	99,835	41,146	333	1,219
令和 2 年度	389,022	294,280	48,050	46,318	374	1,066
令和 3 年度	392,939	294,529	47,995	50,063	352	1,077

(注) 1. 焼却量には、令和元年度(886t)、令和 2 年度(626t)、令和 3 年度(564t)の安芸太田町分を含む。

2. 埋立量には焼却灰を含む。

3. 令和元年度(39,005t)、令和 2 年度(6t)、令和 3 年度(991t)の災害廃棄物を含む。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市HP）

(b) し尿

広島市内のし尿・浄化槽汚泥処理状況は、表 3.2.19 に示すとおりである。

広島市内のし尿・浄化槽汚泥の収集量の総量は減少傾向にあり、令和 3 年度では 49,490k1 となっている。また、収集したし尿・浄化槽汚泥のすべては陸上処理されている。

表 3.2.19 し尿・浄化槽汚泥処理状況

(単位：k1)

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	都市整備公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
令和元年度	52,532 (22,439)	2,221 (2,221)	50,311 (20,218)	52,532 (22,439)	52,532 (22,439)	—
令和 2 年度	50,122 (21,878)	2,034 (2,034)	48,088 (19,844)	50,122 (21,878)	50,122 (21,878)	—
令和 3 年度	49,490 (21,611)	1,677 (1,677)	47,813 (19,934)	49,490 (21,611)	49,490 (21,611)	—

(注) 1. () 内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

2. 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

3. 安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

4. 業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）、許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

出典：「広島市統計書（令和 4 年版）」（広島市HP）

(4) 温室効果ガス

広島市内から排出される温室効果ガス排出量の推移は、表 3.2.20 に示すとおりである。

広島市の令和 3 年度【速報】の温室効果ガス排出量は 692.2 万トン-CO₂ であり、基準年度（平成 25 年度）に比べて 187.4 万トン-CO₂（21.5%）減少している。

表 3.2.20 温室効果ガス排出量の推移

（単位：万トン-CO₂）

区 分	平成 25 年度 【基準年度】	令和 2 年度	令和 3 年度 【速報】
二酸化炭素 (CO ₂)	837.3	632.9	630.9
産業部門	160.1	124.6	126.9
民生・家庭部門	224.4	166.3	160.7
民生・業務部門	272.6	193.0	196.7
運輸部門	163.0	130.8	127.4
廃棄物	17.2	18.1	19.2
メタン(CH ₄)	2.9	2.4	2.3
一酸化二窒素(N ₂ O)	13.1	12.1	11.8
代替フロン等 4 ガス	26.3	45.4	47.1
合 計	879.6	692.7	692.2
対基準年度削減率	—	△21.8%	△21.5%

- （注） 1. 代替フロン等 4 ガスは、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素である。
2. 表中の個々の温室効果ガスの排出量と、合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致していない。
3. 産業部門：製造業、農林水産業、建設業、鉱業等
 民生部門：家庭、サービス業、教育機関、医療機関等
 運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機等

出典：「広島市の温室効果ガス排出量（令和 2 年度確定値及び令和 3 年度速報値）」（広島市HP）

3.2.8 環境の保全のための法令等

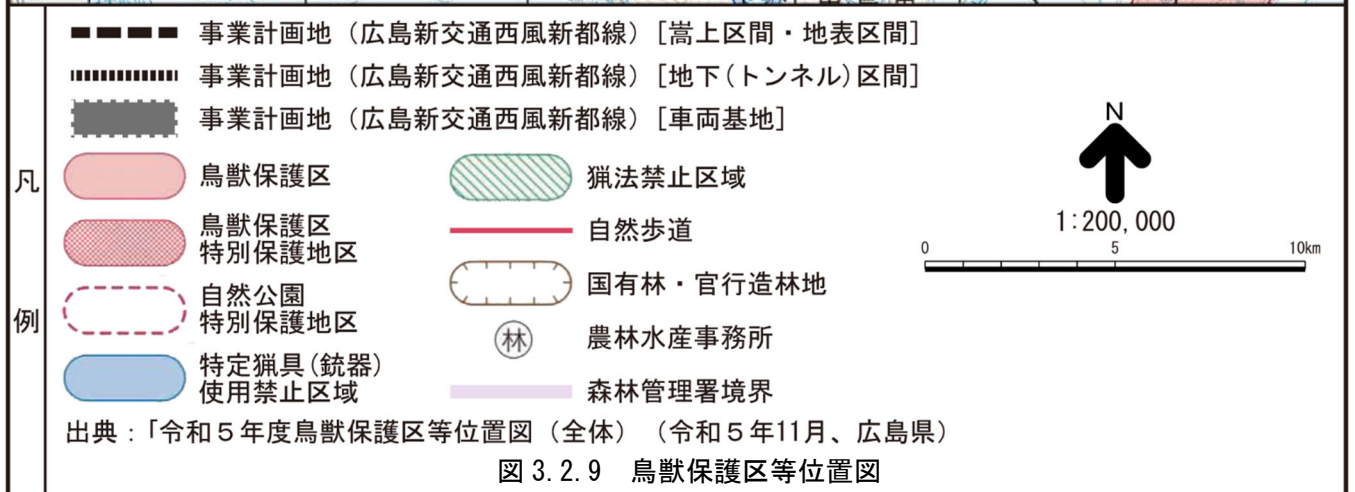
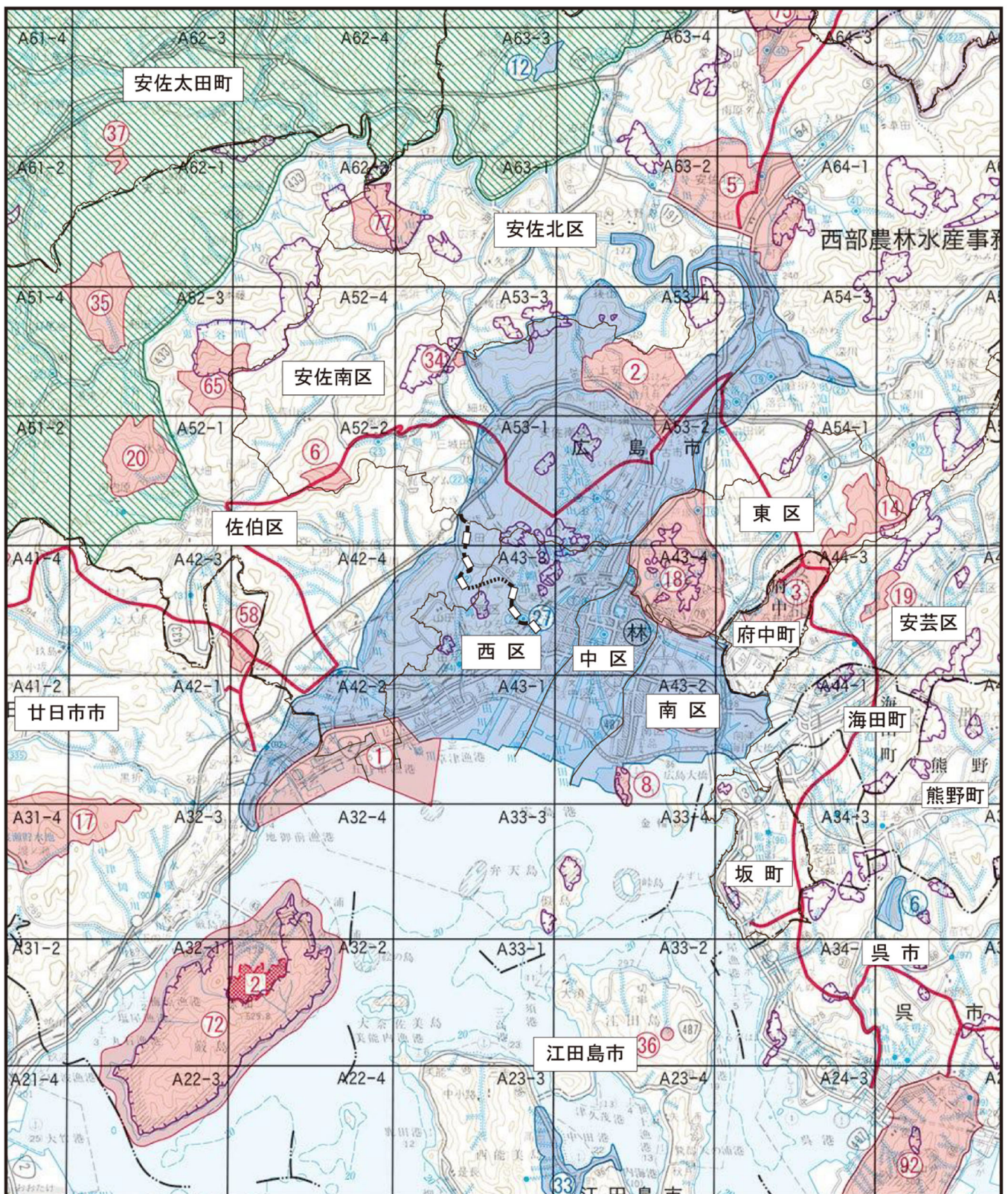
(1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

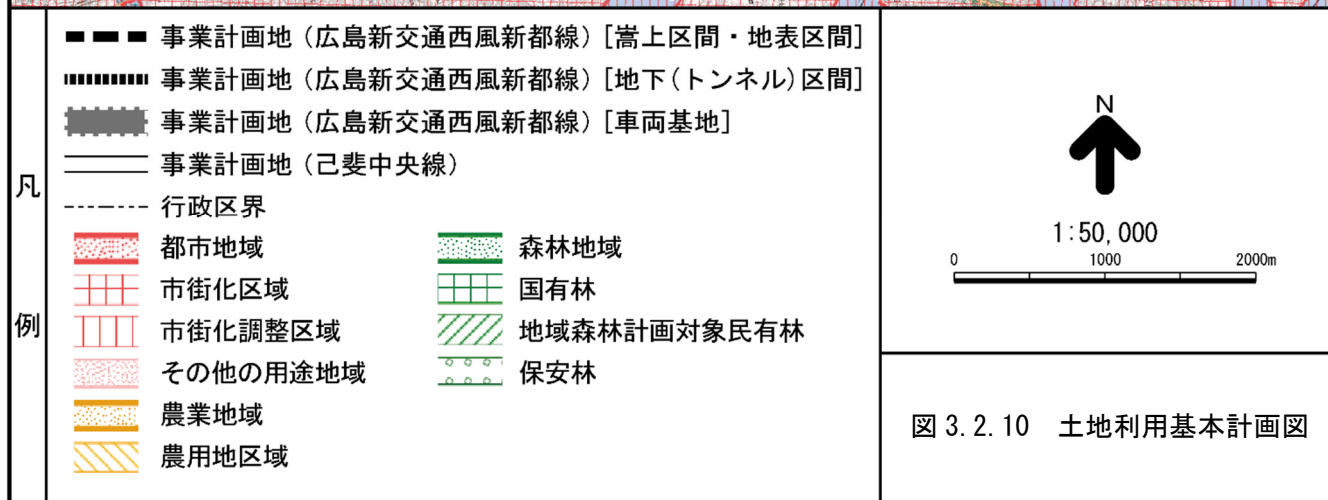
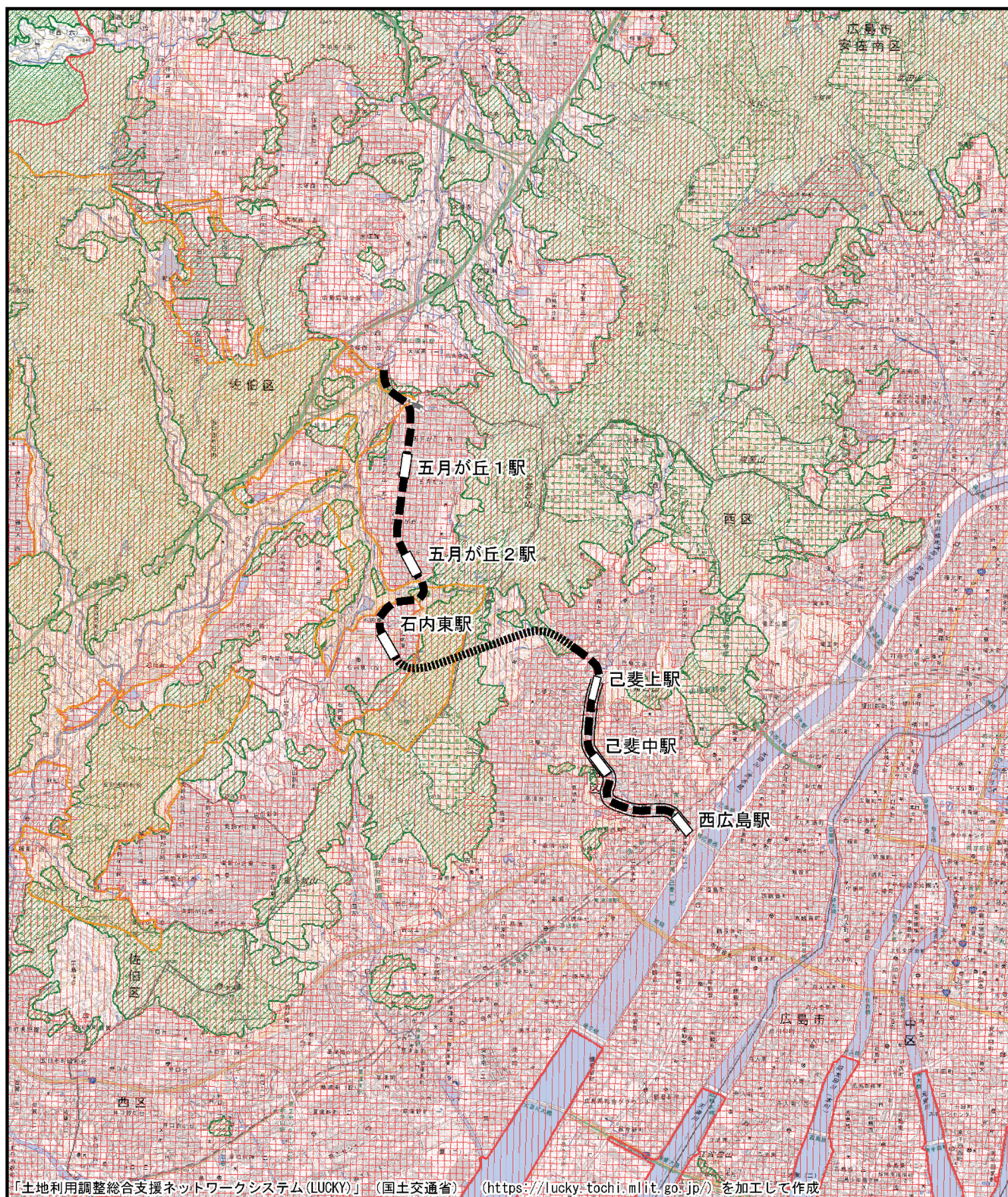
自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況は、表 3.2.21 に示すとおりである。

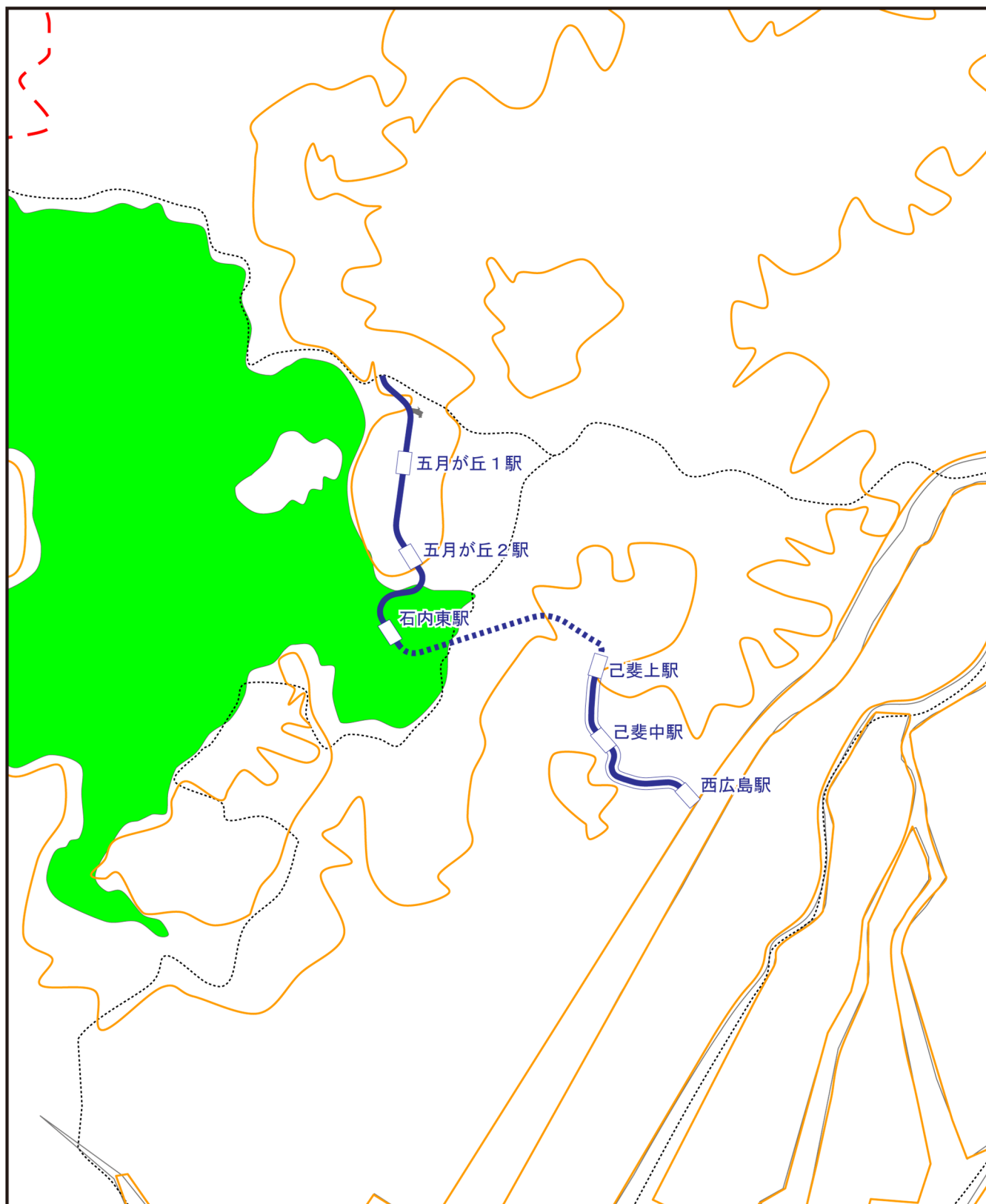
事業計画地における鳥獣保護区等位置図は図 3.2.9 に、土地利用基本計画図は図 3.2.10 に、農業振興地域の指定状況は図 3.2.11 に、防災に係る区域の指定状況は図 3.2.12 に、景観法に基づく景観計画重点地区の指定状況は図 3.2.13 にそれぞれ示すとおりである。

表 3.2.21 自然環境等の保全に係る地域・区域等の指定状況

区分	法 令	地域・区域等	指定の有無	備 考
			事業計画地	
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	○	図 3.2.9
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	
		緑地環境保全地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3.2.10
		農業地域	○	図 3.2.10
		森林地域	○	図 3.2.10
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	
	都市計画法	都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域及びその他の用途地域）	○	図 3.2.10
		用途地域	○	図 3.2.1
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	図 3.2.11
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	
		保安林	○	図 3.2.10
		地域森林計画対象民有林	○	図 3.2.10
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	図 3.2.12
		造成宅地防災区域	×	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	図 3.2.12
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	○	図 3.2.12
		土砂災害警戒区域	○	図 3.2.12
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
その他	河川法	河川区域、河川保全区域	×	
	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市）	×	
	景観法	景観計画重点地区	○	図 3.2.13







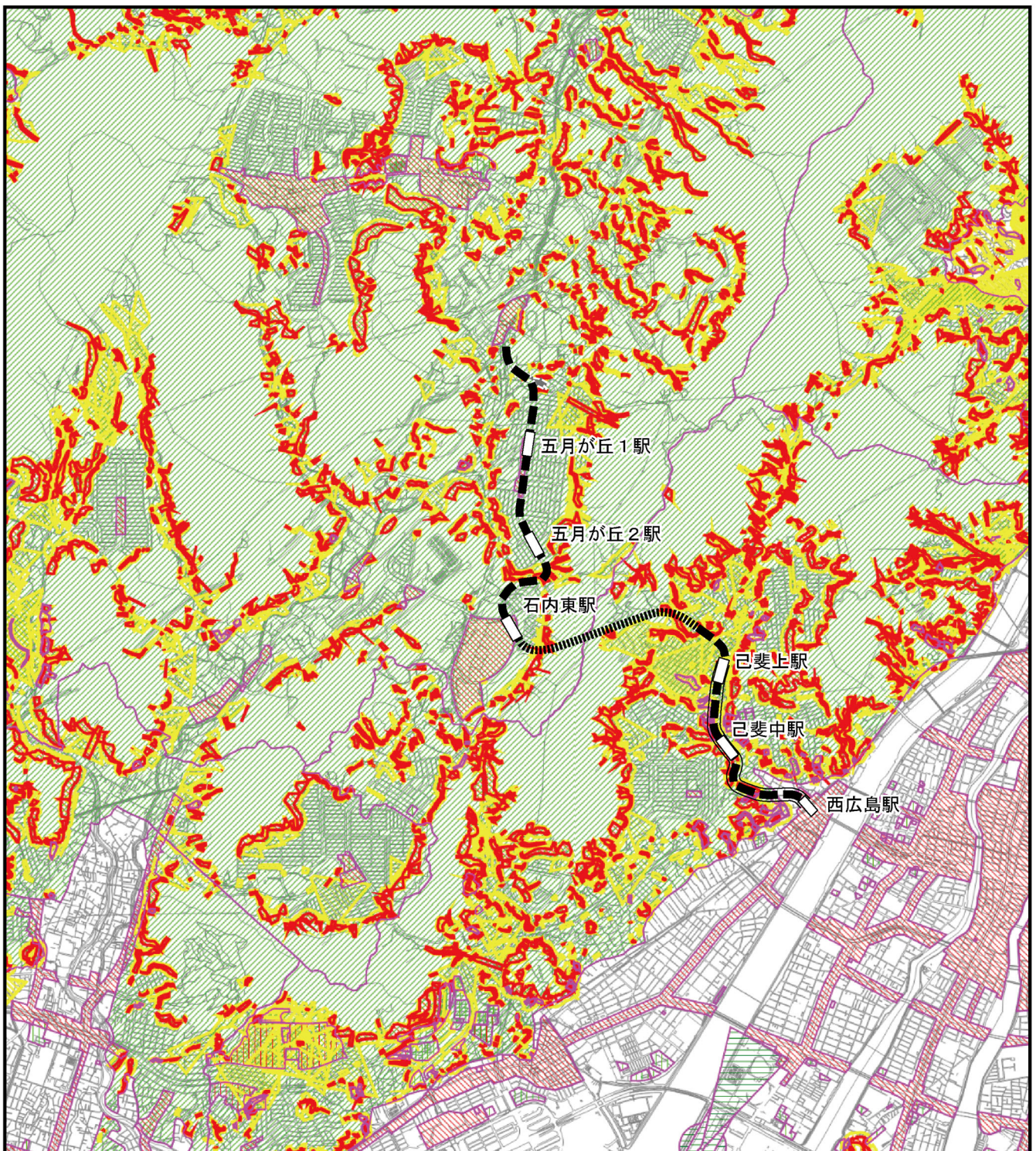
- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 事業計画地（己斐中央線）
 農業振興地域
 市街化区域
 都市計画区域

出典：「広島農業振興地域整備計画（土地利用計画図）」（広島市HP）

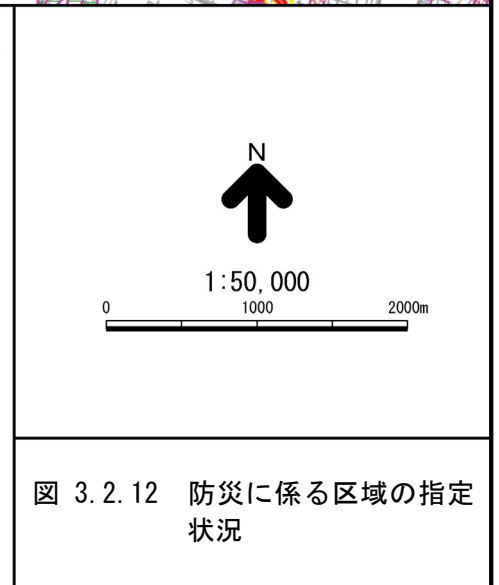


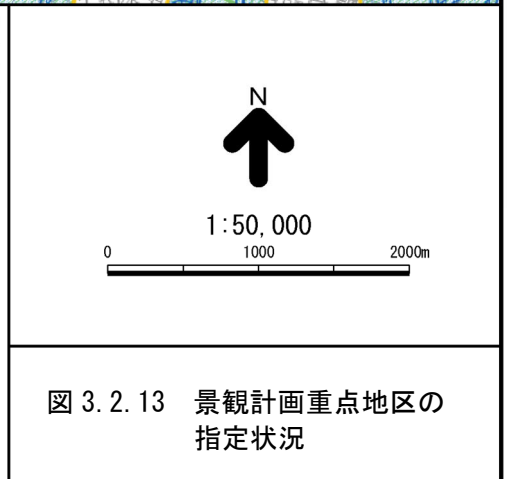
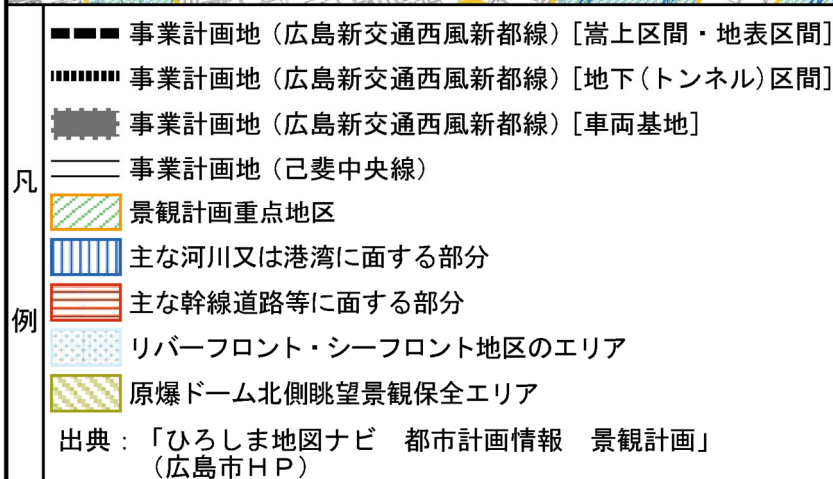
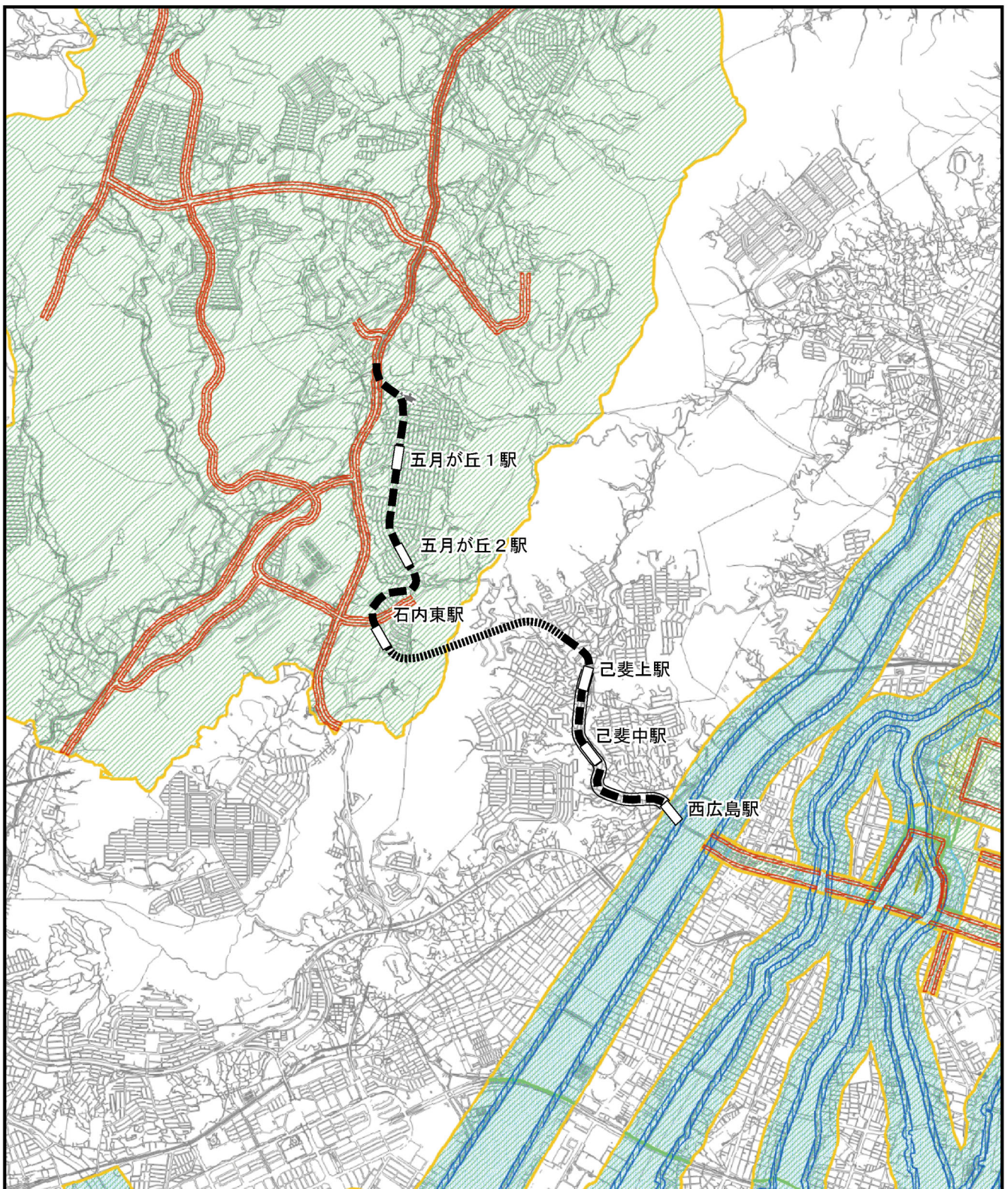
0 1000 2000m

図 3.2.11 農業振興地域



- 事業計画地（広島新交通西風新都線）[嵩上区間・地表区間]
 ■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[地下（トンネル）区間]
 ■■■■ 事業計画地（広島新交通西風新都線）[車両基地]
 — 事業計画地（己斐中央線）
- 凡 例
 ■■■ 宅地造成工事規制区域
 ■■■ 造成宅地防災区域
 ■■■ 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）
 ■■■ 土砂災害特別警戒区域
 ■■■ 土砂災害警戒区域
 ■■■ 一団地認定区域（昭和62年度以降）
 ■■■ 建築協定区域
 ■■■ 駐輪場附置義務対象区域
 ■■■ 航空法制限表面区域
- 出典：「ひろしま地図ナビ 都市計画情報 その他規制」
 （広島市HP）





(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

(a) 大気環境

(7) 大気汚染

(i) 環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の10項目について、表3.2.22に示すとおり定められている。また、環境基準の評価方法は、表3.2.23に示すとおり定められている。

表 3. 2. 22 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0. 20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0. 003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 13 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0. 15 mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2. 5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 5 月 8 日環境庁告示第25号(最終改正：平成 8 年環境庁告示第73号)）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 7 月 11 日環境庁告示第38号(最終改正：平成 8 年環境庁告示第74号)）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号(最終改正：平成30年環境庁告示第100号)）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 9 月 9 日環境省告示第33号）

表 3. 2. 23 環境基準の評価方法

物 質	評 価 方 法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的 評価	連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的 評価	年間にわたる1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98パー セント 値評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を越える測定に値の1日平均値は、用いないものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	短期的 評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期的 評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正：平成8年環境庁告示第73号））

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正：平成8年環境庁告示第74号））

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正：平成30年環境省告示第100号））

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年9月9日環水大総発第090909001号、環境省水・大気環境局長通知）

(イ) 騒 音

(i) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 3. 2. 24 に、地域の類型指定は表 3. 2. 25 にそれぞれ示すとおりである。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3. 2. 1 に示したとおりであり、事業計画地は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、地域の類型は、A、B及びCとなっている。

表 3. 2. 24 騒音に係る環境基準

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間¹⁾については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じて等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第 2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

- 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第 3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）。
 - ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

表 3.2.25 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地域の区分
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する地域を除く。）
C	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域
備考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成 17 年 4 月 25 日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年 3 月30日広島市告示第116号）

（ii）規制基準等

① 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号)）及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 10 月 7 日広島県条例第 35 号(最終改正：令和 6 年 12 月 23 日広島県条例第 38 号)）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 3.2.26 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域となっている。

表 3.2.26 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜 間 (22 時～翌日 6 時)
第 1 種 区 域	50 デシベル (50 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)
第 2 種 区 域	55 デシベル (55 デシベル)	50 デシベル (50 デシベル)	45 デシベル (45 デシベル)
第 3 種 区 域	60 デシベル (65 デシベル)	60 デシベル (65 デシベル)	50 デシベル (55 デシベル)
第 4 種 区 域	70 デシベル (70 デシベル)	70 デシベル (70 デシベル)	60 デシベル (65 デシベル)

(注) 1. 規制基準は、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさである。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く。）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域

3. () 内は、「広島県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を表す。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号(最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号)）

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 10 月 7 日広島県規則第 69 号(最終改正：令和 6 年 3 月 28 日広島県規則第 11 号)）

「騒音の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号(最終改正：平成 27 年広島市告示第 205 号)）

② 建設作業に係る規制

「騒音規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」では、くい打機、くい拔機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 3.2.27 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 号区域となっている。

表 3. 2. 27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. びょう打機を使用する作業								
3. 削岩機を使用する作業*								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								

（注）1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）、工業地域・工業専用地域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

3. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号（最終改正：平成 27 年環境省告示第 66 号））

「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 10 月 7 日広島県規則第 69 号（最終改正：令和 6 年広島県規則第 11 号））

「騒音の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号（最終改正：平成 27 年広島市告示第 205 号））

③ 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 3.2.28 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、a 区域、b 区域及び c 区域となっている。

表 3.2.28 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

時間の区分 区域の区分		昼 間 (6～22時)	夜 間 (22時～翌日 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
 - b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（c 区域に該当する区域を除く。）
 - c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域
2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3 月 2 日総理府令第15号(最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号)）
「騒音の規制に関する定め」（昭和61年 4 月 1 日広島市告示第96号(最終改正：平成27 年広島市告示第205号)）

④ 鉄道・軌道騒音に係る規制

在来鉄道・軌道については、環境基準や規制基準の規定はないものの、環境庁は、平成7年12月に、これまでの検討結果に基づき、新規に供用される区間及び大規模な改良を行った後供用される区間における列車の走行に伴う騒音について、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を表3.2.29に示すとおり定め、平成7年12月20日付けで都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知するとともに関係省庁に協力依頼を行っている。

なお、本事業は、軌道法（大正10年4月14日法律第76号（最終改正：令和2年法律第41号））の適用を受ける軌道であり、線路構造が鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号（最終改正：令和5年法律第18号））に規定された「案内軌条式鉄道」と同様の構造に該当し、「普通鉄道」ではない。このことから、本事業は、本指針の適用外となる。

表3.2.29 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

新線	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）として、昼間（7～22時）については60dB(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減につとめること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

- (1) 本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。
 - ① 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
 - ② 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。
 - ③ 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
 - ④ 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。
- (2) 本指針の適用に当たっては、以下の点に注意すること。
 - ① この指針は、許容限度や受忍限度とは異なること。
 - ② 測定方法が異なる場合、これらを単純に比較することはできないこと。
 - ③ この指針は、在来鉄道の走行音に係る住民反応調査等を設定の基礎資料としたものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできないこと。
- (3) その他
 - ① 学校、病院その他特に静穏を要求する施設、線路に著しく近接した施設等があらかじめ存在していた場合など、特殊な事情により騒音問題が発生する場合には、必要に応じた対策を講じること。
 - ② 測定点と異なる場所において鉄道騒音が問題となる場合には、参考のため、当該問題となる場所においても併せて測定を行うことが望ましい。

出典：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大－174号）

(ウ) 振 動

(イ) 規制基準等

① 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号(最終改正：令和 4 年法律第 68 号)）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 3.2.30 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域及び第 2 種区域となっている。

表 3.2.30 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7～19 時)	夜 間 (19 時～翌日 7 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1. 規制基準は、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさである。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号(最終改正：平成 27 年環境省告示第 65 号)）

「振動の規制に関する定め」（昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号(最終改正：平成 27 年広島市告示第 206 号)）

② 建設作業に係る規制

「振動規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 3.2.31 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 号区域となっている。

表 3. 2. 31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	75 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
4. ブレーカ（手持式ものを除く）を使用する作業*								

（注）1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）、工業地域・工業専用地域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域

第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

3. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正：令和 3 年環境省令

第 3 号））

「振動の規制に関する定め」（昭和61年 4 月 1 日広島市告示第97号（最終改正：平成27年広島市告示第206号））

③ 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 3. 2. 32 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3. 2. 1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域及び第 2 種区域となっている。

表 3. 2. 32 道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7～19 時)	夜 間 (19 時～翌日 7 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））

「振動の規制に関する定め」（昭和61年4月1日広島市告示第97号（最終改正：平成27年広島市告示第206号））

④ 鉄道・軌道振動に係る規制

在来鉄道・軌道については、環境基準や規制基準の規定はないものの、新幹線については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日 環大特32号）があり、“新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること”、“病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること”とする指針がある。

(I) 悪 臭

(i) 規制基準等

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号（最終改正：令和4年法律第68号））では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トルエン等22物質）について、表3.2.33に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。

ただし、広島市においては、この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にあったため、規制方式を、人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する臭気指数規制に変更し、規制対象地域

も市内全域に広げられている。広島市における臭気指数規制は、「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 23 年 5 月 16 日広島市告示第 240 号）により、表 3.2.34 に示すとおり定められている。

事業計画地の用途地域の指定状況は図 3.2.1 に示したとおりであり、事業計画地は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域に指定されており、区域の区分は、第 1 種区域及び第 2 種区域となっている。

表 3.2.33 悪臭防止法に基づく規制基準（悪臭防止法施行規則）【広島市適用外】

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準
アンモニア	大気中における含有率が 1,000,000分の1以上1,000,000分の5以下
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 1,000,000分の0.002以上1,000,000分の0.01以下
硫化水素	大気中における含有率が 1,000,000分の0.02以上1,000,000分の0.2以下
硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000分の0.01以上1,000,000分の0.2以下
二硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000分の0.009以上1,000,000分の0.1以下
トリメチルアミン	大気中における含有率が 1,000,000分の0.005以上1,000,000分の0.07以下
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.05以上1,000,000分の0.5以下
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.05以上1,000,000分の0.5以下
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.009以上1,000,000分の0.08以下
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.02以上1,000,000分の0.2以下
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.009以上1,000,000分の0.05以下
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000分の0.003以上1,000,000分の0.01以下
イソブタノール	大気中における含有率が 1,000,000分の0.9以上1,000,000分の20以下
酢酸エチル	大気中における含有率が 1,000,000分の3以上1,000,000分の20以下
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 1,000,000分の1以上1,000,000分の6以下
トルエン	大気中における含有率が 1,000,000分の10以上1,000,000分の60以下
スチレン	大気中における含有率が 1,000,000分の0.4以上1,000,000分の2以下
キシレン	大気中における含有率が 1,000,000分の1以上1,000,000分の5以下
プロピオン酸	大気中における含有率が 1,000,000分の0.03以上1,000,000分の0.2以下
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 1,000,000分の0.001以上1,000,000分の0.006以下
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000分の0.0009以上1,000,000分の0.004以下
イソ吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000分の0.001以上1,000,000分の0.01以下

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号（最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号））

表 3.2.34 悪臭防止法に基づく規制基準（広島市告示）【広島市内】

区域の区分	許容限度
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 13
第 3 種区域	臭気指数 15

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く。）

第 3 種区域：工業地域、工業専用地域、用途地域の定めのない地域（佐伯区湯来町大字伏谷・白砂・葛原・和田・菅沢・多田及び佐伯区杉並台を除く。）

出典：「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 23 年 5 月 16 日広島市告示第 240 号）

(b) 水環境

(7) 環境基準

(i) 公共水域

公共水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準について表 3.2.35 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）について表 3.2.36 にそれぞれ示すとおり設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ほう素及びふっ素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B 等の 27 項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて生物化学的酸素要求量（B O D）、化学的酸素要求量（C O D）、溶存酸素量（D O）等の基準を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより、当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっている。

広島市内河川における環境基準の類型指定の状況は、表 3.2.37 に示すとおりである。

表 3. 2. 35 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目		基 準 値	対象水域	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.02 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
19	チウラム	0.006 mg/L以下		
20	シマジン	0.003 mg/L以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
23	セレン	0.01 mg/L以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
25	ふっ素	0.8 mg/L以下		
26	ほう素	1 mg/L以下		
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法（省略）により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：令和5年環境省告示第6号)）

表 3. 2. 36(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 C F U /100ml 以下
A	水道2級 水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 C F U /100ml 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 C F U /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	——
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	——

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 C F U/100ml以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300 C F U/100ml以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
7. 大腸菌数に用いる単位はC F U（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正：令和5年環境省告示第6号））

表 3. 2. 36(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

項 目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

（注） 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号（最終改正：令和5年環境省告示第6号））

表 3. 2. 37 水質汚濁（生活環境の保全）に係る環境基準の類型指定（河川）

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川－A	S45. 9. 1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃－B		
	天満川	全 域	〃－A		
	旧太田川	全 域	〃－A		
	元安川	全 域	〃－A		
	京橋川	全 域	〃－A		
	猿猴川	全 域	〃－B	S60. 3. 18	広島県
	瀬野川	全 域	〃－B	S45. 9. 1	国
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃－A	S50. 6. 13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃－B		
太田川関連支川水域	水内川	全 域	〃－A	S50. 6. 13	広島県
	太田川上流（二）	明神橋から行森川合流点まで	〃－A		
	吉山川	全 域	〃－A		
	鈴張川	全 域	〃－A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃－A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃－B		
	三篠川	全 域	〃－A		
	安川	全 域	〃－B		
	古川下流	安川合流点より下流	〃－B		
	府中大川	全 域	〃－D	S61. 3. 31	

出典：「令和5年度版 広島市の環境」（令和6年3月、広島市環境局）

(ii) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3. 2. 38 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B 等の 28 項目について定められている。

表 3. 2. 38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目		基 準 値	対 象	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	すべての地下水	設定後直ちに達成され、維持されることが明らかに努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によるものが明らかであると認められる場合を除く。）。
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.02 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下		
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
20	チウラム	0.006 mg/L以下		
21	シマジン	0.003 mg/L以下		
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
24	セレン	0.01 mg/L以下		
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
26	ふっ素	0.8 mg/L以下		
27	ほう素	1 mg/L以下		
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法（省略）により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号（最終改正：令和 3 年環境省告示第 63 号））

(c) 土壌環境

(7) 環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 3. 2. 39 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等の 29 項目について設定されている。

表 3. 2. 39 土壌の汚染に係る環境基準

項 目		環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 L につき 0. 003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0. 4 mg 以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であること
5	六価クロム	検液 1 L につき 0. 05 mg 以下であること
6	砒（ひ）素	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること
7	総水銀	検液 1 L につき 0. 0005 mg 以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること
11	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0. 02 mg 以下であること
12	四塩化炭素	検液 1 L につき 0. 002 mg 以下であること
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0. 002 mg 以下であること
14	1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0. 004 mg 以下であること
15	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 1 mg 以下であること
16	1, 2- ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 04 mg 以下であること
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0. 006 mg 以下であること
19	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であること
21	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0. 002 mg 以下であること
22	チウラム	検液 1 L につき 0. 006 mg 以下であること
23	シマジン	検液 1 L につき 0. 003 mg 以下であること
24	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0. 02 mg 以下であること
25	ベンゼン	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であること
26	セレン	検液 1 L につき 0. 01 mg 以下であること
27	ふっ素	検液 1 L につき 0. 8 mg 以下であること
28	ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
29	1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0. 05 mg 以下であること

- (注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0. 003 mg、0. 01 mg、0. 05 mg、0. 01 mg、0. 0005 mg、0. 01 mg、0. 8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0. 009 mg、0. 03 mg、0. 15 mg、0. 03 mg、0. 0015 mg、0. 03 mg、2. 4 mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法（省略）により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。
5. 測定方法は省略。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号（最終改正：令和 2 年環境省告示第 44 号））

(イ) 規制基準等

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））では、特定有害物質（鉛及びその化合物、砒素及びその化合物等 26 物質）による汚染状態が、表 3.2.40 に示す基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

表 3.2.40 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につきカドミウム 150mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき 水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき セレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき 砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1 kg につき ふっ素 4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1 kg につき ほう素 4,000mg 以下であること
第三種特定有害物質 (農薬等／農薬＋PCB)	シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号（最終改正：令和 6 年環境省令第17号））

(d) ダイオキシン類

(7) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和 4 年法律第 68 号））第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が、表 3.2.41 に示すとおり設定されている。

表 3.2.41 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合。簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- （注） 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号（最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号））

(3) 行政計画・方針等

広島市の環境関連の行政計画等は、表 3. 2. 42 に示すとおりである。

表 3. 2. 42(1) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
第 3 次広島市環境基本計画 (令和 3 年 3 月)	【計画策定の背景】 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき策定する計画である。平成 28 年 3 月に策定した「第 2 次広島市環境基本計画」の基本的な考え方を継承し、近年顕在化する様々な環境問題等への対応や S D G s 等の新たな視点を取り入れた本計画を策定した。 【目指すべき環境像と基本目標】 本計画では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を広島市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）とし、本計画の対象である 4 つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）の基本目標を以下のとおり定めている。 ① 豊かな自然環境の保全～自然との共生～ ② 自然と調和した快適な都市環境の創造～都市の持続可能な発展～ ③ 健全で快適な生活環境の保全～循環型社会の形成～ ④ 地球環境の保全への貢献～都市の低炭素化の促進～
広島市景観計画 (令和 3 年 10 月改定)	【計画策定の背景】 平成 23 年 12 月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの景観に対する取組を集大成し、さらに充実・発展させるための計画であり、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものである。 【理念及び基本方針】 本計画では、「世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。」を理念に掲げ、以下の 4 つの基本方針を定めている。 ① 平和都市広島を象徴する景観づくり ② 歴史や文化の香り漂う景観づくり ③ 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ④ にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり 【事業計画地の指定状況】 事業計画地は、佐伯区五月が丘・石内地区が、緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観の地区として、景観計画重点地区（西風新都地区）に指定されている。また、西区己斐中一丁目（(広島新交通西風新都線) 西広島駅付近）が、美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし、「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観の地区として、景観計画重点地区（リバーフロント・シーフロント地区）に指定されている。

表 3. 2. 42(2) 広島市の環境関連の行政計画等

計画等の名称	計画等の概要
広島市みどりの基本計画 2021-2030 ～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～ (令和3年2月)	【計画改定の背景】 被爆の廃墟から目覚ましい復興を遂げる歩みの中で、水と緑が輝く潤いのある平和都市の実現を目指し、復興のシンボルとして計画された平和大通りや平和記念公園、河岸緑地、高度経済成長期の都市化に対応した都市公園等の整備、緑を育む活動への市民参加の促進などに取り組んできた。 少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来、地域コミュニティの活力低下、気候変動の影響が疑われる自然災害への対応など、様々な課題に対応し、広島の水・緑のまちづくりをより一層進め、将来の世代に受け継ぐため平成23年1月に策定した「広島市緑の基本計画 2011-2020」を改定した。 【基本理念とみどりの将来像】 本計画では、都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、その目標として、「水・緑・いのちの輝くまちひろしまの実現」を掲げている。その基本理念が実現されたまちの将来像として、以下の4つの「緑の将来像」を定めている。 ① 平和を実感できるまち ② 水・緑を大切にするまち ③ ゆとりとやすらぎが感じられるまち ④ 花と緑と音楽のあふれる美しいまち
広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画—ゼロエミッションシティ広島への挑戦— (平成27年3月作成 令和3年3月改定)	【計画策定の趣旨】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画であり、ごみを取り巻く社会情勢の変化や本市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、本計画を策定した。 【基本理念及び基本方針】 本計画では、「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、その実現に向け、以下の5つの基本方針を定めている。 ① 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 ② 安定的なごみ処理体制の確保 ③ 分別区分・収集運搬体制の再構築 ④ コストの削減 ⑤ ごみのないきれいなまちづくりの推進
広島市地球温暖化対策実行計画 (令和5年3月改定)	【計画策定の趣旨】 「パリ協定」や平成28年5月に閣議決定された「国の地球温暖化対策計画」等を踏まえ、市域から排出される温室効果ガスが増加傾向にあることや、地球温暖化による気候変動の影響が市域内で顕在化しつつあることから、地球温暖化防止への取組を一層加速させるとともに、地球温暖化により引き起こされる様々な影響に対応するため、本計画を策定した。 【目指すべき姿及び取組】 本計画では、「人が生き生きと暮らし、活力にあふれる強靱で持続可能な低炭素都市“ひろしま”」を2050年度の目指すべき姿とし、その実現に向けた以下の3つの取組を定めている。 ① 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策） ② 気候変動の影響への適応（適応策） ③ 市役所の取組

第4章 環境配慮事項

4.1 地域の環境特性

「環境配慮指針」（平成11年6月1日広島市公告(最終改定：平成19年10月1日)）では、「広島市環境影響評価条例」（平成11年3月31日広島市条例第30号(最終改定：平成27年3月13日広島市条例第22号)）第35条第2項の規定により読み替えて適用される第4条の規定に基づき、都市計画決定権者が都市計画対象事業を計画するに当たり、環境の保全について事前に配慮するための必要な事項を定めている。

本事業の環境配慮事項を検討するに当たり、地域の環境特性は、環境配慮指針を参考に把握することとした。環境配慮指針によると、本事業の実施区域は、「西風新都地域」及び「デルタの周辺地域」に該当し、これらの地域の環境特性は表4.1.1に示すとおりとされている。

表4.1.1(1) 地域の環境特性（西風新都地域）

項 目	環境特性
ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	○ 都心部の一極集中を避けるために、職住近接を目指した都市づくりの過程にある。 ○ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ○ 石内川の水質は改善傾向にあるが、大塚川の水質は改善傾向がみられない。 ○ 奥畑川は、良好な水質を保持している。
イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	○ 広域的な都市建設が進められており、山林が大きく減少している。 ○ 大規模な地形改変に伴い、土砂の流出の増大や水源かん養機能の低下が懸念される。 ○ 開発事業により、山林が大きく減少し、残存するアカマツ林では松枯れが進行している。 ○ ギフチョウなど貴重な生物の生息域となっているが、開発事業による生息地の分断が進んでいる。 ○ 神原のシダレザクラは、県天然記念物に指定されている。 ○ 白山八幡神社には、貴重な巨樹群落が見られる。
ウ 人と自然との豊かな触れ合い	○ 都市景観に配慮された建物配置、土地利用が図られている。また、一部の住宅地では電線が地中化されている。 ○ 大茶臼山から窓ヶ山にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 ○ 奥畑川では、地元住民によるゲンジボタルの保護が図られている。

表 4.1.1(2) 地域の環境特性（デルタの周辺地域）

項 目	環境特性
ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	○ 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。 ○ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。
イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	○ デルタを取り囲む山なみは、都市景観の重要な要素となっているとともに都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられる。 ○ 山地部のアカマツ林では、松枯れが進行しているが、一部では回復している。 ○ 二葉山緑地、牛田緑地、浅野山緑地及び三滝緑地には自然林が残されている。 ○ 特に、二葉山には、シリブカガシが優先する常緑広葉樹林が発達している。 ○ 三瀧寺付近の溪流は、貴重な植物が生育している。 ○ 都市周辺では珍しく、ギフチョウ等貴重な生物の生息域となっている。
ウ 人と自然との豊かな触れ合い	○ 牛田地域の不動院金堂は国宝に、また、二葉山麓の國前寺は国の重要文化財に、広島東照宮は市の重要有形文化財に、三滝山の三瀧寺は県の重要文化財に、それぞれ指定されている。 ○ 不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富である。 ○ 牛田緑地は、都心に近接しながらも豊かな緑に恵まれ、身近なハイキングの場や野鳥観察の場として市民に利用されている。 ○ 牛田山の南斜面には、県史跡である牛田の弥生文化時代の墳墓が存在している。 ○ 三瀧寺付近は、自然との触れ合いの場として市民に利用されている。 ○ 鈴が峰憩いの森及び鬼が城緑地は憩いの場として、大茶臼山は野鳥の観察など自然に親しむ場として市民に利用されている。 ○ 太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっている。

4.2 事業別の環境配慮事項

環境配慮指針によると、本事業は「交通系の事業」に該当し、その「交通系の事業」の環境配慮事項は、表 4.2.1 に示すとおりとされている。

表 4.2.1 事業別の環境配慮事項

項 目	環境特性
1 共通項目	○ 事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 ○ 自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 ○ 施設の建設等に当たっては、廃棄物の 3 R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ○ 地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
2 交通系の事業	○ 道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。 ○ 都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努める。 ○ 必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺の生活環境への影響を緩和する。 ○ 高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 ○ 構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。

4.3 本事業の環境配慮事項

環境配慮指針に基づく「地域の環境特性」及び「事業別の環境配慮事項」を考慮し、本事業の環境配慮事項を検討した結果は表 4.3.1 に示すとおりである。

表 4.3.1 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	改変面積の最小化	○ 土地の改変や樹木等の伐採を最小限とする。
	建設工事に係る配慮	○ 事業計画地周辺における工事の実施に伴う大気質、粉じん、騒音等により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう必要に応じて工事用仮囲いを設置する。 ○ 排ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を採用し、事業計画地周辺の生活環境に著しい影響が生じないよう配慮する。 ○ 建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、工事用車両の走行による大気質、騒音及び振動により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう配慮する。 ○ 建設発生土の事業計画地内での再利用に努める。 ○ 工事計画の策定に当たっては、建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、周辺の交通渋滞の緩和等により温室効果ガス排出量の削減に努める。
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	環境への負荷の低減	○ 高架構造物には遮音壁（壁高欄）の設置を行い、車両の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。 ○ 高架構造物による日照障害や電波障害等による著しい影響が生じないよう配慮した事業計画の策定に努める。 ○ 車両基地には必要に応じて建屋等の設置を行い、騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	影響の回避・低減	○ 保全すべき貴重・希少な動植物への影響を回避するため、可能な限り現況の保全に努める。
	修復・代償的措置	○ 保全すべき貴重・希少な動植物の生息・生育する地域を改変する場合には、移植等の適切な措置を講じる。
人と自然との豊かな触れ合い	美しい都市景観・農村景観の保全・創造	○ 高架構造物の色彩やデザインに配慮し、周辺の良好な景観形成に資するような事業計画の策定に努める。
	自然と触れ合える場の保全・創造	○ 工事中に改変を行うそらの中央公園については、工事完了後に実施前と同等に回復する。
環境への負荷（地球環境の保全）	二酸化炭素の排出量の抑制	○ 駅舎の冷暖房設備や照明設備等については、省エネルギー型の機器等を採用し、エネルギーの効率的な利用に努める。
	廃棄物の再利用	○ 工事の実施に伴う廃棄物（木くず、コンクリートガラ等）は、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じる。 ○ 駅舎から排出される廃棄物は、分別収集するなど、リサイクルの促進に努める。

第5章 実施計画書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 5.1.1 に示すとおりである。

表 5.1.1(1) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	施設の供用に伴う車両の走行による騒音・振動、埃、低周波音の影響が懸念される。 また、既設のアストラムラインの騒音の実態はどの程度か。	車両の走行による騒音については、既存のアストラムラインを対象に現地調査を pp. 7.2-1～7.2-5・7.2-11～7.2-12 に示すとおり行い、その現地調査結果に基づく予測・評価・環境保全措置の検討を pp. 7.2-36～7.2-44 に示すとおり行いました。 車両の走行による振動も、騒音と同様に、既存のアストラムラインを対象に現地調査を pp. 7.3-1～7.3-3・7.3-6～7.3-7 に示すとおり行い、その現地調査結果に基づく予測・評価・環境保全措置の検討を pp. 7.3-15～7.3-22 に示すとおり行いました。 その結果、車両の走行による騒音・振動ともに、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価しています。なお、騒音・振動に関して、既存区間では現時点で特段の問題は発生していません。 埃による周辺家屋への影響について、既存区間と同様に軌道の清掃・維持・管理を適切に行うことにより、周辺への影響を低減するよう配慮します。なお、埃に関して、既存区間では特段の問題は発生していません。 低周波音による影響について、既存区間では特段の問題は発生しておらず、その発生は極めて小さいものと考えているため環境影響評価項目として選定していません。

表 5.1.1(2) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
2	五月が丘地区の曲線部については、車輪のきしみ音や車両の振動の発生が考えられることから、騒音・振動の調査地点・予測地点を追加してもらいたい。	既存区間の曲線部において、問題となるような車輪のきしみ音や車両の振動は確認されていないことから、既存区間の高速定常走行区間・低速加減速区間のアストラムラインの走行を対象に現地調査を行いました。その結果、高速定常・低速加減速区間ともに速度に有意な関係はなく、概ね同程度であることが確認されました。このことから、車両の走行による騒音・振動の影響は、どの区間も概ね同程度と考えられます。 また、五月が丘地区の現況の環境については、事業計画地の市道佐伯1区117号線沿道は概ね同程度の環境であると考えられることから、地区内の代表1地点で現地調査を実施しました。
3	施設の供用に伴う車両の走行による騒音・振動の規制・管理はどのように考えているのか。五月が丘地区は第一種低層住居専用地域に指定されており、静かな深夜や早朝における騒音・振動の影響が懸念される。	新交通システム（軌道）の車両の走行による騒音・振動を対象とした規制・基準等はありません。 このため、騒音については「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大-174号）に示されている指針値（等価騒音レベル〔昼間：60デシベル 夜間：55デシベル〕）を参考指標として、pp.7.2-36～7.2-44に示すとおり予測・評価・環境保全措置の検討を行いました。 振動については、pp.7.3-15～7.3-22に示すとおり、昼間・夜間の区別なく振動レベルの最大値について予測を行い、評価・環境保全措置の検討を行いました。 その結果、車両の走行による騒音・振動ともに、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価しています。なお、騒音・振動に関して、既存区間では現時点で特段の問題は発生していません。

表 5.1.1(3) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	工事の実施による騒音・振動の影響が懸念される。その影響範囲を示してもらいたい。	工事の実施による騒音については、現地調査を pp. 7. 2-1～7. 2-5 に示すとおり行い、予測・評価・環境保全措置の検討を pp. 7. 2-14～7. 2-22 に示すとおり行いました。 工事の実施による振動については、現地調査を pp. 7. 3-1～7. 3-3 に示すとおり行い、予測・評価・環境保全措置の検討を pp. 7. 3-8～7. 3-14 に示すとおり行いました。 その結果、工事の実施による騒音・振動ともに、敷地境界において基準を満足するものと予測され、周辺の影響は小さいものと評価しています。
5	現在、我が家では、飲料水、生活用水、庭への散水等を地下水で賄っている。工事の実施に伴い、地下水の水質の悪化、湧水量の減少、湧水等について懸念される。	構造物の設計に当たってはボーリング調査を実施し、地下水の状況を把握した上で、可能な限り地下水に影響を及ぼさないよう設計に配慮します。 また、工事実施前には必要に応じて地下水の水位・水質等を調査します。 工事着手後に地下水の変化が確認された場合は、調査を実施した上で適切に対処します。 なお、対応方針等については工事を実施する前の説明会等で改めてご説明します。
6	構造物の建設に伴い、宅地が崩れないか懸念される。	構造物の建設に当たっては宅地への影響が及ばないように、今後の実施設計に配慮します。 また、工事実施前には必要に応じて宅地の状況を調査し、工事着手後に宅地の状況に変化が確認された場合は、調査を実施した上で適切に対処します。 なお、対応方針等については工事を実施する前の説明会等で改めてご説明します。
7	そらの広電車庫の法面にあらわれた断層破碎帯をくわしく検証していただきたい。	いただいたご意見については、既往資料を収集し、実施設計を行う上での参考とさせていただきます。
8	高架構造物による日照障害が懸念される。日影の影響範囲・影響時間帯を明確に示してもらいたい。	高架構造物による日照障害の影響範囲や影響時間帯について、pp. 7. 8-6～7. 8-15 に示すとおり、予測・評価・環境保全措置の検討を行い、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価しています。

表 5.1.1(4) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	電波障害の対策はどうか。	高架構造物による電波障害の影響範囲について、pp. 7. 9-16～7. 9-18 に示すとおり、予測・評価・環境保全措置の検討を行い、ケーブルテレビ加入等による障害防止対策を講じることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価しています。
10	工事の実施に伴い、イノシシ、アナグマ、タヌキなどの出没が増加し、畑や空き地を荒らすことが懸念される。	工事の実施に伴い、イノシシ、アナグマ、タヌキなどの出没が増加し畑や空き地を荒らす状況が確認された場合は、適切に対処します。
11	建設工事について、工事時間帯、関連車両の大きさ・台数、安全対策、防音対策等を明確にしてもらいたい。また、小中学校周辺の工事については、安全対策・防音対策等を徹底してもらいたい。	工事時間帯、関連車両の大きさ・台数等の工事計画の想定は、pp. 2-9～2-29 に示しました。安全対策・防音対策等については、小中学校付近の工事も含め、pp. 7. 2-19・7. 2-30 に示しました。 なお、詳細な計画については工事実施前に検討し、決定するとともに、対応方針等については工事を実施する前の説明会等で改めてご説明します。
12	五月が丘団地内道路について、建設工事中、道路が通行禁止になることや、工事用車両による渋滞・交通事故の危険性、著しい騒音、生活の不自由等の状況が発生することが懸念される。	今後の実施設計に当たっては、極力、交通規制を最小限にする工法や騒音・振動の発生を抑えた工法、工期の短縮等について検討するとともに、工事の実施に当たっては車両の運行計画の効率化による走行台数の削減について検討し、工事中の影響を低減するよう配慮します。 なお、対応方針等については、工事を実施する前の説明会等で改めてご説明します。
13	建設工事中の事故対策について示してもらいたい。	工事実施前に安全を最優先した工事計画を検討するとともに、工事中についても安全管理を十分に徹底し、安全第一で施工します。 なお、対応方針等については、工事を実施する前の説明会等で改めてご説明します。
14	環境影響の予測結果は、定量的に示すとともに基準又は目標との対比による評価を行い、基準又は目標を満足しない場合は、計画を見直す等の対策について検討してもらいたい。	予測は可能な限り定量的に行い、国又は地方公共団体の基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と整合が図られているかどうかについて検討しました。 また、環境影響を可能な限り回避又は低減されるよう、「第8章 環境の保全のための措置」に、環境保全措置を示しました。

表 5.1.1(5) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	己斐中央線の交通量予測について、時間帯ごとに示してもらいたい。	己斐中央線の交通量予測は、pp. 7. 1-75 に示しました。
16	施設の供用後において、五月が丘団地内道路の渋滞や交通増加に伴う交通事故発生の危険性が増加することが懸念される。 また、電柱の地下化について検討してもらいたい。街路樹・バス停等はどのようなになるのか。	五月が丘団地内道路において、可能な限り渋滞や交通事故への影響を低減し、利便性を確保できるよう、今後の実施設計に配慮します。 電柱の地下化は実施困難ですが、街路樹・バス停等については、五月が丘団地内道路の設計と併せて景観や安全性に配慮したものとなるよう、今後、検討します。
17	車両の乗客から家を覗かれてプライバシーが侵害されることが懸念される。 また、車両と沿線の家との位置関係が良く分からない。	乗降客が滞留し車両が停車する駅部については、必要に応じ目隠し板等を設置するなど、周辺の家屋等へのプライバシーに配慮します。 また、車両の窓ガラスはスモークガラスにすることに加え、アイポイントには透過率が低いフィルムを貼るなど、車両の中から外が見えにくいように対策します。 構造物の詳細や家屋との位置関係等の詳細については、令和 6 年度に開催した都市計画の説明会でご説明しました。
18	高架構造物と家屋敷地境界との間隔が 3 m となっており、生活環境が圧迫され精神的ダメージを受けることが懸念される。橋脚の大きさ・高さ・橋桁の幅、家屋との距離・位置関係を示してもらいたい。	圧迫感を低減するため、本事業では既設のアストラムラインで採用しているコンクリート製の高架構造物ではなく、鋼製の高架構造物を可能な限り採用する予定です。 これにより橋脚をスリムにするとともに、橋脚数を約 3 割程度少なくすることで圧迫感の低減を図ります。 構造物の詳細・家屋との位置関係等の詳細については、令和 6 年度に開催した都市計画の説明会でご説明しました。
19	五月が丘地区について、高架構造をトンネル構造にした方がよいのではないかな。	事業化に向けた計画段階において、高架案、地下トンネル案の構造について比較検討した結果、地下トンネル案は影響が広範囲に及び、膨大な事業費を要するため、五月が丘地区はコスト面等で最も優位となる高架構造としたものです。
20	己斐中駅と周辺の高台の住宅地とを結ぶ歩道橋を整備してもらいたい。	周辺団地から己斐中駅へアクセスしやすくなるような改良について、今後、地元の方々の意見を伺いながら検討します。

表 5.1.1(6) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	佐伯区五日市町半坂地区と五月が丘 1 駅との連絡道路を整備してもらいたい。	今後、地元の方々の意見を伺いながら、検討します。
22	生活環境の悪化に伴う建物の資産価値の下落の可能性が懸念される。	資産価値については、一般的要因、地域要因、個別要因により市場の取引において変動するため一概には言えませんが、アストラムラインの延伸は公共交通の利便性の向上とともに、団地の活性化やまちづくりの貢献に資するものと考えています。 なお、五月が丘地区における地価は、広島県地価調査によると平成 27 年から上昇傾向に転じており、令和元年の対前年比の上昇率は佐伯区内で最も高い 7.1%となっています。
23	停車帯がなくなることにより、商店街付近の駐停車が困難になるのではないかな。	道路幅員については、道路の構造基準を満たす範囲内で変更する予定ですが、停車や荷捌きのためのスペースについては橋脚の高架下を活用するなど、地元の方々の意見を伺いながら、検討します。
24	アストラムラインの延伸計画について、急な説明で不安である。 沿線の生活環境への影響や利用者数の根拠について、具体的な説明をしてほしい。	本事業については、平成 26 年 4 月に取りまとめた「アストラムライン延伸事業の基本方針」において、大まかなルートとして経由地を五月が丘団地、石内東地区とすることを公表しました。 その後、事業の具体化に向けた検討を行う中で、五月が丘団地はメイン道路に整備することが団地の活性化につながることで、アストラムラインの利用者が最も多く望めること、用地買収が最も少なく地区の皆様への影響が小さいことが確認できたことから、平成 31 年 2 月にルート案を公表したところです。 今回、令和元年 7 月の説明会では環境影響評価実施計画書の内容とともに、ルート案の概要について地元の皆様に初めてご説明しました。 今後とも地元の皆様のご不安が解消できるよう、節目節目で丁寧にご説明します。

表 5.1.1(7) 実施計画書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	既設のアストラムラインの建設に当たり実施した環境影響評価について、項目ごとに事業実施前及び事業実施後の調査結果を示してほしい。 また、工事の実施状況・周辺住民からの意見などについても示してほしい。	既存区間で実施した環境影響評価については、「都市計画に係る環境影響評価実施要領」に定める技術指針に基づき、現状調査、予測、評価を行っています。 詳細は、資料編に添付した「広島新交通システム建設誌」（平成 12 年 9 月、広島市）の pp. 363～388 のとおりです。 また、既存区間の建設当時における都市計画案及び環境影響評価準備書に対する意見書については、1 件 2 名でした。 詳細は、資料編に添付した「広島新交通システム建設誌」の pp. 93～94 のとおりです。
26	用地買収に当たり、具体的な補償内容を示してもらいたい。	用地買収の概要については、実施前に説明会を行います。 また、具体的な補償内容については、用地買収を実施する段階において個別にご説明します。
27	駅名について、市民意見を踏まえた上で決定してもらいたい。	駅名については、関係者の意見を伺いながら、今後、検討します。

5.2 実施計画書についての市長意見の概要及び都市計画決定権者の見解

実施計画書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 5.2.1 に示すとおりである。

表 5.2.1(1) 実施計画書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解

市長意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項	
準備書で使用する用語や表現は市民に分かりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載すること。	用語及び表現については、市民に分かりやすい言葉を用いるように留意しました。また、専門用語を用いる場合は、注釈や資料編に用語の解説を記載し、詳しく表現しました。
2 個別的事項	
(1) 大気質 供用開始後において、本事業と併せて整備する都市計画道路己斐中央線の自動車の走行に伴う大気質への影響を予測及び評価することとしているが、その影響は交通量により異なることから、供用開始後の当該道路における交通量の予測結果を明らかにした上で、大気質の予測及び評価を行うこと。	供用開始後の都市計画道路 3・3・344 己斐中央線の交通量は、pp. 7. 1-75 に示すとおり時間帯ごとに大型車・小型車別に予測を行いました。その交通量予測結果を予測条件として、己斐中央線の供用開始後の自動車の走行に伴う大気質の影響について、pp. 7. 1-71～7. 1-79 に示すとおり予測及び評価を行いました。
(2) 騒音・振動 ア 工事期間中において、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響を調査、予測及び評価することとしているが、己斐地区は坂が多く、また、大型車両による重量物の運搬が想定されることから、工事用車両の走行により発生する低周波音の影響が懸念される。このため、工事用車両の走行による低周波音の調査、予測及び評価の必要性を検討すること。	工事用車両の走行により発生する低周波音の影響について、pp. 7. 2-31～7. 2-35 に示すとおり、己斐地区の 2 地点において調査、予測及び評価を行いました。予測に当たっては、pp. 7. 2-1～7. 2-5・7. 2-13 に示すとおり、登坂時の重量物を運搬する類似工事の大型車両を対象とした低周波音の調査を実施し、その結果に基づく低周波音の予測を pp. 7. 2-31～7. 2-35 に示すとおり行いました。
イ 供用開始後のアストラムラインの高架区間において、高架下道路の自動車の走行に伴う道路交通騒音を予測及び評価することとしているが、その際には、高架構造物による反射も考慮に入れた予測及び評価を行うこと。	高架部の道路交通騒音について、pp. 7. 2-45～7. 2-54 に示すとおり、日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2023) に基づき、高架構造物裏面による反射を考慮に入れた予測及び評価を行い、その結果を p. 7. 2-57 に記載しました。
(3) 水質 工事に伴う排水が石内川に流入する場合には、石内川の水質や流域の水生生物等への影響が考えられることから、環境影響範囲及び環境影響評価項目の追加を検討すること。	工事に伴う排水が石内川に流入する可能性が考えられることから、石内川の水質や流域の水生生物等への影響について、調査、予測及び評価を行いました。水質については pp. 7. 4-6～7. 4-13 に、水生生物については p. 7. 10-24・pp. 7. 10-27～7. 10-33 にその結果を記載しました。

表 5.2.1(2) 実施計画書についての市長意見及び都市計画決定権者の見解

市長意見	都市計画決定権者の見解
(4) 水象 工事に伴う水象（地下水・湧水）への影響については、トンネル部周辺の水象に係る既存資料による調査結果を踏まえて、調査地点の追加を検討すること。	トンネル部周辺の水象に係る既存資料について調査したものの、既存資料が存在しなかったため、独自に地下水・湧水の利用状況を調査したところ、国泰寺及び広島平和霊園において地下水・湧水の利用が確認されました。このことから、pp. 7. 5-1～7. 5-3 に示すとおり、国泰寺の貯水槽及び広島平和霊園の井戸を調査地点として追加し、調査、予測及び評価を行い、その結果を pp. 7. 5-5～7. 5-6 に記載しました。
(5) 景観 本事業のルートは住宅地を通ることから、橋脚や橋桁が地域住民の身近な景観に及ぼす影響を予測及び評価できる調査地点を追加すること。 また、準備書に記載する予測結果は、工事の施工前後の景観の変化が把握できるものを提示するなど、市民に分かりやすいものとする	景観の調査・予測地点については、地域住民の身近な景観についても予測・評価を行うよう、pp. 7. 13-2～7. 13-3 に示すとおり 2 地点を追加し、調査、予測及び評価を行いました。また、景観の予測はフォトモンタージュ法により行い、その予測結果を pp. 7. 13-6～7. 13-13 に現況及び構造物完成後で対比して示しました。

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「広島市環境影響評価条例」に基づき定められた「技術指針」（平成11年6月1日広島市公告（最終改定：令和3年10月1日））を踏まえ、以下のとおり選定した。

6.1 環境影響評価項目の選定

6.1.1 影響要因の抽出

事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因（影響要因）について、事業の「工事の実施」、「施設の存在」及び「施設の供用」の各段階において抽出した結果は、表6.1.1に示すとおりである。「道路（地表式）の存在」、「自動車の走行」については、3・3・344号己斐中央線の建設及び既設道路の改築などの道路事業を対象としたものであり、道路事業は環境影響評価の対象事業ではないものの、軌道の導入空間として軌道と一体で整備するものであり、その環境影響が考えられることから、影響要因を抽出する対象とした。

表 6.1.1 影響要因の抽出結果

区 分	影響要因
工事の実施	・ 建設機械の稼働 ・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行〔工事用車両の走行〕 ・ 切土工等又は既存の工作物の除去
施設の存在	・ 軌道施設（嵩上式）の存在 ・ 道路（地表式）の存在
施設の供用	・ 車両の走行（地下を走行する場合を除く。） ・ 車両の走行（地下を走行する場合に限る。） ・ 自動車の走行

6.1.2 環境影響評価項目の選定

抽出された影響要因及び「技術指針」に示される環境要素を勘案して、環境影響評価において予測及び評価を行う必要があると考えられる項目（環境影響評価項目）を選定した。

環境影響評価項目は、大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等）、騒音（騒音、低周波音）、振動、水質（水の汚れ、水の濁り）、水象（地下水、湧水）、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等（廃棄物・残土）及び温室効果ガス等（二酸化炭素）の16項目とし、表6.1.2に示すとおりである。

また、影響要因と環境要素との関係及び環境影響評価項目の選定結果は、表6.1.3に示すとおりである。

表 6.1.2 環境影響評価項目の選定結果

影 響 要 因 の 区 分 環 境 要 素 の 区 分				工事の実施			存 在		供 用		
				建設機械の稼働	工事中車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○						○
			浮遊粒子状物質	○	○						○
			粉じん等			○					
			有害物質								
		騒 音	騒 音	○	○				○		○
			低周波音		○						
		振 動	振 動	○	○				○	○	○
		悪 臭	悪 臭								
	水環境	水 質	水の汚れ			○					
			水の濁り			○					
			富栄養化								
			溶存酸素								
			有害物質								
			水 温								
		底 質	底 質								
		地下水汚染	地下水汚染								
		水 象	水 源								
			河川流、湖沼								
			地下水、湧水			○					
			海 域								
			水辺環境								
	土壌環境	地形・地質	現況地形・地質等								
		地盤沈下	地盤沈下			○					
		土壌汚染	土壌汚染			○					
	その他の環境	日照障害	日照障害				○				
		電波障害	電波障害				○				
		風 害	風 害								
		反射光	反射光								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動 物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	○			
	植 物		重要な種及び群落			○	○	○			
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○					
	文化財		文化財								
環境への負荷	廃棄物等		廃棄物			○					
			残 土			○					
	温室効果ガス等		二酸化炭素						○	○	○
			その他の温室効果ガス								
一般環境中の放射性物質	放射線の量		空間線量率								
			放射能濃度								

表 6.1.3(1) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
環境の自然的要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○						○	建設機械の稼働、工事用車両の走行及び自動車の走行による大気質への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			浮遊粒子状物質	○	○						○	
			粉じん等			○						切土工等又は既存の工作物の除去により粉じんの発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			有害物質									本事業において有害物質を発生させる行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		騒 音	騒 音	○	○				○		○	建設機械の稼働、工事用車両の走行、車両の走行（地下を走行する場合を除く。）及び自動車の走行による騒音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			低周波音		○							坂道を登り重量物を運搬する大型の工事用車両の走行による低周波音の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		振 動	振 動	○	○				○	○	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行、車両の走行及び自動車の走行による振動の影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		悪 臭	悪 臭									本事業において悪臭を発生させる行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。

表 6.1.3(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
				建設機械の稼働	工用車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。） （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	水環境	水 質	水の汚れ			○						切土工等又は既存の工作物の除去により水の汚れの影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			水の濁り			○						切土工等又は既存の工作物の除去により水の濁りの影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			富栄養化									本事業において富栄養化を発生させる行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			溶存酸素									本事業において溶存酸素に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			有害物質									本事業において有害物質を発生させる行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			水 温									本事業において水温に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		底 質	底 質									本事業において底質に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		地下水汚染	地下水汚染									本事業において地下水汚染を発生させる行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。

表 6.1.3(3) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
				建設機械の稼働	工事中車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
環境の自然的要素の良好な状態の保持	水環境	水 象	水 源									本事業において水源に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			河川流、湖沼									本事業において河川流、湖沼に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			地下水、湧水			○						切土工等又は既存の工作物の除去（トンネル工事）により、周辺の井戸や原爆犠牲者への献水の採水場所に指定されている教順寺「滝の観音」（西区己斐上町）への影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
			海 域									本事業において海域に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			水辺環境									本事業において水辺環境に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	土壌環境	地形・地質	現況地形・地質等									本事業において現況地形・地質等に影響を及ぼす行為・施設は存在しないこと、各種基準等に基づき土地の安定性を確保した施設とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
		地盤沈下	地盤沈下			○						切土工等又は既存の工作物の除去（トンネル工事）により、地盤沈下の影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		土壌汚染	土壌汚染			○						切土工等又は既存の工作物の除去により土壌汚染の影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

表 6.1.3(4) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
				建設機械の稼働	工사용車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	その他の環境	日照 障害	日照障害				○					軌道施設（嵩上式）の存在により、日照障害の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		電波 障害	電波障害				○					軌道施設（嵩上式）の存在により、電波障害の発生が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		風 害	風 害									風害は、既存事例や知見等によると、高さ 40～50m 程度以上の大規模施設において発生しやすくなるとされている。本事業の軌道施設（嵩上式）は高さ 10～20m 程度の規模であり、風害を発生させるような大規模施設ではないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		反射光	反射光									本事業において反射光に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動 物	重要な種及び注目すべき生息地				○	○	○				切土工等又は既存の工作物の除去、軌道施設の存在及び道路の存在により、動物への影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	植 物	重要な種及び群落				○	○	○				切土工等又は既存の工作物の除去、軌道施設の存在及び道路の存在により、植物への影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○				切土工等又は既存の工作物の除去、軌道施設の存在及び道路の存在により、生態系への影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

表 6.1.3(5) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
			建設機械の稼働	工事中車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○				軌道施設の存在及び道路の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響の可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○						切土工等又は既存の工作物の除去により、その中央公園（石内東）を改変することから、環境影響評価項目として選定する。
	文化財	文化財									本事業の計画地には、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物			○						工事に伴い産業廃棄物や建設副産物が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
		残 土			○						工事に伴い建設発生土が発生することから、環境影響評価項目として選定する。
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○	○	○	車両の走行及び自動車の走行による二酸化炭素排出量への影響の可能性あることから、環境影響評価項目として選定する。
		その他の温室効果ガス									本事業においてその他の温室効果ガスを発生させるような行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。

表 6.1.3(6) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			存 在		供 用			選定する理由・ 選定しない理由
			建設機械の稼働	工사용車両の走行	切土工等又は既存の工作物の除去	軌道施設（嵩上式）の存在	道路（地表式）の存在	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）	自動車の走行	
環境への負荷	温室効果ガス等	オゾン層破壊物質									本事業においてオゾン層破壊物質を発生させるような行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
一般環境中の放射性物質	放射線の量	空間線量率									本事業において空間線量率に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
		放射能濃度									本事業において放射能濃度に影響を及ぼす行為・施設は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。

6.2 調査、予測及び評価の手法

6.2.1 取り組みの基本的考え方

環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法は、以下に示すとおりである。

現況調査の内容は、表 6.2.1 に示すとおりである。

予測及び評価の手法については、表 6.2.2～6.2.3 に示すとおりであり、環境影響評価において一般的に使われている手法を選定した。

表 6.2.1(1) 現況調査の内容

調査項目		調査の方法		調査地点	調査期間等
大気質	一酸化窒素 (NO)	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	概ね過去 5 年間
	二酸化窒素 (NO ₂) 窒素酸化物 (NO _x) 浮遊粒子状物質 (SPM)	現地調査	<NO・NO ₂ ・NO _x > 吸光光度法又は化学発光法 (JIS B 7953) <SPM> β線吸収法 (JIS B 7954)	事業計画地周辺 2 地点	四季各 1 回 1 週間連続測定
	粉じん (降下ばいじん量)	現地調査	ダストジャー法	事業計画地周辺 2 地点	四季各 1 回 1 ヶ月連続測定
	気象 (風向・風速)	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	概ね過去 11 年間
		現地調査	「地上気象観測指針」 (気象庁)	事業計画地周辺 2 地点	四季各 1 回 1 週間連続測定
騒音	環境騒音	現地調査	「環境騒音の表示・測定方法」 (JIS Z 8731)	事業計画地周辺 7 地点	平日・休日各 1 回 24 時間連続測定
	道路交通騒音			事業計画地周辺 5 地点	
	自動車交通量 (断面交通量)		マニュアルカウンターによる計測	事業計画地周辺 6 地点	
	軌道騒音		「在来鉄道騒音測定マニュアル」 (平成 22 年 5 月、環境省)	アストラムライン 嵩上区間 3 断面程度	1 回 20 本程度/回
	道路交通低周波音		「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 (平成 12 年 10 月、環境庁)	事業計画地周辺 己斐地区 2 地点	平日・休日各 1 回 24 時間連続測定
	大型車走行低周波音			大型車登坂走行 ルート 2 地点	1 回 10 台程度/回
振動	環境振動	現地調査	「振動レベル測定方法」 (JIS Z 8735)	事業計画地周辺 8 地点	平日・休日各 1 回 24 時間連続測定
	道路交通振動			事業計画地周辺 5 地点	
	軌道振動		「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」 (昭和 51 年 3 月、環大特 32 号)	アストラムライン 嵩上区間 3 断面程度、地下区間 2 断面程度	1 回 20 本程度/回

表 6.2.1(2) 現況調査の内容

調査項目		調査の方法		調査地点	調査期間等	
水 質	水素イオン濃度 (pH)	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	概ね過去 5 年間	
	浮遊物質 量 (SS)	現 地 調 査	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)	事業計画地周辺 6 地点	出水期 (6 ～ 10 月) ・ 渇水期 (11 ～ 5 月) の各 1 回	
水 象	井戸の立地状況等	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地 (地下式山岳トンネル部) 周辺	最新の既存資料	
	水深、流量	現 地 調 査	水位観測器・流速計による計測	事業計画地 (地下式山岳トンネル部) 周辺 3 地点	四季各 1 回	
地 盤 沈 下	地盤沈下の状況	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	最新の既存資料	
土 壌 汚 染	土地利用の状況等	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	過去から現在まで	
日 照 阻 害	土地利用の状況等	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	最新の既存資料	
電 波 障 害	土地利用の状況等	既存資料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	最新の既存資料	
	テレビ電波の受信状況	現 地 調 査	「建造物によるテレビ受信障害調査要領 テレビ受信状況調査要領 (平成 30 年 6 月改訂)」(一般社団法人日本 C A T V 技術協会)	事業計画地周辺	1 回	
動 物	陸生生物 (哺乳類)	現 地 調 査	直接観察	事業計画地周辺 250m の範囲	春季、初夏季、秋季	
			フィールドサイン法			
	陸生生物 (鳥類)		直接観察		春季、初夏季、夏季、冬季	
			ラインセンサス法			
	陸生生物 (爬虫類・両生類)		直接観察		事業計画地周辺 250m の範囲	春季、初夏季
			フィールドサイン法			
	陸生生物 (昆虫類)		直接観察及び採取	事業計画地周辺 250m の範囲		早春季、春季、初夏季、夏季、秋季
			ライトトラップ法			
			ベイトトラップ法			
	水生生物 (底生動物)		直接観察及び採取	石内川 2 地点	冬季、夏季	
水生生物 (魚類)	直接観察及び採取	春季、夏季				

表 6.2.1(3) 現況調査の内容

調査項目		調査の方法		調査地点	調査期間等
植 物	植物相 （維管束植物及び 蘚苔類）	現 地 調 査	直接観察及び採取	事業計画地周辺 100mの範囲	春季、初夏、夏 季、秋季
	植物群落		植生調査		秋季
生態系	動植物その他自然 環境に係る概況	動物・植物の現地調査結果の整理		動物・植物の調 査範囲	動物・植物と同時 期
	注目種等の生態、他 の動植物との関係 又は生息・生育環境 の状況	文献その他資料及び現地調査による 情報の収集、整理、解析			
景 観	地域景観の特性	既存資 料調査	既存資料の収集・整理	事業計画地周辺	最新の既存資料
		現 地 調 査	現地踏査	事業計画地周辺	1 回
	主要な眺望点から の眺望の状況	現 地 調 査	写真撮影	事業計画地周辺 8 地点	1 回
人と自然との 触れ合いの活 動の場	人と自然との触れ 合いの活動の場 の利用状況	現 地 調 査	現地確認及び写真撮影	そらの中央公園 （石内東）	平日・休日各 1 回

表 6.2.2(1) 予測及び評価の手法（工事の実施に係る項目）

予測項目			予測事項	予測手法	予測地点	予測時期	評価手法
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素	年平均値 日平均値の 年間 98%値	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地周辺	工 事 最盛期	回避又は低減されているか否かについて評価 環境基準との整合について検討
		浮遊粒子状物質	年平均値 日平均値の 年間 2 % 除外値				
	工事用車両の走行	二酸化窒素	年平均値 日平均値の 年間 98%値	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地周辺 （5 地点）	工 事 最盛期	
		浮遊粒子状物質	年平均値 日平均値の 年間 2 % 除外値				
	切土工等又は既存の工作物の除去	粉じん等の影響	粉じん等の影響の程度	現況調査結果及び工事計画を勘案し定性的に予測	事業計画地周辺	工 事 期間中	回避又は低減されているか否かについて評価
騒 音	建設機械の稼働	建設作業騒音	騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_5)	日本音響学会式（ASJ CN-Model 2007）による予測	事業計画地敷地境界	工 事 最盛期	回避又は低減されているか否かについて評価 騒音に係る基準との整合について検討
	工事用車両の走行	道路交通騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})	日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2023）による予測	事業計画地周辺 （5 地点）	工 事 最盛期	
		道路交通低周波音	G 特性音圧レベル 音圧レベル	現況調査結果及び工事計画を勘案し定量的に予測	事業計画地周辺 （2 地点）	工 事 最盛期	回避又は低減されているか否かについて評価
振 動	建設機械の稼働	建設作業振動	振動レベルの 80%レンジの上端値 (L_{10})	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地敷地境界	工 事 最盛期	回避又は低減されているか否かについて評価 振動に係る基準との整合について検討
	工事用車両の走行	道路交通振動	振動レベルの 80%レンジの上端値 (L_{10})	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地周辺 （5 地点）	工 事 最盛期	
水 質	切土工等又は既存の工作物の除去	水の汚れの影響	水の汚れの影響の程度	現況調査結果及び工事計画を勘案し定性的に予測	事業計画地周辺 （嵩上式一般部・地下式山岳トンネル部） 石内川	工 事 期間中	回避又は低減されているか否かについて評価
		水の濁りの影響	水の濁りの影響の程度				

表 6.2.2(2) 予測及び評価の手法（工事の実施に係る項目）

予測項目			予測事項	予測手法	予測地点	予測時期	評価手法
水 象	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	地下水、湧 水の影響	地下水、湧水 の影響の程 度	現況調査結果及び 工事計画を勘案し 定性的に予測	事業計画 地（地下 式山岳ト ンネル部） 周辺 （3地点）	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
地 盤 沈 下	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	地盤沈下の 影響	地盤沈下の 影響の程度	現況調査結果及び 工事計画を勘案し 定性的に予測	事業計画 地（地下 式山岳ト ンネル部）	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
土 壌 汚 染	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	土壌汚染の 影響	土壌汚染の 影響の程度	現況調査結果及び 工事計画を勘案し 定性的に予測	事業計画 地及びそ の周辺	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
動 物	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	重要な種の 生息地及び 注目すべき 生息地の分 布、生息地 への影響	生息地の改 変による重 要な種等の 生息に及ぼ す影響の程 度	工事計画及び科学 的知見や類似事例 を参考に定性的に 予測	事業計画 地及びそ の周辺 石内川	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
植 物	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	重要な種・ 群落の生育 地の分布、 生育地への 影響	生育地の改 変による重 要な種・群落 の生育に及 ぼす影響の 程度	工事計画及び科学 的知見や類似事例 を参考に定性的に 予測	事業計画 地及びそ の周辺	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
生態系	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	注目種・群 集の分布、 生息・生育 基盤への影 響	注目種・群集 の生息・生育 状況の変化 及び地域を 特徴づける 生態系に及 ぼす影響の 程度	工事計画及び科学 的知見や類似事例 を参考に、他の動 植物との関係を踏 まえて定性的に予 測	事業計画 地及びそ の周辺	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
人と自 然との 触れ合 いの活 動の場	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	人と自然と の触れ合い の活動の場 への影響	人と自然と の触れ合い の活動の場 に及ぼす影 響の程度	現況調査結果及び 工事計画を勘案し 定性的に予測	そらの中 央公園 （石内東）	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価
廃棄物 等	切土工等 又は既存 の工作物 の除去	廃棄物等の 発生量及び 処理・処分 方法	廃棄物等の 発生量及び 処理・処分方 法	工事計画を勘案し 定量的に予測	事業計画 地	工 事 期間中	回避又は低減さ れているか否か について評価

表 6.2.3(1) 予測及び評価の手法（施設の存在及び供用に係る項目）

予測項目			予測事項	予測手法	予測地点	予測時期	評価手法
大気質	自動車の走行	二酸化窒素	年平均値 日平均値の年間 98% 値	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地周辺（3 地点）	自動車の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価 環境基準との整合について検討
		浮遊粒子状物質	年平均値 日平均値の年間 2 % 除外値				
騒音	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両走行騒音	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	既設線の測定結果を用いた音の伝搬理論に基づく理論式による予測	事業計画地周辺（6 地点）	車両の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価
	自動車の走行	道路交通騒音	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）	日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2023）による予測	事業計画地周辺（3 地点）	自動車の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価 騒音に係る基準との整合について検討
振動	車両の走行 （地下を走行する場合を除く。）	車両走行振動	振動レベルの最大値	既設線の測定結果を用いた振動距離減衰式による予測	事業計画地周辺（8 地点）	車両の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価
	車両の走行 （地下を走行する場合に限る。）						
	自動車の走行	道路交通振動	振動レベルの 80% レンジの上端値（ L_{10} ）	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」（国土技術政策総合研究所、土木研究所）による予測	事業計画地周辺（3 地点）	自動車の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価 振動に係る基準との整合について検討
日照害	軌道施設（嵩上式）の存在	日影線	時刻別日影線 等時間日影線	日影理論計算による予測	事業計画地周辺	施設の存在時（冬至日）	回避又は低減されているか否かについて評価 日照障害に係る基準との整合について検討
電波障害	軌道施設（嵩上式）の存在	電波障害範囲	遮へい障害範囲 反射障害範囲	「建造物障害予測の手引き 地上デジタル放送 2005.3」（社団法人日本CATV技術協会）による予測	事業計画地周辺	施設の存在時	回避又は低減されているか否かについて評価

表 6.2.3(2) 予測及び評価の手法（施設の存在及び供用に係る項目）

予測項目			予測事項	予測手法	予測地点	予測時期	評価手法
動 物	軌道施設（嵩上式）の存在	重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布、生息地への影響	施設の存在による重要な種等の生息に及ぼす影響の程度	事業計画及び科学的知見や類似事例を参考に定性的に予測	事業計画地及びその周辺	施設の存在時	回避又は低減されているか否かについて評価
	道路（地表式）の存在						
植 物	軌道施設（嵩上式）の存在	重要な種・群落の生育地の分布、生育地への影響	施設の存在による重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度	事業計画及び科学的知見や類似事例を参考に定性的に予測	事業計画地及びその周辺	施設の存在時	回避又は低減されているか否かについて評価
	道路（地表式）の存在						
生態系	軌道施設（嵩上式）の存在	注目種・群落の分布、生息・生育基盤への影響	注目種・群落の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度	事業計画及び科学的知見や類似事例を参考に、他の動植物との関係を踏まえて定性的に予測	事業計画地及びその周辺（動物・植物の予測範囲）	施設の存在時	回避又は低減されているか否かについて評価
	道路（地表式）の存在						
景 観	軌道施設（嵩上式）の存在	地域景観の特性の変化	地域景観の特性の変化の程度	現況調査結果及び事業計画を勘案し定性的に予測	事業計画地周辺	施設の存在時	回避又は低減されているか否かについて評価
	道路（地表式）の存在	主要な眺望地点からの眺望の変化	主要な眺望地点からの眺望の変化の程度	フォトモンタージュ法による予測	事業計画地周辺（8地点）	施設の存在時	
温室効果ガス等	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）	二酸化炭素排出量の変化	二酸化炭素排出量の変化の程度	排出原単位による推計	事業計画地周辺	車両の走行時	回避又は低減されているか否かについて評価
	車両の走行（地下を走行する場合に限る。）						
	自動車の走行					自動車の走行時	

